

人事委員会年報

平成26年度
(平成27年4月1日現在)

岩手県人事委員会

目 次

第1	人事委員会		
1	人事委員	1
2	委員会活動	1
3	人事委員会会議		
	(1) 年間開催状況	2
	(2) 審議事項	3
4	条例案等に対する意見	10
5	人事委員会規則、告示等の制定・改廃状況	12
6	委員会の調査活動	16
第2	事務局		
1	事務局		
	(1) 組織	17
	(2) 事務分掌	17
	(3) 事務局職員の配置	18
	(4) 事務局職員一覧表	19
	(5) 予算	20
	(6) 主な行事・業務の状況	21
	(7) 諸会議等	24
2	任用関係事務		
	(1) 概況	28
	(2) 職員採用試験の実施状況	29
	(3) 警察官昇任試験の実施状況	36
	(4) 選考による採用、昇任及び転任	37
3	給与関係事務		
	(1) 平成26年の給与等の報告	40
	(2) 初任給等規則の規定に基づく承認事務	50
	(3) 職員の状況	51
4	分限及び懲戒		
	(1) 分限処分の状況	57
	(2) 懲戒処分の状況	57
5	審査関係事務		
	(1) 公平審査関係	59
	(2) 職員苦情相談	61
	(3) 職員団体関係	62
	(4) 労働基準監督関係	62
	(5) 公平事務委託市町村等の事務の受託状況	64
6	参考資料		
	(1) 初任給基準表	65
	(2) 級別職務区分表	67
	(3) 給料の特別調整額	87
	(4) 職員の昇格実施基準	94
	(5) 管理職員等の範囲	95
	(6) 登録職員団体一覧	107
	(7) 号別区分表	108
	(8) 市町村等公平事務委託状況一覧	109

人 事 委 員 会

第1 人事委員会

1 人事委員

人事委員会の委員長及び委員は、次表のとおりである。

(平成27年4月1日現在)

職名	氏名	委員就任期間	備考
委員長	熊谷 隆司	平成24.10.12～平成26.7.18 (前委員長残任期間) 平成26.7.19～平成30.7.18	弁護士 委員長就任 平成24.10.12
委員	伊藤 方子	平成19.7.3～平成23.7.2 平成23.7.3～平成27.7.2	(元)銀行員 (元)団体職員(雇用管理アドバイザー)
委員	飛澤 重嘉	平成21.7.17～平成25.7.16 平成25.7.17～平成29.7.16	(元)岩手県理事

2 委員会活動

人事委員会の会議は、定例会22回、臨時会7回の計29回開催して154案件について審議を行った。なお、条例案に対する意見についての回答は3件であった。

任用関係では、Ⅰ種、Ⅱ種及びⅢ種並びに警察官A(男性・女性)、警察官B(男性・女性)採用試験を実施し、それぞれの採用候補者を決定した。また、Ⅰ種試験のうち総合土木職で追加募集を実施したほか、平成23年度から4年度連続で任期付職員採用試験を実施した。

受験者数はⅠ種及びⅢ種が前年度を上回り、Ⅱ種、警察官A(男性・女性)、警察官B(男性・女性)及び任期付職員採用試験が前年度を下回った。

また、公募による身体障がい者を対象とした選考のほか、警察官(武道指導)採用選考、岩手県職員採用選考(科学捜査研究所 文書・心理担当研究員)を実施した。

給与関係では、10月9日に議会及び知事に対して、職員の給与等に関する勧告を行った。

公平審査関係では、不利益処分についての不服申立ての係属件数が、平成25年度からの繰越分184件に平成26年度新たに県関係1件が係属し185件となったが、県関係129件が取下げされ、また、県関係52件を打ち切りしたため、平成26年度末においては4件となった。

また、勤務条件に関する措置の要求の係属件数はなかった。

市町村等の公平委員会の事務の受託関係については、管理職員等の指定、職員からの苦情相談などを行った。なお、受託市町村等は平成27年4月1日現在で、13市15町4村、22一部事務組合、3広域連合の合計57団体となっている。

このほか、全国人事委員会連合会総会、東北・北海道地区人事委員会協議会委員長・事務局長会議、同協議会委員・事務局長合同会議等に参加して、他県等の人事委員会との情報交換や共同研究を行った。

3 人事委員会会議

本年度における人事委員会の会議の開催回数は、定例会22回、臨時会7回の計29回であった。

各月ごとの開催状況は、次のとおりである。

(1) 年間開催状況

月別	開催回数		議案件数										協議件数	報告件数
	定例	臨時	規則	告示等	通知	試験	審査	承認	勧告	意見	その他	計		
4	2	0	1			4	1					6	0	8
5	2	0				1		1				2	1	4
6	2	0								1		1	1	4
7	2	1	2			1					2	5	1	4
8	2	0										0	2	6
9	2	2				2						2	5	6
10	2	2				2	2		1			5	1	7
11	2	0				2				1		3	8	4
12	1	0	7					1				8	1	1
1	1	0				1						1	1	3
2	2	0	2			2		1		1		6	4	3
3	2	2	12	1		5	5	7			1	31	3	6
計	22	7	24	1	0	20	8	10	1	3	3	70	28	56

(過去3年間の開催状況)

年度別	開催回数		議案件数										協議件数	報告件数
	定例	臨時	規則	告示等	通知	試験	審査	承認	勧告	意見	その他	計		
H25	23	11	27	2	0	15	8	10	1	3	1	67	29	83
H24	23	10	18	2	0	15	7	11	1	2	3	59	25	64
H23	23	12	29	3	2	17	6	9	1	5	2	74	44	89

(2) 審議事項

回数	開催年月日	議案及び協議事項等
1	26.4.4 (金) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成26年度岩手県職員採用Ⅰ種試験の実施について 2. 平成26年度岩手県職員採用Ⅱ種試験の実施について 3. 平成26年度岩手県職員採用Ⅲ種試験の実施について 4. 平成26年度岩手県警察官採用試験の実施並びに警視總監、埼玉県警察本部長、千葉県人事委員会及び神奈川県人事委員会との警察官採用試験(第1次試験)の共同実施について 5. 県職員関係49.4.11等事案及び県職員関係58.10.7事案に係る準備手続の実施を委任する者の変更について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 口頭により開示請求をすることができる個人情報について 2. 労働基準法別表第一の号別区分についての覚書別表(号別区分表)の補正について 3. 平成26年度事業(事務)計画表について 4. 平成25年度懲戒処分及び分限処分の状況について 5. 職員の苦情相談の処理状況について
2	26.4.24 (木) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成26年職種別民間給与実態調査の実施概要について 2. 平成25年度採用候補者名簿からの採用状況について 3. 平成26年度東北・北海道人事委員会協議会委員長・事務局長会議の概要について
3	26.5.8 (木) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 期末手当及び勤勉手当の加算割合を100分の20とする職員として、教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の職務の級4級の職員のうち別に定める職員について承認することについて <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成26年度岩手県任期付職員採用試験の実施について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 関係労働団体等からの要請書について
4	26.5.22 (木) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成26年度岩手県任期付職員採用試験の実施について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成26年度身体障がい者を対象とした岩手県職員採用選考の実施について 2. 不利益処分についての不服申立て事案の状況について 3. 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の公布について

回数	開催年月日	議案及び協議事項等
5	26.6.12 (木) (定例)	協議事項 1. 給与に関する動向について 報告事項 1. 平成26年度岩手県職員採用I種試験及び警察官A採用試験の申込状況について
6	26.6.26 (木) (定例)	議案 1. 条例案に対する意見について 報告事項 1. 第122回全国人事委員会連合会総会の概要について 2. 平成26年6月県議会定例会の会期・日程等について 3. 関係労働団体等からの要請書について
7	26.7.9 (水) (定例)	協議事項 1. 職の新設等に伴う格付けについて 報告事項 1. 平成26年職種別民間給与実態調査の実施状況について 2. 平成26年度岩手県職員採用I種試験第1次試験の合格状況について 3. 平成26年6月岩手県議会6月定例会の状況について
8	26.7.22 (火) (定例)	議事 1. 委員長の選挙について 2. 委員長職務代理者の指定について 議案 1. 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則について 2. 級別職務区分表の告示の一部改正について
9	26.7.31 (木) (臨時)	議案 1. 平成26年度岩手県職員採用I種候補者名簿を確定することについて 報告事項 1. 平成26年度警察官A採用試験第1次試験の合格状況について
10	26.8.18 (月) (定例)	協議事項 1. 平成26年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告事項 1. 平成26年人事院勧告の概要について 2. 平成26年度岩手県任期付職員(総合土木)採用試験第1次試験の合格状況について 3. 岩手県人事委員会の業務の状況の報告について
11	26.8.29 (金) (定例)	協議事項 1. 平成26年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告事項 1. 平成26年度身体障がい者を対象とした岩手県職員採用選考の申込状況について 2. 「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する基本的方向性」について 3. 関係労働団体等からの要請書について

回数	開催年月日	議案及び協議事項等
12	26. 9. 11 (木) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成 26 年度岩手県警察官採用候補者名簿（警察官 A）を確定することについて 平成 26 年度岩手県任期付職員採用候補者名簿（総合土木）を確定することについて <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成 26 年職員の給与等に関する報告及び勧告について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成 26 年度岩手県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験及び警察官 B 採用試験の申込状況について 平成 26 年度岩手県任期付職員採用試験（一般事務）の申込状況について 関係労働団体からの要請書について
13	26. 9. 18 (木) (臨時)	<p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成 26 年職員の給与等に関する報告及び勧告について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 関係労働団体からの要請書について
14	26. 9. 22 (月) (臨時)	<p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成 26 年職員の給与等に関する報告及び勧告について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 岩手県議会平成 26 年 9 月定例会の会期・日程について
15	26. 9. 25 (木) (定例)	<p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成 26 年職員の給与等に関する報告及び勧告について 平成 26 年度岩手県職員採用Ⅰ種試験（特別募集）の実施について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 関係労働団体からの要請書について
16	26. 10. 2 (木) (臨時)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成 26 年度岩手県職員採用Ⅰ種試験（追加募集）の実施について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成 26 年職員の給与等に関する報告及び勧告について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 関係労働団体からの要請書について
17	26. 10. 9 (木) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成 26 年職員の給与等に関する報告及び勧告について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成 26 年度岩手県警察官 B 採用試験の第 1 次試験の合格状況について 平成 26 年度身体障がい者を対象とした岩手県職員採用選考の実施結果について 関係労働団体からの要請について 地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて
18	26. 10. 23 (木) (定例)	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成 26 年度岩手県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験及び岩手県任期付職員（一般事務）採用試験の第 1 次試験の合格状況について 職員からの苦情相談の処理状況等について

回数	開催年月日	議案及び協議事項等
19	26.10.29 (水) (臨時)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成26年度岩手県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種及び岩手県任期付職員（一般事務）採用候補者名簿を確定することについて 2. 不利益処分についての不服申立ての受理について 3. 議案第2号の事案に係る審理の委任及び審理長の指名について
20	26.11.13 (木) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成26年度岩手県警察官採用候補者名簿（警察官B）を確定することについて <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 給与に関する動向について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成26年度都道府県人事委員会勧告の状況について 2. 平成26年度人事委員会勧告に係る総務省ヒアリングの概要について
21	26.11.27 (木) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 条例案に対する意見について 2. 平成26年度岩手県警察官（警部補・巡査部長）昇任候補者名簿を確定することについて <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 給料表の適用範囲に関する規則の一部改正について 2. 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について 3. 職員の給料の調整額に関する規則の一部改正について 4. 初任給調整手当に関する規則の一部改正について 5. 通勤手当に関する規則の一部改正について 6. 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について 7. 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成26年度岩手県警察官（武道指導）採用選考の実施結果について 2. 平成26年12月県議会定例会の会期・日程等について
22	26.12.11 (木) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 給料表の適用範囲に関する規則の一部改正について 2. 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について 3. 職員の給料の調整額に関する規則の一部改正について 4. 初任給調整手当に関する規則の一部改正について 5. 通勤手当に関する規則の一部改正について 6. 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について 7. 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 8. 職員の選考による昇任及び職務の級の決定について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働基準及び労働安全衛生に関する事業場調査結果に係る指導について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成26年12月県議会定例会の状況について

回数	開催 年月日	議案及び協議事項等
23	27.1.22 (木) (定例)	<p>議案</p> <p>1. 平成26年度岩手県職員採用I種候補者名簿（追加募集）を確定することについて</p> <p>協議事項</p> <p>1. 職の新設等に伴う格付け（給料の特別調整額等）について</p> <p>報告事項</p> <p>1. 「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会」報告書について</p> <p>2. 公務員の給与の状況について</p> <p>3. 不利益処分についての不服申立て事案の状況について</p>
24	27.2.13 (金) (定例)	<p>議案</p> <p>1. 平成26年度岩手県警察官（警部）昇任候補者名簿を確定することについて</p> <p>協議事項</p> <p>1. 岩手県議会2月定例会に提案される条例案について</p> <p>2. 職の新設等に伴う格付け（給料の特別調整額等）について</p> <p>3. 平成27年度岩手県職員採用III種試験（特別募集）の実施について</p> <p>4. 平成27年度岩手県職員（スポーツ経験者）採用選考の実施について</p> <p>報告事項</p> <p>1. 岩手県議会2月定例会の会期・日程について</p> <p>2. 岩手県獣医師会からの要請書について</p>
25	27.2.26 (木) (定例)	<p>議案</p> <p>1. 条例案に対する意見について</p> <p>2. 職員の任用に関する規則の一部改正について</p> <p>3. 平成27年4月1日における号給の調整に関する規則の制定について</p> <p>4. 平成27年度岩手県職員採用III種試験（特別募集）の実施について</p> <p>5. 職員の選考による昇任及び職務の級の決定について</p> <p>報告事項</p> <p>1. 関係労働団体等からの要請書について</p>
26	27.3.5 (木) (臨時)	<p>議案</p> <p>1. 職員の懲戒の手續及び効果等に関する規則の一部改正について</p> <p>2. 初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>3. 特勤勤務手当等に関する規則及び単身赴任手当に関する規則の一部改正について</p> <p>4. 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正について</p> <p>5. 職員の育児休業等に関する規則の一部改正について</p> <p>6. 職員の選考による昇任の決定について</p> <p>協議事項</p> <p>1. 教育長の営利企業への従事等の制限に関する規則の制定について</p> <p>報告事項</p> <p>1. 平成27年度岩手県職員（スポーツ選考）採用選考の実施について</p>

回数	開催 年月日	議案及び協議事項等
27	27.3.12 (木) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育長の営利企業への従事等の制限に関する規則の制定について 2. 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 3. 給料の特別調整額に関する規則の一部改正について給料の特別調整額に関する規則の一部改正について 4. 級別職務区分表の告示の一部改正について 5. 職員の選考による昇任及び職務の級の決定について 6. 不利益処分についての不服申立て（50 岩人委（不）第 8417 号～第 8464 号事案）に係る審査の打切りについて 7. 不利益処分についての不服申立て（51 岩人委（不）第 10872 号～第 10923 号事案）に係る審査の打切りについて 8. 不利益処分についての不服申立て（56 岩人委（不）第 1 号～第 50 号事案）に係る審査の打切りについて 9. 不利益処分についての不服申立て（59 人委（不）第 1 号事案及び 59 人委（不）第 2 号事案）に係る審査の打切りについて 10. 不利益処分についての不服申立て（60 人委（不）第 1 号～第 61 号事案）に係る審査の打切りについて <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 11. 不利益処分についての不服申立て（26 人委（不）第 1 号事案）の審査の進行状況について
28	27.3.20 (金) (臨時)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. へき地手当等に関する規則の一部改正について 2. 岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部改正について 3. 事務局職員の人事について 4. 給料の特別調整額の適用区分を 1 種上位とすることについて承認することについて 5. 校長の採用による職務の級等の決定について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不利益処分についての不服申立て（26 人委（不）第 1 号事案）の判定方針について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事務局職員の人事について 2. 平成 26 年岩手県人事委員会報告・勧告の状況について 3. 岩手県議会平成 27 年 2 月定例会の状況について 4. 関係労働団体からの要請書について

回数	開催年月日	議案及び協議事項等
29	27.3.26 (木) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 2. 平成 27 年度岩手県職員採用 I 種試験の実施について 3. 平成 27 年度岩手県職員採用 II 種試験の実施について 4. 平成 27 年度岩手県職員採用 III 種試験の実施について 5. 平成 27 年度岩手県任期付職員採用試験の実施について 6. 平成 27 年度岩手県警察官採用試験の実施並びに警視總監、埼玉県警察本部長、千葉県人事委員会及び神奈川県人事委員会の警察官採用試験の第 1 次試験の共同実施について 7. 職員の選考による採用及び職務の級の決定について 8. 一般職の任期付職員の採用について 9. 職員の勤務延長の期限の延長について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不利益処分についての不服申立て（26 人委（不）第 1 号事案）の判定方針について

4 条例案等に対する意見

県議会から条例案について意見を求められ、次のとおり回答した。

意見提出 年月日	件名	内容	意見
26. 6. 26.	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（議案第6号）	公害防止等業務手当の支給範囲を拡大するとともに、併せて所要の整備をすること。	適当なものと認められます。
	人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（議案第7号）	地方公務員法の一部改正に伴い、任命権者が知事に対し報告すべき人事行政の運営の状況に職員の休業の状況を加えること。	
26. 11. 28	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（議案第8号）	特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定すること。	適当なものと認められます。
	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（議案第9号）	任期付研究員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定すること。	
	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（議案第10号）	一般職の職員の給料月額、初任給調整手当及び通勤手当の支給限度額並びに勤勉手当の支給割合を改定し、寒冷地手当の支給地域を改める等所要の改正をすること。	
	一般職の職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例（議案第11号）	特別支援学校に勤務する教育に直接従事することを本務とする職員及び養護教諭等の給料の調整額を改定する等所要の改正をすること。	
	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（議案第12号）	教員特殊業務手当の支給限度額を引き上げ、及び県立の中学校に置くこととした主幹教諭について支給対象とする手当を定めること。	
	市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（議案第18号）	市町村立学校職員の給料月額、通勤手当の支給限度額及び勤勉手当の支給割合を改定し、寒冷地手当の支給地域を改める等所要の改正をすること。	

	市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例（議案第 19 号）	特別支援教育に直接従事することを本務とする職員の給料の調整額を改定すること。	
27. 2. 27	特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例のうち附則第 5 項及び第 6 項（議案第 27 号）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い教育長の給料等について定めること。（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止するとともに、所要の経過措置を講ずること。）	議案第 27 号、議案第 30 号及び議案第 32 号については、適当なものと認められます。 議案第 29 号及び議案第 61 号の条例案による給料の特別調整額及び管理職手当の一部を減額する措置については、本県の財政事情等諸般の情勢に鑑み行う特例的な措置であり、やむを得ないと考えます。 しかしながら、特例的な減額措置は平成 17 年度から毎年度実施され、その期間は 10 年の長きにわたっており、本委員会としては、早期に勧告に基づく給与水準が確保されるよう望むものであります。
	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（議案第 29 号）	諸般の情勢に鑑み、管理又は監督の地位にある職員に支給されるべき給料の特別調整額を減額すること。	
	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（議案第 30 号）	用地交渉等手当の支給範囲を拡大するとともに、併せて所要の整備をすること。	
	職員の職務に係る倫理の保持に関する条例の一部を改正する条例（議案第 32 号）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、条例の適用範囲から教育長を除外すること。	
	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（議案第 61 号）	諸般の情勢に鑑み、管理又は監督の地位にある職員に支給されるべき管理職手当を減額すること。	

5 人事委員会規則、告示等の制定・改廃状況

平成26年度に行った人事委員会規則の制定・改廃の内容は、次のとおりである。

(1) 規則

公布年月日 番 号	規 則 名	施 行 年月日	概 要
26. 5. 2 規則第21号	公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	26. 5. 2	公平事務委託市町村等の組織改編に伴い、所要の改正を行った。
26. 7. 29 規則第22号	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	26. 7. 29	代替職員として採用される任用の期限を付された栄養教諭に係る格付けの見直しに伴い、所要の改正を行った。
26. 12. 22 規則第23号	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	27. 1. 1	教員特殊業務手当の額を引き上げる改正を行った。
26. 12. 22 規則第24号	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	27. 4. 1	県立の中学校に置くこととした主幹教諭について、教育職給料表(2)を適用する職員となるよう所要の改正を行った。
26. 12. 22 規則第25号	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	27. 1. 1	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、交通用具使用者に係る通勤手当の額率について所要の改正を行った。
26. 12. 22 規則第26号	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	26. 12. 22 (26. 4. 1適用)	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
26. 12. 22 規則第27号	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	26. 12. 22 (26. 12. 1適用)	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、勤勉手当に係る成績率について所要の改正を行った。
26. 12. 22 規則第28号	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	26. 12. 22 (26. 4. 1適用)	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
26. 12. 22 規則第29号	職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	26. 12. 22 (26. 4. 1適用)	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
27. 3. 3 規則第1号	平成27年4月1日における号給の調整に関する規則	27. 4. 1	一般職員の給与に関する条例等の附則の規定により、平成27年4月1日における号給の調整に関し必要な事項を定めた。
27. 3. 6 規則第2号	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	27. 4. 1	職員採用試験の試験方法について、所要の改正を行った。
27. 3. 13 規則第3号	職員の懲戒の手續及び効果等に関する規則の一部を改正する規則	27. 4. 1	独立行政法人通則法等の改正に伴い、所要の改正を行った。
27. 3. 13 規則第4号	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	27. 4. 1	独立行政法人通則法の一部改正に伴う所要の整備、歯科技工士の初任給基準の

公布年月日 番 号	規 則 名	施 行 年月日	概 要
			改正を行った。
27. 3. 13 規則第 5 号	特地勤務手当等に関する規則及び 単身赴任手当に関する規則の一部 を改正する規則	27. 4. 1	独立行政法人通則法の一部改正に伴 い、所要の改正を行った。
27. 3. 13 規則第 6 号	職員の育児休業等に関する規則の 一部を改正する規則	27. 3. 13	職員の育児休業等に関する条例の一部 改正に伴い、所要の改正を行った。
27. 3. 27 規則第 7 号	給料の特別調整額に関する規則の 一部を改正する規則	27. 3. 27	警察本部の組織改編等に伴い、所要の 改正を行った。
27. 3. 27 規則第 8 号	教育長の営利企業への従事等の制 限に関する規則	27. 4. 1	地方教育行政の組織及び運営に関する 法律の一部改正に伴い、新たに規則を制 定した。
27. 3. 31 規則第 9 号	へき地手当等に関する規則の一部 を改正する規則	27. 4. 1	へき地学校及び指定学校の統廃合に伴 い、所要の改正を行った。
27. 3. 31 規則第 10 号	給料の特別調整額に関する規則の 一部を改正する規則	27. 4. 1	知事部局及び労働委員会の組織改編等 に伴い、所要の改正を行った。
27. 3. 31 規則第 11 号	期末手当及び勤勉手当に関する規 則の一部を改正する規則	27. 4. 1	一般職の職員の給与に関する条例等の 一部改正に伴い勤勉手当に係る成績率を 改正するとともに、独立行政法人通則法 の一部改正に伴い所要の改正を行った。
27. 3. 31 規則第 12 号	管理職員等の範囲を定める規則の 一部を改正する規則	27. 4. 1	知事部局の組織改編等に伴い、所要の 改正を行った。

(2) 訓令

制定年月日 番 号	訓 令 名	施 行 年月日	概 要
27. 3. 31 訓令第 1 号	岩手県人事委員会事務局代決専決 規程の一部を改正する訓令	27. 4. 1	審査・給与担当課長の新設に伴い、所 要の改正を行った。

(3) 告示

制定年月日 番 号	告 示 名	施 行 年月日	概 要
26. 7. 29 告示第 3 号	級別職務区分表の一部を改正する 告示	26. 7. 29	代替職員として採用される任用の期限 を付された栄養教諭に係る格付けの見直 しに伴い、所要の改正を行った。
27. 3. 20 告示第 1 号	不利益処分についての不服申立て に関する規則第 50 条の規定による 判定書の送達に代えて送達すべき 書類を交付する旨の告示	27. 3. 20	判定書を送達すべき者の所在が容易に 知れないため、公示の方法により送達し た。
27. 3. 31 告示第 2 号	級別職務区分表の一部を改正する 告示	27. 4. 1	知事部局等の組織改編等に伴い、所要 の改正を行った。

(4) 通知

通知年月日 番 号	通 知 名	適 用 (施行) 年月日	概 要
26. 12. 22 人委職第 195 号	「期末手当及び勤勉手当に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	26. 12. 1	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、勤勉手当に係る成績率及び勤勉手当の額の総額の範囲について、所要の改正を行った。
26. 12. 22 人委職第 196 号	「職員の給料の調整額に関する規則の調整基本額について」の通知について	26. 4. 1	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、職員の給料の調整額の調整基本額の算定結果を通知した。
26. 12. 22 人委職第 197 号	「給与条例等の一部改正に伴う差額の支給等について」の通知について	26. 12. 22	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、平成 26 年 4 月 1 日に遡及して支給される給与と既に支給された給与との差額の支給等について、必要な事項を定めた。
26. 12. 22 人委職第 198 号	「給与条例等の改正に伴い平成 18 年改正条例附則第 8 項から第 10 項まで等の規定による給料の額が減少した場合等における職員に対する通知について」の通知について	26. 12. 22	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、平成 18 年改正条例附則第 8 項から第 10 項まで等の規定による給料の額が減少した職員に対する通知について必要な事項を定めた。
27. 2. 12 人委職第 224 号	「職員の特殊勤務手当に関する規則の運用について」の通知の一部改正について	27. 2. 12	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内に新事務棟が完成したことに伴い、所要の改正を行った。
27. 3. 3 人委職第 237 号	平成 27 年 4 月 1 日における号給の調整の運用について	27. 4. 1	平成 27 年 4 月 1 日における号給の調整に関する規則の制定に伴い、昇給回復措置に係る必要事項を定めた。
27. 3. 3 人委職第 238 号	給与条例等の改正に伴い平成 18 年改正条例附則第 8 項から第 10 項までの規定による給料が支給されなくなることに伴う職員に対する通知について	27. 4. 1	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、平成 27 年 4 月 1 日から現給保障が支給されなくなる職員等に対する通知の例を示した。
27. 3. 3 人委職第 239 号	「復職時等における号給の調整の運用について」の通知の一部改正について	27. 4. 1	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正並びに平成 27 年 4 月 1 日における号給の調整に関する規則の制定に伴い、昇給回復措置実施後に係る復職時調整について、昇給回復措置による号給の調整を加味して決定することが出来るように所要の改正を行った。

通知年月日 番 号	通 知 名	適 用 (施行) 年月日	概 要
27. 3. 13 人委職第 247 号	「初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の運用について」の通知の一部改正について	27. 4. 1	歯科技工士の初任給基準を改めること及び防衛医科大学校における看護学科新設に伴う所要の改正を行った。
27. 3. 13 人委職第 248 号	「免許所有職員等の経験年数の取扱いについて」の通知の一部改正について	27. 4. 1	歯科技工士に係る初任給基準等の改正及び臨床工学技士の免許取得前の経歴の取扱いの追加の改正を行った。
27. 3. 31 人委職第 259 号	「住居手当に関する規則等の運用について」の通知の一部改正について	27. 4. 1	独立行政法人通則法の一部改正に伴い所要の改正を行った。
27. 3. 31 人委職第 260 号	「期末手当及び勤勉手当に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	27. 4. 1	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い勤勉手当に係る成績率及び勤勉手当の額の総額の範囲を改正するとともに、独立行政法人通則法の一部改正に伴い所要の改正を行った。

6 委員会の調査活動

(1) 現場職員の声を聴く会

人事委員会委員が県行政の第一線に赴き、現場の実態を視察するとともに、そこで働く職員から生の声を聞くことにより、県職員の業務や意識、生活に対する理解を深め、もって人事行政の適正かつ円滑な推進に資することを目的として実施した。

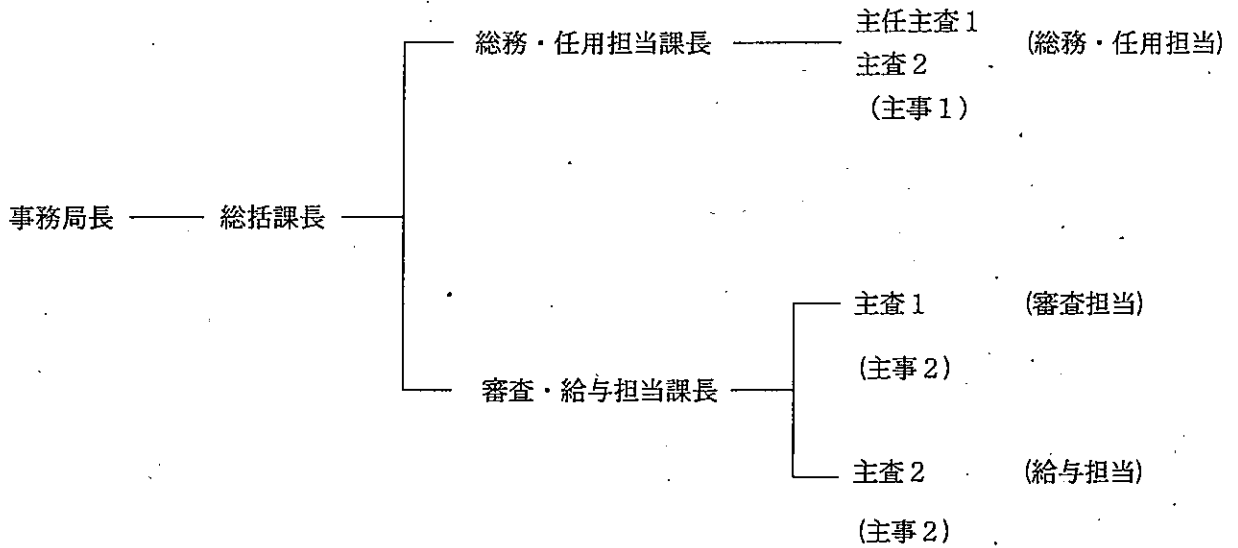
実施日	概要
平成 26 年 6 月 12 日 (木)	<p>1 調査公所名 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター管内 (高田海岸防潮堤、気仙川水門建設現場、ベルトコンベア等) 県立高田高等学校建設現場 大船渡魚市場 大船渡地区合同庁舎、分庁舎及び職員公舎</p> <p>2 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設見学及び概要説明 ・ 意見交換 大船渡管内における復興工事の進捗状況及び現場での業務推進上の課題について 増員した職員の勤務環境及び生活環境の現状及び課題について 他県からの派遣職員、任期付職員等様々な身分の職員が混在することに伴う問題点について
平成 27 年 1 月 8 日 (木)	<p>1 調査公所名 花巻空港事務所 岩手県防災航空センター 警察航空隊</p> <p>2 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設見学及び概要説明 ・ 意見交換 勤務体制及び人員配置について 緊急時の対応等について

事 務 局

第2 事務局

1 事務局（平成27年4月1日現在）

(1) 組織



(2) 事務分掌

担当	分掌事務
総務・任用担当	1 人事委員会の会議に関すること。
	2 公印に関すること。
	3 事務局職員の任用、給与、その他人事に関すること。
	4 人事委員会の規則、訓令等の公布又は公表に関すること。
	5 行政文書の收受、審査、発送及び整理保存に関すること。
	6 物品の管理に関すること。
	7 予算経理に関すること。
	8 広報に関すること。
	9 人事記録に関することの管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること。
	10 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関すること（審査・給与担当の分掌事務に係るものを除く。）。
	11 職員の競争試験及び選考に関すること。
	12 職階制に関する計画に関すること。
	13 職員の研修及び勤務成績の評定についての総合的企画及び勧告に関すること（審査・給与担当の分掌事務に係るものを除く。）。
	14 情報公開に関する事務の総括に関すること。
	15 個人情報保護に関する事務の総括に関すること。

担当	分 掌 事 務
審 査 ・ 給 与 担 当	1 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関する事。 2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求に関する事。 3 職員に対する不利益処分についての不服申立てに関する事。 4 職員からの苦情相談に関する事。 5 職員団体の登録に関する事。 6 労働基準監督機関の職権に関する事。 7 公平委員会の事務の受託に関する事。 8 給与、勤務時間その他の勤務条件、その他職員に関する制度についての調査研究等に関する事。 9 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関する事（総務・任用担当の分掌事務に係るものを除く。） 10 職員に対する給与の支払の監理に関する事。 11 職員の研修及び勤務成績の評定についての総合的企画及び勧告に関する事（総務・任用担当の分掌事務に係るものを除く。） 12 給料表についての報告及び勧告に関する事。 13 その他法令又は条例に基づく人事委員会の所掌に属する事務のうち、審査又は給与に係るものに関する事。

(3) 事務局職員の配置

職員の定数は、岩手県定数条例（昭和 27 年条例第 18 号）に基づき、昭和 40 年以降 19 名とされていたが、行政改革の一環として行われた定数の見直しにより、昭和 61 年 4 月 1 日以降 18 名とされた。

なお、現員は、平成 18 年 4 月 1 日から 17 名、平成 20 年 4 月 1 日から事務局の組織改編に伴い、総務課が廃止され 16 名、平成 21 年 4 月 1 日から 15 名となっている。

課・担当名	定数(実質)	現 員	備 考	
事務局長	1	1		
職員課	総括課長	1	1	
	総務・任用担当	5	(総務) 2 (任用) 3	総務・任用担当課長を含む。
	審査・給与担当	8	(審査) 4 (給与) 4	審査・給与担当課長を含む。
計	15	15		

(4) 事務局職員一覧表

職 名	氏 名	在職期間
事 務 局 長	佐藤 新	26. 4. 1～
【職員課】		
総 括 課 長	坊良 英樹	27. 4. 1～
(総務・任用担当)		
総務・任用担当課長	加藤 勝章	27. 4. 1～
主 任 主 査	金戸 伸幸	25. 4. 1～
主 査	松崎 浩恵	26. 4. 1～
主 査	工藤 研	25. 4. 1～
主 事	小笠原 暢子	27. 4. 1～
(審査・給与担当)		
審査・給与担当課長	藤村 朗	26. 4. 1～
(審査担当)		
主 査	千葉 絵理	26. 4. 1～
主 事	佐々木 修平	27. 4. 1～
主 事	小野寺 誠	27. 4. 1～
(給与担当)		
主 査	藤原 ひろみ	25. 4. 1～
主 査	石川 真姫	27. 4. 1～
主 事	細川 星児	26. 4. 1～
主 事	菊池 和也	27. 4. 1～

(注) 在職期間は、人事委員会事務局職員として在職した期間である。

(5) 予算

人事委員会関係の予算は、次のとおりである。

ア 歳 入

(単位：千円)

科 目	平成27年度 当初額	平成 26 年 度			摘 要
		当初額	補正額	総 額	
1 4 諸 収 入	3,039	3,085	34	3,119	
5 受託事業収入	2,401	2,400	1	2,401	
1 受託事業収入	2,401	2,400	1	2,401	公平委員会事務受託
1 総 務	2,401	2,400	1	2,401	
8 雑 入	638	685	28	713	
4 雑 入	638	685	28	713	
2 総 務	638	685	28	713	雇用保険料 警察官採用試験共同実施負担金

イ 歳 出

(単位：千円)

科 目	平成27年度 当初額	平成 26 年 度			摘 要
		当初額	補正額	総 額	
2 総 務 費	153,330	149,968	△ 839	149,129	
8 人事委員会費	153,330	149,968	△ 839	149,129	
1 委員会費	6,996	7,135	△ 276	6,859	
1 報 酬	6,372	6,372	0	6,372	委員報酬(3人)
9 旅 費	339	468	△ 216	252	
10 交 際 費	80	80	△ 50	30	
19 負担金補助 及び交付金	205	215	△ 10	205	
2 事務局費	146,334	142,833	△ 563	142,270	
2 給 料	61,648	60,052	149	60,201	職員(15人)
3 職員手当等	35,587	35,611	△ 498	35,113	職員手当
4 共 済 費	21,519	21,781	87	21,868	
7 賃 金	2,969	2,969	△ 60	2,909	期限付臨時職員
8 報 償 費	1,024	994	△ 62	932	
9 旅 費	4,105	3,504	△ 6	3,498	
10 交 際 費	40	40	△ 20	20	
11 需 用 費	5,754	5,565	△ 31	5,534	
12 役 務 費	2,052	1,946	△ 334	1,612	
13 委 託 料	8,115	7,235	445	7,680	職員採用・給与関係
14 使用料及び 賃借料	1,525	1,132	△ 96	1,036	採用試験会場使用料
18 備品購入費	80	80	△ 80	0	
19 負担金補助 及び交付金	1,916	1,924	△ 57	1,867	採用試験関係

(6) 主な行事・業務の状況

年月日	行事・業務内容
26. 4. 4	第1回人事委員会定例会
26. 4. 10～11	職種別民間給与実態調査説明会(東京都)
26. 4. 22	東北・北海道地区人事委員会協議会委員長・事務局長会議(仙台市)
26. 4. 24	第2回人事委員会定例会
26. 5. 7～5. 30	職員採用Ⅰ種試験及び警察官A(男性・女性)採用試験受験申込受付
26. 5. 8	第3回人事委員会定例会
26. 5. 12～6. 6	職員(科学捜査研究所 心理・文書担当研究員)採用選考受考申込受付
26. 5. 16	平成26・27年度全国人事委員会連合会審査部会第1回研究会(仙台市)
26. 5. 22	第4回人事委員会定例会
26. 6. 2～6.30	警察官(武道指導)採用選考申込受付
26. 6. 2～7. 18	任期付職員(総合土木)採用試験受験申込受付
26. 6. 12	第5回人事委員会定例会
26. 6. 12	「現場職員の声を聴く会」(沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター管内ほか)
26. 6. 20	全国人事委員会連合会第122回総会(東京都)
26. 6. 22	職員採用試験Ⅰ種試験第1次試験(滝沢市・東京都)
26. 6. 26	第6回人事委員会定例会
26. 6. 27	職員採用試験Ⅰ種試験第1次試験合格発表
26. 7. 4	平成26・27年度全国人事委員会連合会審査部会A班第1回班別連絡会議(盛岡市)
26. 7. 6	職員(科学捜査研究所 心理・文書担当研究員)採用選考第1次選考(盛岡市)
26. 7. 7～25	職員採用Ⅰ種試験第2次試験(盛岡市)
26. 7. 9	第7回人事委員会定例会
26. 7. 13	警察官A(男性・女性)採用試験第1次試験(滝沢市)
26. 7. 16～18	給与実務担当者説明会(仙台市)
26. 7. 16～8. 15	身体障がい者を対象とした職員採用選考受考申込受付
26. 7. 18	職員(科学捜査研究所 心理・文書担当研究員)採用選考第1次選考合格発表
26. 7. 22	第8回人事委員会定例会
26. 7. 29～8. 29	任期付職員(一般事務)採用試験受験申込受付
26. 7. 31	第9回人事委員会臨時会
26. 8. 1	職員採用Ⅰ種試験最終合格発表
26. 8. 1	警察官A(男性・女性)採用試験第1次試験合格発表
26. 8. 4～29	職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験及び警察官B(男性・女性)採用試験受験申込受付
26. 8. 4～29	警察官(武道指導)採用選考受考申込受付
26. 8. 6	任期付職員(総合土木)採用試験第1次試験合格発表
26. 8. 7	人事院勧告
26. 8. 8	人事院勧告説明会(全人連主催、東京都)
26. 8. 11	人事院勧告説明会(仙台市)
26. 8. 18	第10回人事委員会定例会
26. 8. 22	岩手県地方公務員共闘会議との局長会見
26. 8. 25～28	任期付職員(総合土木)採用試験第2次試験(盛岡市)
26. 8. 26	全国人事委員会事務局長会議(総務省主催、東京都)
26. 8. 26～27	東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長合同会議(北海道)
26. 8. 29	第11回人事委員会定例会
26. 9. 1～3	警察官A(男性・女性)採用試験第2次試験(盛岡市)
26. 9. 5	職員(科学捜査研究所 心理・文書担当研究員)採用選考第2次選考(盛岡市)
26. 9. 8	東北・北海道地区人事委員会協議会給与事務会議(青森市)

年月日	行事・業務内容
26. 9. 9	岩手県自治体労働組合総連合との総括課長会見
26. 9. 11	第12回人事委員会定例会
26. 9. 11	警察官A(男性・女性)採用試験最終合格発表
26. 9. 11	任期付職員(総合土木)採用試験最終合格発表
26. 9. 12	平成26・27年度全国人事委員会連合会審査部会A班第2回班別連絡会議(栃木県)
26. 9. 16	岩手県地方公務員共闘会議との総括課長会見
26. 9. 18	第13回人事委員会臨時会
26. 9. 21	警察官B(男性・女性)採用試験第1次試験 (滝沢市・金ヶ崎町・大船渡市・釜石市・宮古市・久慈市)
26. 9. 21	任期付職員(一般事務)採用試験第1次試験(滝沢市・東京都)
26. 9. 21	身体障がい者を対象とした職員採用選考第1次選考(滝沢市)
26. 9. 22	第14回人事委員会臨時会
26. 9. 22	身体障がい者を対象とした職員採用選考第1次選考合格発表
26. 9. 24	岩手県地方公務員共闘会議との事務局長会見
26. 9. 25	第15回人事委員会定例会
26. 9. 26	職員(科学捜査研究所 心理・文書担当研究員)採用選考最終合格発表
26. 9. 28	職員採用Ⅱ種試験第1次試験(滝沢市)
26. 9. 28	職員採用Ⅲ種試験第1次試験(滝沢市・金ヶ崎町・釜石市・宮古市・久慈市)
26. 9. 29	岩手県地方公務員共闘会議との事務局長会見
26. 9. 29	身体障がい者を対象とした職員採用選考第2次選考(盛岡市)
26. 10. 2	第16回人事委員会臨時会
26. 10. 2	岩手県地方公務員共闘会議との委員長会見
26. 10. 3	警察官B(男性・女性)採用試験第1次試験合格発表
26. 10. 9	第17回人事委員会定例会
26. 10. 9	職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験第1次試験合格発表
26. 10. 9	任期付職員(一般事務)採用試験第1次試験合格発表
26. 10. 9	職員の給与等に関する報告及び勧告
26. 10. 10	身体障がい者を対象とした職員採用選考最終合格発表
26. 10. 11~12	警察官(武道指導)採用選考(盛岡市)
26. 10. 16~24	職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験第2次試験(盛岡市)
26. 10. 20~24	任期付職員(一般事務)採用試験第2次試験(盛岡市)
26. 10. 23	第18回人事委員会定例会
26. 10. 29	第19回人事委員会臨時会
26. 10. 30	任期付職員(一般事務)採用試験最終合格発表
26. 10. 31	職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験最終合格発表
26. 11. 4~7	警察官B(男性・女性)採用試験第2次試験(盛岡市)
26. 11. 13	第20回人事委員会定例会
26. 11. 14	警察官B(男性・女性)採用試験最終合格発表
26. 11. 18	警察官(武道指導)採用選考合格発表
26. 11. 27	第21回人事委員会定例会
26. 12. 1~12	職員採用Ⅰ種試験(追加募集)受験申込受付
26. 12. 11	第22回人事委員会定例会
26. 12. 12	職種別民間給与実態調査勉強会(東京都)
26. 12. 25	岩手県庁業務セミナー(盛岡市)
27. 1. 8	「現場職員の声を聴く会」(花巻空港事務所ほか)
27. 1. 11	職員採用試験Ⅰ種試験(追加募集)第1次試験(盛岡市)

年 月 日	行 事・業 務 内 容
27. 1. 13～14	平成26・27年度全国人事委員会連合会審査部会第2回研究会(仙台市)
27. 1. 15	職員採用試験 I 種試験(追加募集)第1次試験合格発表
27. 1. 18	職員採用 I 種試験(追加募集)第2次試験(盛岡市)
27. 1. 22	第23回人事委員会定例会
27. 1. 23	職員採用 I 種試験(追加募集)最終合格発表
27. 1. 26～27	東北・北海道地区人事委員会協議会給与事務研修会兼全人連給与部会ブロック別勉強会 (東京都)
27. 1. 29	東北・北海道地区人事委員会協議会任用事務会議(秋田市)
27. 2. 13	第24回人事委員会定例会
27. 2. 16	第25回人事委員会定例会
27. 2. 16～17	平成26・27年度全国人事委員会連合会審査部会A班第3回班別連絡会議(沖縄県)
27. 3. 5	第26回人事委員会臨時会
27. 3. 12	第27回人事委員会定例会
27. 3. 17	岩手県職員・警察官業務説明会(盛岡市)
27. 3. 20	第28回人事委員会臨時会
27. 3. 26	第29回人事委員会定例会

(7) 諸会議等

平成 26 年度において開催された人事委員会関係の諸会議等の状況は、次のとおりである。

ア 全国人事委員会連合会

会議名	期日 (会場)	会議の内容
第 122 回総会	26.6.20 (東京都)	<p>永年勤続者の表彰</p> <p>1. 総務大臣表彰 (10 年勤続委員)</p> <p>議 事</p> <p>1. 平成 25 年度決算について</p> <p>2. 平成 26 年度事業計画案及び予算案について</p> <p>3. 第 123 回総会について</p> <p>4. 第 58 回公平審査事務研修会について</p> <p>報 告</p> <p>1. 平成 24・25 年度専門部会の結果報告について</p> <p>2. 第 56 回公平審査事務研修会の結果報告について</p> <p>3. 第 57 回公平審査事務研修会について</p> <p>4. 平成 26 年度理事について</p> <p>5. 「園遊会」「桜を見る会」への招待者について</p> <p>6. ブロック活動状況報告について</p> <p>役員選挙</p> <p>講 演</p> <p>1. 「国家公務員給与等をめぐる動きについて」 人事院事務総局給与局長 古屋 浩明 氏</p> <p>2. 「地方公務員給与について」 総務省自治行政局公務員部 公務員課給与能率推進室 三橋 一彦 氏</p>
第 57 回公平審査事務研修会 (中止)		26.7.10～11 に静岡県で開催を予定していたが、中止となった。
平成 26・27 年度 全国人事委員会 連合会審査部会	<p>26.5.16 (仙台市)</p> <p>26.7.4 (盛岡市)</p> <p>26.9.12 (宇都宮市)</p> <p>27.1.13～14 (仙台市)</p> <p>27.2.16～17 (那覇市)</p>	<p>A 班研究テーマ「苦情相談に関する研究」</p> <p>第 1 回研究会</p> <p>【全体会議】運営方針・スケジュールについて、研究テーマについて、研究班の設置について、研究報告書とりまとめ要領について</p> <p>【班別会議】班長の選出について、運営方法について</p> <p>第 1 回班別会議</p> <p>研究報告書 (第 1 次草案) 内容検討</p> <p>第 2 回班別会議</p> <p>研究報告書 (第 1 次草案) 内容検討</p> <p>第 2 回研究会</p> <p>研究報告書 (第 1 次草案) についての意見交換</p> <p>第 3 回班別会議</p> <p>研究報告書 (第 2 次草案) 内容検討</p>

イ 東北・北海道地区人事委員会協議会

会議名	期日 (会場)	会議の内容
委員長・事務局長 会議	26.4.22 (仙台市)	<p>講演</p> <ol style="list-style-type: none"> 「地方公務員の給与について」 総務省自治行政局公務員部給与能率推進室 定員給与調査官 菅野 孝志 氏 <p>議事</p> <ol style="list-style-type: none"> 東北・北海道地区人事委員会協議会公平審査等事務会議の廃止について 平成25年度事業報告及び歳入歳出決算について 平成26年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)について 平成26年度東北・北海道地区人事委員会協議会幹事委員会の選出について 平成26年度東北・北海道地区人事委員会協議会監事委員会の選出について 平成26年度全国人事委員会連合会役員(会長・副会長)選出のための選考委員の選出について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成26年度全国人事委員会連合会理事の選出について 平成26年度全国人事委員会連合会役員会の概要について <p>意見交換</p> <ol style="list-style-type: none"> 人物試験におけるメンタル面の評価について 面接試験対策の高度化への対応について
委員・事務局長合 同会議	26.8.26 ～27 (札幌市)	<p>【委員・事務局長合同会議】</p> <p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 各府県における今年度の人事委員会勧告・報告内容の検討状況について 就職・採用活動時期の後ろ倒しに伴う応募者確保対策の見直し等について 女性の活躍促進に向けた取り組みについて <p>【委員会議】</p> <p>意見交換</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成24年・25年全人連審査部会研究結果の概要について 採用試験制度について その他 <p>【事務局長会議】</p> <p>意見交換</p> <ol style="list-style-type: none"> 給与制度の総合的見直しに係る対応について 新たな人事評価制度について 新規採用後の職員の勤務状況の把握等について 技術職種の受験者確保対策について

会議名	期日 (会場)	会議の内容
委員・事務局長合同会議	26.8.26 ～27 (札幌市)	5. 労働組合との話し合いについて 6. 公平審査事案に係る情報開示について 7. 夏季休暇の措置状況について
給与事務会議	26.9.8 (青森市)	【課長・係長合同会議】 (1) 協議事項 1. 本年の改定について 2. 給与構造改革に伴う経過措置額の取扱いについて 3. 給与制度の総合的見直しへの対応について (給料表) 4. 給与制度の総合的見直しによる経過措置額の取扱いについて 5. 給与制度の総合的見直しに伴う号給増設について (2) その他 【分科会】 (1) 課長会議 1. 再任用職員に係る給与上の処遇について 2. 諸手当の改定 (通勤手当) について 3. 退職手当について 4. その他 (2) 係長会議 1. 寒冷地手当について 2. 諸手当の見直しについて 3. 獣医師等に係る初任給調整手当について 4. 聴取事項 (平成 26 年勧告及び報告等について) 5. その他
任用事務会議	27.1.29 (秋田市)	聴取事項 1. 民間企業等職務経験者 (社会人経験者) 試験における論文試験の評価基準について 2. 面接試験における集団討論・グループワーク等の活性化策について 3. 個別面接試験の評定員の技能向上について 4. 採用試験における適性検査結果の公表について 5. 適性検査の活用方法について 6. 地方公務員法改正に伴う検討状況等について 7. 採用試験実施における危機管理対策について 8. 身体障がい者の受験について 9. 選考により採用する職に係る選考の実施等について 10. 任命権者に権限を委任した採用選考に係る人事委員会の関与について 11. 土木系職種 (農業土木、建設含む。) に関する応募確保対策について 12. 平成 27 年度採用試験受験者 (大学卒業程度) 向けの応募者確保事業の実施状況について 13. 首都圏在住の受験希望者への採用広報活動について 14. 警察官 (男性) の確保について 15. 日本人事試験研究センターから提供される問題以外の問題調達について 16. 選考活動開始時期の繰り下げによる 27 年度採用試験・採用選

考の変更点について		
会議名	期日 (会場)	会議の内容
給与事務研修会 兼全人連給与部 会ブロック別勉 強会	27.1.26 ～27 (東京都)	<p>【勉強会】</p> <p>講師 全人連事務局 櫻井 孚</p> <p>講演</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国のH27 俸給表の構造（昇格時号給対応表含む）や考え方、分析の視点 ・ 調整給料表作成時の留意点（行政職） ・ 各給料表間の均衡分析 ・ 地方公共団体における給与のあり方 ・ 再任用職員に係る級別の給料月額について <p>【研修会】</p> <p>意見交換</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 給与制度の総合的見直しに係る対応について 2. 号給増設に伴う号給の切替えについて 3. 採用困難職種の給与上の処遇改善について 4. 獣医師に係る初任給調整手当について 5. 勤勉手当の成績率について 6. 寒冷地手当の見直しについて 7. 再任用職員を支給対象とする手当の拡充について 8. 身体障害者に対する通勤手当の考え方について 9. 四輪自動車以外の通勤手当について 10. 防疫等の作業にかかる特殊勤務手当について 11. 人事評価の昇給・勤勉手当への反映について 12. 勧告書の送付先について

ウ 総務省関係

会議名	期日 (会場)	会議の内容
全国人事委員会 事務局長会議	26.8.26 (東京都)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人事院勧告について 2. 当面の人事管理行政及び勤務条件等の諸課題について 3. 給与及び定員の諸問題について 4. 地方公務員の退職管理の適正の確保等について 5. 地方公務員共済組合制度等の当面の諸課題について 6. 地方公務員の労働安全衛生について

任 用 関 係 事 務

2 任用関係事務

(1) 概況

ア 採用広報活動

複雑化・高度化する行政ニーズに適切に対応するためには、多様で有為な人材の確保が必要であるが、県職員採用試験の受験者数は、従来にも増して、民間企業及び他の公務員採用試験の動向等の影響を強く受けるようになっており、よりきめ細かな採用広報活動が求められている。

そのため、採用広報活動の実施にあたっては、単なる試験情報の提供に止まらず、本県行政の実情や業務の内容への理解を促進することにより、県職員への志望意欲の高い受験者を1人でも多く確保するよう努めている。

平成26年度は、12月と3月に盛岡で業務説明会を開催し、知事からのメッセージ、各職種の現役職員による業務紹介等を行った。

そのほか、東京都の被災地支援の一環として、東京都職員採用PRイベントにおいて岩手・宮城・福島3県のPRスペースを提供いただき、広報活動を実施した。

イ 競争試験の概要

平成26年度に実施した採用試験の状況は、(2)のウの表のとおりである。

I種試験は、職種区分を12に分けて実施しており、平成26年度は全12職種で実施した。II種試験は2職種、III種試験は4職種、警察官採用試験は4職種で実施した。また、I種試験のうち総合土木の職種で追加募集を実施したほか、東日本大震災津波からの復興事業等の一時的な業務の増加に伴う職員の不足に対応するため、平成23年度から4年度連続で任期付職員採用試験を実施した。

なお、警察官A(男性)及び警察官B(男性)採用試験の第1次試験については、例年と同様に東京都(警視庁)、埼玉県、千葉県及び神奈川県等の4都県の依頼を受けて共同で実施した。依頼都県の当初採用予定数は20人(前年度比増減なし)であり、最終合格者数は合計6人(同3人増)であった。

平成26年度に実施した採用試験における採用状況は、(2)のエの表のとおりである。

全試験の平成17年度以降の申込者数の推移は(2)のオの表のとおりである。県職員採用試験の申込者数は平成20年度を機に増加傾向にあるが、警察官採用試験の申込者は平成17年度以降減少傾向にある。

ウ 選考の概要

選考による採用は74人(前年度比7人増)、選考による昇任は65人(同13人増)、転任は3人(同増減なし)で、合計142人(同20人増)について承認した。このうち委員会付議級に係るものは66人(同11人増)であった。

このうち、選考による採用については、例年実施している身体障がい者を対象とした職員採用選考、警察官(武道指導)採用選考のほか、退職者の補充等のため、職員(科学捜査研究所 心理・文書担当研究員)採用選考を実施した。

(2) 職員採用試験の実施状況

ア 採用試験の日程等

平成26年度に実施した採用試験の日程等は、次のとおりである。

試験の種類		受付期間	試験日	試験地	採用候補者名簿 確定年月日 (合格発表日)
I種	第1次試験	26. 5. 7～ 26. 5. 30	26. 6. 22	滝沢市、東京都	(26. 6. 27)
	第2次試験		26. 7. 7～25	盛岡市	26. 7. 31 (26. 8. 1)
I種 (追加募集)	第1次試験	26. 12. 1～ 26. 12. 12	27. 1. 11	盛岡市	(27. 1. 15)
	第2次試験		27. 1. 18	盛岡市	27. 1. 22 (27. 1. 23)
II種	第1次試験	26. 8. 4～ 26. 8. 29	26. 9. 28	滝沢市	(26. 10. 9)
	第2次試験		26. 10. 17, 20, 21, 22	盛岡市	26. 10. 29 (26. 10. 31)
III種	第1次試験	26. 8. 4～ 26. 8. 29	26. 9. 28	滝沢市、金ヶ崎町、釜石市、 宮古市、久慈市	(26. 10. 9)
	第2次試験		26. 10. 16～24	盛岡市	26. 10. 29 (26. 10. 31)
警察官A (男性)	第1次試験	26. 5. 7～ 26. 5. 30	26. 7. 13	滝沢市	(26. 8. 1)
	第2次試験		26. 9. 1～3	盛岡市	26. 9. 11 (26. 9. 11)
警察官A (女性)	第1次試験	26. 5. 7～ 26. 5. 30	26. 7. 13	滝沢市	(26. 8. 1)
	第2次試験		26. 9. 2, 3	盛岡市	26. 9. 11 (26. 9. 11)
警察官B (男性)	第1次試験	26. 8. 4～ 26. 8. 29	26. 9. 21	滝沢市、金ヶ崎町、大船渡市、 釜石市、宮古市、久慈市	(26. 10. 3)
	第2次試験		26. 11. 4～7	盛岡市	26. 11. 13 (26. 11. 14)
警察官B (女性)	第1次試験	26. 8. 4～ 26. 8. 29	26. 9. 21	滝沢市、金ヶ崎町、大船渡市、 釜石市、宮古市、久慈市	(26. 10. 3)
	第2次試験		26. 11. 6, 7	盛岡市	26. 11. 13 (26. 11. 14)
任期付職員 (一般事務)	第1次試験	26. 7. 29～ 26. 8. 29	26. 9. 21	滝沢市、東京都	(26. 10. 9)
	第2次試験		26. 10. 20～24	盛岡市	26. 10. 29 (26. 10. 30)
任期付職員 (総合土木)	第1次試験	26. 6. 2～ 26. 7. 18	—	(提出書類による選考)	(26. 8. 6)
	第2次試験		26. 8. 25～28	盛岡市	26. 9. 11 (26. 9. 11)

イ 採用試験の受験資格及び試験方法

平成26年度に実施した採用試験の受験資格及び試験方法は、次のとおりである。

試験種類	受験資格	試験方法	
		第1次試験	第2次試験
I種	<p>(一般行政B及び総合土木Bを除く職種)</p> <p>(ア) 昭和57年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者(平成26年4月1日における年齢が21歳以上32歳未満の者)</p> <p>(イ) 平成5年4月2日以降に生まれた者〔平成26年4月1日における年齢が21歳未満の者〕で大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成27年3月31日までに卒業見込の者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者</p> <p>(一般行政B及び総合土木B) 昭和49年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者(平成26年4月1日における年齢が21歳以上40歳未満の者)</p>	<p>○教養試験 (一般行政B及び総合土木Bを除く職種) 多肢選択式40題 120分 (50題中40題の選択解答制)</p> <p>(一般行政B及び総合土木B) 多肢選択式75題 90分</p> <p>○専門試験 (一般行政B及び総合土木Bを除く職種) 多肢選択式40題 120分 (一般行政A、総合土木A及び総合化学は、50題中40題の選択解答制)</p> <p>(総合土木B) 多肢選択式30題と記述式1題 120分</p>	<p>○専門試験 (一般行政A) 課題2題 120分 (7題中2題選択解答制)</p> <p>○論文試験 (一般行政B) 課題2題 120分</p> <p>(一般行政A及びBを除く職種) 課題1題 80分</p> <p>○人物試験 個別面接 集団討論 適性検査</p> <p>○身体検査</p>
I種 (追加募集)	<p>(総合土木A)</p> <p>(ア) 昭和57年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者(平成26年4月1日における年齢が21歳以上32歳未満の者)</p> <p>(イ) 平成5年4月2日以降に生まれた者〔平成26年4月1日における年齢が21歳未満の者〕で大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成27年3月31日までに卒業見込の者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者</p> <p>(総合土木B) 昭和49年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者(平成26年4月1日における年齢が21歳以上40歳未満の者)</p>	<p>○教養試験 (総合土木A) 多肢選択式40題 120分</p> <p>(総合土木B) 多肢選択式75題 90分</p> <p>○専門試験 (総合土木A) 多肢選択式40題 120分</p> <p>(総合土木B) 多肢選択式30題と記述式1題 120分</p>	<p>○論文試験 課題1題 80分</p> <p>○人物試験 個別面接 集団討論 適性検査</p> <p>○身体検査</p>

試験種類	受験資格	試験方法	
		第1次試験	第2次試験
Ⅱ種	昭和63年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者(平成26年4月1日における年齢が19歳以上26歳未満の者)	○教養試験 多肢選択式50題 120分 ○論文試験 課題1題 80分	○人物試験 個別面接 適性検査 ○身体検査
Ⅲ種	平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者(平成26年4月1日における年齢が17歳以上21歳未満の者) ただし、大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成27年3月31日までに卒業する見込の者を除く。	○教養試験 多肢選択式50題 120分 ○専門試験 (総合土木、電気) 多肢選択式40題 120分 ○作文試験 課題1題 60分	○人物試験 個別面接 適性検査 ○身体検査
警察官	(警察官A(男性)) 昭和56年4月2日以降に生まれた男子〔平成26年4月1日における年齢が33歳未満の男子〕で大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成27年3月31日までに卒業見込の者	○教養試験 多肢選択式50題 120分 ○作文試験 課題1題 60分	○人物試験 個別面接 適性検査 ○身体検査 ○体力検査 ○身体計測
	(警察官A(女性)) 昭和56年4月2日以降に生まれた女子〔平成26年4月1日における年齢が33歳未満の女子〕で大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成27年3月31日までに卒業見込の者		
	(警察官B(男性)) 昭和60年4月2日から平成9年4月1日生まれの男子〔平成26年4月1日における年齢が17歳以上29歳未満の男子〕。ただし、警察官Aの受験資格を有する者を除く。	○教養試験 多肢選択式50題 120分 ○作文試験 課題1題 60分	○人物試験 個別面接 適性検査 ○身体検査 ○体力検査 ○身体計測
	(警察官B(女性)) 昭和60年4月2日から平成9年4月1日生まれの女子〔平成26年4月1日における年齢が17歳以上29歳未満の女子〕。ただし、警察官Aの受験資格を有する者を除く。		

試験 種類	受 験 資 格	試 験 方 法	
		第1次試験	第2次試験
任期付 職員	(一般事務) 平成9年4月1日までに生まれた 者〔平成26年4月1日における年齢 が17歳以上の者〕	○教養試験 多肢選択式50題 120分 ○作文試験 課題1題 60分	○人物試験 個別面接 ○身体検査
	(総合土木) 次のいずれかの要件を満たしてい る者(平成26年5月末現在) (ア) 1級又は2級土木施工管理技 士の資格を有する者 (イ) 2級土木施工管理技術検定試 験の受験資格相当の実務経験を有 する者	○記述試験 受験申込時に提出された 書類による選考	

ウ 平成26年度Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種・警察官採用試験等実施結果

試験の種類 及び職種区分	採用 予定数 (変更後)	第 1 次 試 験					第 2 次 試 験		最 終 倍 率 (B)/(D)	前年度 合格者数	対前年度 増減数	
		申込者数 (A)	受験者数 (B)	合格者数 (C)	受験率 (B)/(A) ×100	倍 率 (B)/(C)	受験者数 (D)	合格者数 (D)				
Ⅰ 種 職 員	一般行政 (A)	42	424 (145)	328 (119)	127 (41)	77.4	2.6	121 (39)	54 (22)	6.1	55 (20)	▲1 2
	一般行政 (B)	10	203 (41)	149 (31)	30 (2)	73.4	5.0	29 (2)	11 (0)	13.5	5 (1)	▲1 1
	社会福祉	6	45 (32)	41 (30)	21 (18)	91.1	2.0	20 (18)	7 (6)	5.9	11 (6)	▲4 0
	心理	3	21 (16)	17 (13)	12 (9)	81.0	1.4	12 (9)	4 (4)	4.3	3 (2)	▲1 2
	農学	9	34 (10)	28 (9)	21 (7)	82.4	1.3	21 (7)	10 (4)	2.8	11 (6)	▲1 2
	畜産	3	7 (3)	5 (1)	5 (1)	71.4	1.0	4 (1)	3 (1)	1.7	4 (2)	▲1 1
	林学	7	23 (5)	14 (3)	10 (2)	60.9	1.4	10 (2)	8 (2)	1.8	7 (3)	▲1 1
	水産	4	16 (3)	14 (2)	12 (2)	87.5	1.2	11 (2)	6 (0)	2.3	5 (1)	▲1 1
	総合土木 (A)	20	35 (3)	27 (3)	20 (2)	77.1	1.4	20 (2)	13 (1)	2.1	21 (3)	▲8 2
	総合土木 (B)	10	28 (0)	26 (0)	18 (0)	92.9	1.4	17 (0)	6 (0)	4.3	-	6 0
	建築	3	6 (1)	5 (0)	4 (0)	83.3	1.3	4 (0)	3 (0)	1.7	2 (1)	▲1 1
	機械	1	9 (1)	9 (1)	7 (1)	100.0	1.3	6 (1)	2 (0)	4.5	1 (0)	▲1 0
	電気	5	22 (0)	15 (0)	12 (0)	68.2	1.3	12 (0)	6 (0)	2.5	6 (0)	▲0 0
	総合化学	6	31 (6)	26 (4)	19 (2)	83.9	1.4	19 (2)	8 (0)	3.3	3 (0)	▲5 0
	計 (12職種)	129	904 (266) [29.4%]	704 (216) [30.7%]	318 (87) [27.4%]	77.9	2.2	306 (85) [27.8%]	141 (40) [28.4%]	5.0	134 (45) [33.6%]	▲7 5 [▲5.2%]
Ⅱ 種	一般事務	10	262 (107)	208 (94)	30 (12)	79.4	6.9	25 (10)	18 (8)	11.6	13 (7)	▲5 1
	警察事務	6	118 (61)	98 (51)	21 (10)	83.1	4.7	21 (10)	10 (7)	9.8	5 (3)	▲5 4
	計 (2職種)	16	380 (168) [44.2%]	306 (145) [47.4%]	51 (22) [43.1%]	80.5	6.0	46 (20) [43.5%]	28 (15) [53.6%]	10.9	18 (10) [55.6%]	▲10 5 [▲2.0%]
Ⅲ 種	一般事務	38	353 (119)	334 (114)	114 (46)	94.6	2.9	108 (44)	50 (25)	6.7	41 (20)	▲9 5
	警察事務	3	41 (20)	39 (18)	14 (9)	95.1	2.8	14 (9)	4 (3)	9.8	3 (2)	▲1 1
	総合土木	10	12 (1)	11 (1)	10 (1)	91.7	1.1	10 (1)	10 (1)	1.1	6 (1)	▲4 0
	電気	1	1 (0)	1 (0)	1 (0)	100.0	1.0	1 (0)	1 (0)	1.0	-	-
計 (4職種)	52	407 (140) [34.4%]	385 (133) [34.5%]	139 (56) [40.3%]	94.6	2.8	133 (54) [40.6%]	65 (29) [44.6%]	5.9	50 (23) [46.0%]	▲15 6 [▲1.4%]	
Ⅰ種 (追加)	総合土木 (A)	11	21 (2)	14 (1)	9 (0)	66.7	1.6	8 (0)	5 (0)	2.8	-	5 0
	総合土木 (B)	5	24 (1)	11 (1)	9 (1)	45.8	1.2	9 (1)	5 (1)	2.2	-	5 1
	計 (1職種)	16	45 (3) [6.7%]	25 (2) [8.0%]	18 (1) [5.6%]	55.6	1.4	17 (1) [5.9%]	10 (1) [10.0%]	2.5	-	10 1 [10.0%]
県職員計 (18職種) ※追加募集を除く。	197	1,691 (574) [33.9%]	1,395 (494) [35.4%]	508 (165) [32.5%]	82.5	2.7	485 (159) [32.8%]	234 (84) [35.9%]	6.0	202 (78) [38.6%]	▲32 6 [▲2.7%]	
警 察 官	警察官 A (男性)	40	264 (2)	188 (1)	130 (1)	71.2	1.4	108 (1)	46 (1)	4.1	46 (1)	▲0 0
	警察官 A (女性)	8	54 (2)	38 (1)	32 (1)	70.4	1.2	25 (1)	13 (1)	2.9	13 (1)	▲0 0
	警察官 A 小計	48	318 (2)	226 (1)	162 (1)	71.1	1.4	133 (1)	59 (1)	3.8	59 (1)	▲0 0
	警察官 B (男性)	38	215 (2)	200 (2)	158 (2)	93.0	1.3	154 (2)	48 (2)	4.2	53 (2)	▲5 0
	警察官 B (女性)	6	46 (2)	41 (1)	32 (1)	89.1	1.3	30 (1)	8 (1)	5.1	9 (1)	▲1 1
	警察官 B 小計	44	261 (2)	241 (1)	190 (1)	92.3	1.3	184 (1)	56 (1)	4.3	62 (1)	▲6 6
警察官計 (4職種)	92	579 (2)	467 (1)	352 (1)	80.7	1.3	317 (1)	115 (1)	4.1	121 (1)	▲6 6	
県職員・警察官計 (22職種) ※追加募集を除く。	289	2,270 (674) [29.7%]	1,862 (573) [30.8%]	860 (229) [26.6%]	82.0	2.2	802 (214) [26.7%]	349 (105) [30.1%]	5.3	323 (100) [31.0%]	▲26 5 [▲0.9%]	
任 期 付 職 員	一般事務	35	323 (101)	274 (84)	70 (15)	84.8	3.9	58 (12)	35 (11)	7.8	61 (13)	▲26 2
	総合土木	24	59 (0)	59 (0)	49 (0)	100.0	1.2	48 (0)	36 (0)	1.6	34 (0)	▲2 0
	計 (2職種)	59	382 (101) [26.4%]	333 (84) [25.2%]	119 (15) [12.6%]	87.2	2.8	106 (12) [11.3%]	71 (11) [15.5%]	4.7	95 (13) [13.7%]	▲24 2 [1.8%]
全合計 (24職種) ※追加募集を除く。	348	2,652 (775) [29.2%]	2,195 (657) [29.9%]	979 (244) [24.9%]	82.8	2.2	908 (226) [24.9%]	420 (116) [27.6%]	5.2	418 (113) [27.0%]	▲2 3 [0.6%]	

(注) 1 採用予定数は、各試験における最終合格者名簿確定時点の数である。
 2 受験者数は、途中棄権者を含む数である。
 3 ()内は、女性の内数、[]内は女性の占める割合である。
 4 警察官の数は、本県を第一志望とする者の数である。< >内は、共同試験実施に係る他都県を第一志望とする者の数である。

工 平成26年度Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種・警察官等採用候補者の採用状況等

(平成27年4月1日現在)

試験の種類 及び職種区分	採用 予定数	名簿	採用者数	辞退者数	名簿	採用率 (B) × 100 ————— (A) - (C)	辞退率 (C) × 100 ————— (A)	前年度 採用者数	対前年度 増減数	
		記載者数 (A)			残存者数 (A) - [(B) + (C)]					
Ⅰ 種 職 員	一般行政 (A)	42	54	34	16	4	89.5	29.6	42	▲ 8
	一般行政 (B)	10	11	6	2	3	66.7	18.2	3	3
	社会福祉	6	7	7	0	0	100.0	0.0	9	▲ 2
	心理	3	4	3	1	0	100.0	25.0	3	0
	農学	9	10	9	0	1	90.0	0.0	9	0
	畜産	3	3	3	0	0	100.0	0.0	2	1
	林学	7	8	4	3	1	80.0	37.5	5	▲ 1
	水産	4	6	4	1	1	80.0	16.7	3	1
	総合土木 (A)	20	13	9	4	0	100.0	30.8	16	▲ 7
	総合土木 (B)	10	6	5	1	0	100.0	16.7	-	5
	建築	3	3	3	0	0	100.0	0.0	2	1
	機械	1	2	1	1	0	100.0	50.0	1	0
	電気	5	6	6	0	0	100.0	0.0	5	1
	総合化学	6	8	5	2	1	83.3	25.0	1	4
	計 (12職種)	129	141	99	31	11	90.0	22.0	101	▲ 2
Ⅱ 種	一般事務	10	18	6	7	5	54.5	38.9	4	2
	警察事務	6	10	4	4	2	66.7	40.0	3	1
	計 (2職種)	16	28	10	11	7	58.8	39.3	7	3
Ⅲ 種	一般事務	38	50	32	18	0	100.0	36.0	33	▲ 1
	警察事務	3	4	3	1	0	100.0	25.0	3	0
	総合土木	10	10	7	3	0	100.0	30.0	6	1
	電気	1	1	1	0	0	100.0	0.0	-	-
	計 (4職種)	52	65	43	22	0	100.0	33.8	42	0
Ⅰ 種 (追加)	総合土木 (A) (追加募集)	11	5	5	0	0	100.0	0.0	-	5
	総合土木 (B) (追加募集)	5	5	5	0	0	100.0	0.0	-	5
	計 (1職種)	16	10	10	0	0	100.0	0.0	-	10
県職員計 (18職種) ※追加募集を除く。		197	234	152	64	18	89.4	27.4	150	1
警 察 官	警察官 A (男性)	40	46	34	11	1	97.1	23.9	46	▲ 12
	警察官 A (女性)	8	13	6	5	2	75.0	38.5	7	▲ 1
	警察官 B (男性)	38	48	38	5	5	88.4	10.4	44	▲ 6
	警察官 B (女性)	6	8	7	0	1	87.5	0.0	6	1
	計 (4職種)	92	115	85	21	9	348.0	72.8	103	▲ 18
県職員・警察官計 (22職) ※追加募集を除く。		289	349	237	85	27	89.8	24.4	253	▲ 17
任 期 付 職 員	一般事務	35	35	29	6	0	100.0	17.1	51	▲ 22
	総合土木	24	36	24	12	0	100.0	33.3	26	▲ 2
	計 (2職種)	59	71	53	18	0	100.0	25.4	77	▲ 24
合計 (24職種) ※追加募集を除く。		348	420	290	103	27	91.5	24.5	330	▲ 41

(注) 1 採用予定数は、各試験における最終合格者名簿確定時点の数である。

2 採用者数には、4月2日以降に採用予定となっている者を含む。

オ 申込者数等の推移 (過去10年間)

事項		年度										
		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
県	I 種	申込者数(人)	1,056 (733)	674 (502)	599 (366)	756 (482)	851 (504)	852 (531)	900 (587)	801 (500)	802 (521)	904 (627)
		受験者数(人)	850 (581)	473 (344)	442 (259)	541 (330)	598 (341)	626 (379)	678 (432)	606 (364)	616 (392)	704 (477)
		合格者数(人)	33 (14)	24 (10)	39 (13)	50 (21)	78 (28)	80 (32)	107 (42)	124 (33)	134 (60)	141 (65)
		最終倍率(倍)	25.8 (41.5)	19.7 (34.4)	11.3 (19.9)	10.8 (15.7)	7.7 (12.2)	7.8 (11.8)	6.3 (10.3)	4.9 (11.0)	4.6 (6.5)	5.0 (7.3)
	II 種	申込者数(人)	521 (448)	176 (115)	142 (99)	180 (180)	144 (144)	275 (275)	289 (289)	372 (372)	411 (411)	380 (380)
		受験者数(人)	427 (365)	137 (84)	105 (67)	125 (125)	105 (105)	215 (215)	212 (212)	286 (286)	325 (325)	306 (306)
		合格者数(人)	9 (3)	7 (2)	5 (2)	5 (5)	3 (3)	9 (9)	7 (7)	27 (27)	18 (18)	28 (28)
		最終倍率(倍)	47.4 (121.7)	19.6 (42.0)	21.0 (33.5)	25.0 (25.0)	35.0 (35.0)	23.9 (23.9)	30.3 (30.3)	10.6 (10.6)	18.1 (18.1)	10.9 (10.9)
	III 種	申込者数(人)	307 (307)	244 (244)	227 (227)	227 (227)	280 (280)	271 (271)	302 (302)	306 (296)	379 (369)	407 (394)
		受験者数(人)	274 (274)	223 (223)	208 (208)	200 (200)	259 (259)	243 (243)	265 (265)	278 (268)	355 (345)	385 (373)
		合格者数(人)	12 (12)	25 (25)	18 (18)	21 (21)	30 (30)	38 (38)	39 (39)	49 (49)	50 (50)	65 (54)
		最終倍率(倍)	22.8 (22.8)	8.9 (8.9)	11.6 (11.6)	9.5 (9.5)	8.6 (8.6)	6.4 (6.4)	6.8 (6.8)	5.7 (5.5)	7.1 (6.9)	5.9 (6.9)
県 職 員 計	申込者数(人)	1,884 (1,488)	1,094 (861)	968 (692)	1,163 (889)	1,275 (928)	1,398 (1,077)	1,491 (1,178)	1,479 (1,168)	1,592 (1,301)	1,691 (1,401)	
	受験者数(人)	1,551 (490)	833 (483)	755 (400)	866 (405)	962 (495)	1,084 (407)	1,155 (485)	1,170 (346)	1,296 (412)	1,395 (1,156)	
	合格者数(人)	54 (29)	56 (37)	62 (33)	76 (47)	111 (61)	127 (79)	153 (88)	200 (109)	202 (128)	234 (147)	
	最終倍率(倍)	28.7 (16.9)	14.9 (13.1)	12.2 (12.1)	11.4 (8.6)	8.7 (8.1)	8.5 (5.2)	7.5 (5.5)	5.9 (3.2)	6.4 (3.2)	6.0 (7.9)	
警察 官	申込者数(人)	1,435	1,384	1,255	1,127	1,121	1,113	1,140	940	713	579	
	受験者数(人)	1,236	1,154	1,071	949	926	935	949	799	587	467	
	合格者数(人)	90	152	137	107	106	81	131	116	133	115	
	最終倍率(倍)	13.7	7.6	7.8	8.9	8.7	11.5	7.2	6.9	4.4	4.1	
原 職 員 ・ 警 察 官 計	申込者数(人)	3,319 (1,488)	2,478 (861)	2,223 (692)	2,290 (889)	2,396 (928)	2,511 (1,077)	2,631 (1,178)	2,419 (1,168)	2,305 (1,301)	2,270 (1,401)	
	受験者数(人)	2,787 (490)	1,987 (483)	1,826 (400)	1,815 (405)	1,888 (495)	2,019 (407)	2,104 (485)	1,969 (346)	1,883 (412)	1,862 (1,156)	
	合格者数(人)	144 (29)	208 (37)	199 (33)	183 (47)	217 (61)	208 (79)	284 (88)	316 (109)	335 (128)	349 (147)	
	最終倍率(倍)	19.4 (16.9)	9.6 (13.1)	9.2 (12.1)	9.9 (8.6)	8.7 (8.1)	9.7 (5.2)	7.4 (5.5)	6.2 (3.2)	5.6 (3.2)	5.3 (7.9)	
任 期 付	申込者数(人)							678 (518)	821 (595)	398 (306)	382 (323)	
	受験者数(人)							584 (426)	729 (503)	339 (247)	333 (274)	
	合格者数(人)							114 (64)	199 (94)	95 (61)	71 (35)	
	最終倍率(倍)							5.1 (6.7)	3.7 (5.4)	3.6 (4.0)	4.7 (7.8)	
合 計	申込者数(人)	3,319 (1,488)	2,478 (861)	2,223 (692)	2,290 (889)	2,396 (928)	2,511 (1,077)	3,309 (1,696)	3,240 (1,763)	2,703 (1,607)	2,652 (1,724)	
	受験者数(人)	2,787 (490)	1,987 (483)	1,826 (400)	1,815 (405)	1,888 (495)	2,019 (407)	2,688 (911)	2,698 (849)	2,222 (659)	2,195 (1,430)	
	合格者数(人)	144 (29)	208 (37)	199 (33)	183 (47)	217 (61)	208 (79)	398 (152)	515 (203)	430 (189)	420 (182)	
	最終倍率(倍)	19.4 (16.9)	9.6 (13.1)	9.2 (12.1)	9.9 (8.6)	8.7 (8.1)	9.7 (5.2)	6.8 (6.0)	5.2 (4.2)	5.2 (3.5)	5.2 (7.9)	

(注) 1 ()内の数字は、事務系職種のものである。
 2 最終倍率=受験者数/合格者数
 3 平成26年度は、追加募集を除く。

(3) 警察官昇任試験の実施状況（警察本部長に委任）

ア 警察官昇任試験の日程等

平成26年度に実施した警察官昇任試験の日程等は、次のとおりである。

試験の種類	第1次試験		第2次試験		第3次試験		昇任候補者名簿 確定年月日
	試験日	場 所	試験日	場 所	試験日	場 所	
警 部 昇任試験	26. 8. 6	警察本部 盛岡東、盛岡西、水沢、遠野、二戸の各警察署	26. 9. 9	警察本部	26. 12. 1		27. 2. 13
警 部 補昇任試験	26. 5. 28	県下15警察署	26. 6. 24	警察本部 盛岡西、北上、一関、遠野、二戸の各警察署	26. 8. 28	[口述試験] 警察本部 [術科試験] 警察学校	26. 11. 27
巡 査 部 長 昇任試験	26. 5. 28	県下15警察署、警察大学校	26. 6. 18	警察本部 盛岡西、北上、一関、遠野、二戸の各警察署	26. 7. 31 及び 26. 8. 1		26. 11. 27

イ 平成26年度警察官昇任試験実施結果

試験の種類	昇任 予定者数 人	申 込 者 数 人	第1次試験 受験者数 人	第2次試験 受験者数 人	第3次試験 受験者数 人	第3次試験 合格者数 人	最 終 倍 率 倍
警 部 昇任試験	25	276	276	88	35	25	11.0
警 部 補昇任試験	38	403	369	111	50	38	9.7
巡 査 部 長 昇任試験	52	466	431	119	75	52	8.3
合 計	115	1,145	1,076	318	160	115	9.4

（注1）第1次試験受験者数は免除者数を含み、その数は以下のとおりである。

警部昇任試験21人、警部補昇任試験33人、巡査部長昇任試験34人

（注2）最終倍率＝第1次試験受験者数／第3次試験合格者数

(4) 選考による採用、昇任及び転任

ア 選考による採用 (任命権者に委任しているものは除く)

平成26年度に承認した選考による採用は、次のとおりである。

給料表		行政職						公安職			
職務の級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級	7級
任命権者	知事	2	5	2	2	15	1				
	教育委員会	3									
	警察本部長	1					2	5	7	3	4
計		6	5	2	2	15	3	5	7	3	4

給料表		研究職	医療職(1)		医療職(2)		医療職(3)	技能労務職		計
職務の級		1級	3級	4級	2級	3級	2級	1級	2級	
任命権者	知事		1	1	6	1	5			41
	教育委員会							5	2	10
	警察本部長	1								23
計		1	1	1	6	1	5	5	2	74

イ 選考による昇任 (任命権者に委任しているものは除く)

平成26年度に承認した選考による昇任は、次のとおりである。

給料表		行政職			公安職		医療職(1)	計
職務の級		8級	9級	10級	8級	9級	4級	
任命権者	知事	24	8	1				33
	医療局長						13	13
	企業局長	1						1
	教育委員会	3						3
	警察本部長	1			8	6		15
計		29	8	1	8	6	13	65

ウ 転任

平成26年度に承認した転任は、次のとおりである。

区分	給料表区分を異にする転任	任用規則第14条第5号に該当する職からそれ以外の職へ転任	計
任命権者			
知事		3	3
計		3	0

(参考)

1 平成26年度身体障がい者を対象とした岩手県職員採用選考の実施状況

(1) 採用選考の日程等

受付期間	選 考 日		場 所	合格者決定 年 月 日
	第1次選考	第2次選考		
26. 7. 16 }	26. 9. 21		滝 沢 市	26. 10. 10
26. 8. 15		26. 9. 29	盛 岡 市	

(2) 採用選考の結果

採 用 予 定 数	第 1 次 選 考					第 2 次 選 考		最 終 倍 率 (B) / (D)
	申 込 者 数 (A)	受 験 者 数 (B)	合 格 者 数 (C)	受 験 率 (B) / (A) × 100	倍 率 (B) / (C)	受 験 者 数	合 格 者 数 (D) 〔採用者数〕	
人 6	人 12	人 12	人 11	% 100.0	倍 1.1	人 11	人 6 (6)	倍 2.0

2 平成26年度警察官（武道指導）採用選考の実施状況

(1) 採用選考の日程等

受付期間	選 考 日	場 所	合格者決定 年 月 日
26. 6. 2 }	26. 10. 11 }	盛 岡 市	26. 11. 18
26. 6. 30	26. 10. 12		

(2) 採用選考の結果

採 用 予 定 数	申 込 者 数 (A)	受 験 者 数 (B)	合 格 者 数 (C) 〔採用者数〕	受 験 率 (B) / (A) × 100	倍 率 (B) / (C)
人 4	人 10	人 6	人 1 (0)	% 60.0	倍 6.0

3 平成26年度岩手県職員（科学捜査研究所 心理・文書担当研究員）採用選考の実施状況

(1) 採用選考の日程等

受付期間	選 考 日		場 所	合格者決定 年 月 日
	第1次選考	第2次選考		
26. 5. 12 }	26. 7. 6		盛 岡 市	26. 9. 26
26. 6. 6		26. 9. 5		

(2) 採用選考の結果

採 用 予 定 数	第 1 次 選 考				第 2 次 選 考		最 終 倍 率 (B) / (D)	
	申 込 者 数 (A)	受 験 者 数 (B)	合 格 者 数 (C)	受 験 率 (B) / (A) ×100	倍 率 (B) / (C)	受 験 者 数		合 格 者 数 (D) 〔採用者数〕
人	人	人	人	%	倍	人	人	倍
1	22	19	7	86.4	2.7	6	1 (1)	19.0

給 与 関 係 事 務

3 給与関係事務

(1) 平成26年の給与等の報告及び勧告

本委員会は、平成26年10月9日、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対し、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行った。

その概要は、次のとおりである。

【報告】

本委員会は、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえながら、先に述べた地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視しつつ、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、勧告を行うことが適当であると考えます。

また、平成18年から行われている給与構造改革の経過措置が引き続き間は、その進展状況にも留意しつつ、給与改定について検討することが適当であると考えます。

ア 職員の給与決定に関する基礎的諸条件

職員（一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員をいう。）の給与についてその実態を把握するとともに、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所における従業員の給与並びに物価及び生計費等職員の給与を決定するために必要な基礎的諸条件について調査研究を行っているが、平成26年の概要は、次のとおりである。

(ア) 職員の給与等の状況

a 職員数及び平均年齢等

職員の総数は18,215人であり、昨年の18,409人に比べ194人（1.1%）の減少となっている。給料表別に主なものをみると、教育職給料表(2)適用者（小中学校等の教育職員）で129人、教育職給料表(1)適用者（高等学校等の教育職員）で62人の減少となっている。

次に、職員の平均年齢は44.0歳で、昨年に比べ0.1歳高くなっており、最も高いのは医療職給料表(1)適用者（医師等）の49.4歳、最も低いのは公安職給料表適用者の39.2歳である。

また、年齢階層別にみると、職員数が最も多いのは45歳から49歳までの3,478人、次いで多いのは50歳から54歳までの3,401人である。

b 平均給与月額

行政職給料表適用者の本年4月における平均給与月額は、365,738円となっており、また、警察官、教員、医師等を含めた職員全体の平均給与月額は、398,711円であり、昨年に比べ行政職給料表適用者では2,135円（0.6%）、職員全体では667円（0.2%）の減少となっている。

なお、職員の給与は、給与条例等の附則により、給料の特別調整額等について平成17年4月1日から平成27年3月31日までの間、減額措置が行われている。この減額措置がないものとした場合、本年における行政職給料表適用者の平均給与月額は、366,759円となっており、また、職員全体の平均給与月額は399,327円であり、昨年に比べ行政職給料表適用者では2,108円（0.6%）、職員全体では663円（0.2%）の減少となっている。

c 性別構成

職員の性別構成比は、男性61.6%、女性38.4%であり、昨年に比べ女性の割合は0.2ポイントの増加となっている。

d 平均経験年数

職員の平均経験年数は22.3年で、昨年に比べ0.1年長くなっており、最も長いのは教育職給料表(2)適用者（小中学校等の教育職員）の23.9年、最も短いのは公安職給料表適用者の18.7年である。

e 学歴別構成及び修学年数

職員の学歴別構成比は、大学卒 76.1%、短大卒 5.1%、高校卒 18.8%、中学卒 0.0% (0.04%) であり、昨年に比べ大学卒の割合は増加、高校卒及び中学卒の割合は横ばい、短大卒の割合は減少となっている。

また、平均修学年数は、15.2年となっている。

(イ) 民間との給与比較

a 公民較差

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職給料表適用者、民間にあってはこれに類似する職種の者について、責任の度合、学歴、年齢等が同等と認められる者同士の給与を対比させ、精密に比較を行った。その結果、給料の特別調整額の減額措置がないものとした場合、職員の給与が民間の給与を1人当たり平均1,015円(0.28%)下回っていた。

なお、減額措置後では、職員の給与が民間の給与を1人当たり平均2,039円(0.56%)下回っていた。

公民比較給与		較差(A)-(B)	
民間(A)	職員(B)	較差額	較差率
368,907円	367,892円 (366,868円)	1,015円 (2,039円)	0.28% (0.56%)

(注) ()内は、給与条例附則の規定による給料の特別調整額の減額措置後の数値である。

また、給与構造改革の経過措置がないものとした場合には、職員の給与が民間の給与を下回っていた。

公民比較給与		較差(A)-(B)	
民間(A)	職員(B)	較差額	較差率
368,907円	366,959円	1,948円	0.53%

b 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額額の3.96月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(3.90月)を上回っている。

項	目	金額等
平均所定内給与月額	下半期(A1)	334,521円
	上半期(A2)	336,605
特別給の支給額	下半期(B1)	657,852円
	上半期(B2)	668,662
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	1.97月分
	上半期(B2/A2)	1.99
	計	3.96月分

(注) 下半期とは平成25年8月から平成26年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(ウ) 本県と国との給与比較

平成25年4月における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給と本県の行政職給料表適用者の給料の月額を、学歴別、経験年数別によるラスパイレース方式により国家公務員を100として比較した本県職員の指数は106.5となっているが、国家公務員に係る給与改定・臨時特例法による給与減額支給措置がないとした場合の指数は98.5となっている。

(工) 物価及び生計費

a 物価指数

総務省統計局の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べて盛岡市では3.1%、全国では3.4%それぞれ上昇している。

b 標準生計費

総務省統計局の家計調査を基礎として本委員会が算定した平成26年4月における盛岡市の標準生計費は、次のとおりとなった。

世帯人員	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
月額	108,020円	154,410円	168,530円	182,660円	196,800円

(オ) 人事院の給与等に関する報告

人事院は、本年8月7日に、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告を行うとともに、公務員人事管理に関する報告を行った。

【むすび】

職員の給与決定に関する基礎的諸条件については、以上に述べたとおりである。

本委員会は、冒頭述べたとおり、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえながら、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視しつつ、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

ア 給与に関する事項

(ア) 職員の給与水準

本年4月における県内の民間事業所従業員の給与と職員の給与を比較したところ、公民較差は0.28% (1,015円) となり、職員給与が民間給与を下回っている。また、給料の特別調整額の減額措置後の公民較差は0.56% (2,039円) と、職員給与が民間給与を下回っている。

次に、給与構造改革による経過措置がないものとした場合の公民較差は0.53% (1,948円) と、職員給与が民間給与を下回っている。

昨年4月における国家公務員との比較では職員の給与水準が上回っているが、国家公務員に係る給与改定・臨時特例法による給与減額支給措置がないとした場合には下回っている。

(イ) 国及び他の都道府県の動向

人事院においては、本年8月7日に国家公務員について、官民の給与較差に基づく給与改定として、俸給月額及び初任給調整手当の引上げを行うとともに、勤勉手当の支給月数を引き上げることを内容とする勧告を行った。

併せて、民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映させるための見直し、官民の給与差を踏まえた50歳台後半層の水準の見直し、公務組織の特性、円滑な人事運用の要請等を踏まえた諸手当の見直しに対応するため、俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを平成27年4月から実施するよう勧告したところである。

他の都道府県においては、人事院勧告の内容等を考慮した勧告がなされる動向にある。

(ウ) 本年の給与改定

a 給料表

人事院においては、国家公務員の月例給が民間を0.27% (1,090円) 下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引き上げる勧告を行った。

本県においては、前記(ア)のとおり、本年4月における本県職員の月例給が民間を0.28% (1,015円) 下回っていることから、本年の民間給与との較差等を考慮し、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当であると判断した。

その場合、人事院勧告による国の俸給表改定と同様の改定を行うこととすれば、較差を概ね解消すること、世代間の給与差については、本県においても同様の傾向がみられることから、人事院勧告による国の俸給表を踏まえた給料表の改定を行うことが適当である。

なお、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うことが適当である。

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて本県職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施することとする。

b 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、所要の改定を行い、本年の4月に遡及して実施することが適当である。

c 通勤手当

交通用具使用者に係る通勤手当については、実費弁償的な手当としての性格上、県内の最近のガソリン価格の動向等を考慮し、今後の改定の必要性について検討することが適当であると考え

d 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合(3.96月)が職員の年間支給月数(3.90月)を上回っており均衡を図るため、支給月数を0.05月引き上げ、3.95月分とすることが適当である。

また、支給月数の引上げ分は、民間の支給状況等を参考に勤勉手当に配分し、本年度については12月期の勤勉手当を引き上げ、平成27年度以降については6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分することとする。

なお、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

e 寒冷地手当

人事院においては、平成16年の見直しから10年が経過したことから、新たな気象データ(1981年から2010年までの30年平均値を用いた「メッシュ年平均値2010」)を、地域の区分の指定基準に当てはめ、支給地域の改定について勧告を行った。

本県においても、国に準じて見直しを行うことが適当である。

しかしながら、引き続き指定基準を満たすにも関わらず、前回の見直し以降の市町村合併により指定解除となる地域が生じており、当該地域については、支給の必要性について検討することが適当であると考え

(工) 給与構造改革における経過措置の廃止等

本委員会は、昨年の報告において、給与構造改革における経過措置については、早期に経過措置を廃止することが適当であるが、本県における経過措置適用者の割合の今後の推移を考慮すれば、平成27年3月末の廃止が適当であるものとする旨を言及したところである。

本年4月における行政職給料表の経過措置適用者の割合は11.2%と、昨年の15.1%から3.9ポイント減少している。このため、国や他の都道府県の動向、経過措置適用者の割合等を踏まえ、本県における経過措置については、平成27年3月末で廃止することが適当である。

また、給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給の回復については、経過措置の廃止と併せて実施することが適当である。

具体的には、平成19年4月1日、平成20年4月1日又は平成21年4月1日の昇給抑制を受けた職員について、昇給抑制を受けた回数を上限として、平成27年4月1日に上位の号給に調整することとする。この場合において、同日において39歳に満たない者にあつては最大3号給、39歳以上41歳未満の者にあつては最大2号給、41歳以上46歳未満の者にあつては1号給、それぞれ上位の号給に調整するものとする。

(オ) 給与制度の総合的見直し

人事院においては、地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し及び職務や勤務実績に応じた給与配分を内容とする俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを勧告したところである。

また、本年5月に総務省において「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会」が設置され、8月には「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する基本的方向性」として中間とりまとめ結果が示されたところである。

本県においては、国が既に実施している給与構造改革の経過措置の廃止及び昇給回復を実施していない状況にあることから、これらの措置を実施した上で、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、国及び他の都道府県の動向、総務省の検討会の報告等も踏まえ、検討を行っていく必要があると考える。

(カ) 教員給与の見直し

本県においては、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づく義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の優遇措置の縮減及びメリハリをつけた教員給与体系の確立に向けた国や他の都道府県の動向等を踏まえ、平成20年度から平成22年度までの3年間、教員給与の見直しを行った。

今般、「第2期教育振興基本計画」(平成25年6月14日閣議決定)において、教員の士気を高め、教育活動の活性化を図るため、教員の給料や諸手当等の在り方を見直し、それぞれの職務に応じたメリハリのある教員給与体系の確立に向けて検討する必要がある旨の言及がなされたところである。

他の都道府県においても、教員が部活動指導に従事した場合等に支給される教員特殊業務手当の引上げや特別支援学校等に勤務する教員に支給される給料の調整額の調整数の引下げ等が検討されているところである。

今後、他の都道府県における教員給与の見直し内容等を十分に踏まえながら、教員特殊業務手当及び給料の調整額について適切な見直しを行うことが適当であるとする。

イ 公務運営に関する事項

(ア) 公務員の高齢期の雇用問題

本年の人事院報告では、職員の能力と経験の公務外での活用、業務運営や定員配置の柔軟な実施、

退職管理を含む人事管理の見直しを進めていく必要があり、引き続き公務における再任用の運用状況や各府省における問題点の把握に努め、雇用と年金の接続のため、適切な制度が整備されるよう取り組む旨を言及したところである。

本年4月における本県の再任用職員は、全体で236人と、昨年の157人から約1.5倍増加し、そのうちフルタイム勤務が約7割(170人)、短時間勤務が約3割(66人)となっており、今後も再任用希望者の増加が見込まれるところである。

また、本委員会のこれまでの報告では、再任用を基本とした高齢期雇用について、現行制度の運用状況等を検証しながら、早期に具体的な措置を講じていく必要がある旨を言及し、その主な課題として、職の確保や職務分担、組織体制等の見直し、新規採用の安定的・計画的な確保などを挙げている。

上記のような課題に対して、任命権者は再任用を希望する職員を再任用することに努めているものの、職務分担や組織体制、人事管理といった課題については今後も検討が必要としており、引き続き上記の課題に対して国や他の都道府県における動向等にも留意しながら、任命権者と連携して早急に検討を行う必要があると考える。

なお、再任用職員の給与については、本年の人事院報告では、引き続き民間の再雇用者の個人別給与額の動向を注視し、再任用職員の給与の在り方について必要な検討を行っていくとしていることから、本県においても、その内容、本県の調査結果、他の都道府県の動向等を踏まえて、引き続き検討を進めていく必要があると考える。

(イ) 女性の登用の拡大と両立支援の推進

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、女性の活躍推進を政府として取り組むべき重要な課題として取り上げ、本年の人事院報告では、女性の採用・登用の拡大と両立支援について、各府省における具体的な取組が前進するよう、内閣人事局等関係機関と連携しつつ、支援を行っていくことが重要である旨を言及したところである。

本県においては、「いわて男女共同参画プラン」(平成23年3月策定)において、県職員管理監督者に占める女性の割合を平成27年度末までに17.0%とすることを目標にし、女性の登用拡大に取り組んでいるところである。

また、職業生活と家庭生活の両立支援の推進のため、これまでも育児休業や育児短時間勤務制度、子の看護休暇や短期介護休暇等の特別休暇制度を整備し、本年4月からは、配偶者同行休業制度を導入したところである。

両立支援の推進を図っていくことは、職員の健康保持や優秀な人材の確保に資するだけでなく、女性職員の登用をより一層推進していくための環境を整備する上でも極めて重要であり、積極的に取り組む必要があることから、任命権者において、これらの制度が職員に有効に活用されるよう、制度の周知を図るとともに、制度を活用しやすい職場環境づくりを引き続き進める必要があると考える。

(ウ) 勤務環境の整備

a 超過勤務の縮減等

超過勤務の縮減等については、これまでも言及してきたところであり、職員の超過勤務時間数は、東日本大震災津波の発生後は例年を上回る状況となっていたが、任命権者において、人員の確保や業務改善など多様かつ積極的な取組が行われた結果、昨年度の超過勤務時間数は、ほぼ震災発生前と同じ水準となった。しかし、復興業務等のため、依然として高い水準にある公所も見られるところである。

このため、本委員会としては、今後も、任命権者において、業務等に応じた適切な人員体制を

確立するとともに、管理監督者が勤務実態の的確な把握に努めながら業務の見直しや職員の意識改革を行うなど、管理者のリーダーシップと職員の相互理解の下で超過勤務時間の縮減や年次休暇等の計画的な取得促進等の取組が進められることを期待するものである。

b 心身の健康管理

職員が心身ともに健康で職務に従事できることは、職業生活と家庭生活の両立、さらには、多様な県民ニーズにこたえ、質の高い行政サービスを提供していく観点からも重要である。

任命権者においては、これまでも職員の心身の健康管理対策のために様々な取組がなされてきている。特に東日本大震災津波の発生以降は、復旧・復興に伴う業務量の増加などが職員に与える影響を考慮した取組も行われているところである。しかしながら、長期療養者のうち精神疾患によるものの割合が高い傾向が継続していることから、引き続き復興の推進が求められる中で、職員の心身の健康面に対する十分な配慮が必要であると考えます。

また、近年、社会的な関心が高まっているパワー・ハラスメントなどのいわゆるハラスメントについては、職員の勤務意欲を減退させ、ひいては職員の心の健康に悪影響を及ぼす要因にもなり得るものであることから、その防止に向け、職員への意識啓発に取り組む必要があると考えます。

本委員会としては、任命権者において、職員の状況に応じたメンタルヘルス対策、管理監督者による職場環境の改善や職員の不調の早期発見等の支援など、職員の健康管理対策への重点的かつ能動的な取組を継続するとともに、ハラスメント防止対策を一層充実することについて期待するものである。

(工) 地方公務員法の改正

本年5月14日に地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が公布され、2年以内に施行することとされた。

同法は、地方公務員について、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、元職員による働きかけの禁止等の規制の導入により退職管理の適正の確保を図ることなどを内容とし、これらの制度の導入に当たっては、職員や元職員に対する十分な周知期間が必要となることから、条例や規則の整備等、円滑な制度の導入に向けて早急に検討を進めていく必要があると考えます。

ウ おわりに

本年の給与勧告は、公民較差を踏まえ月例給は給料表の引上げ改定、特別給は勤勉手当の引上げ改定を行うこととした。また、給与構造改革における経過措置の廃止及び昇給回復を行うこととした。

本県の職員のみならず、他の地方公共団体からの派遣職員等を含めた全ての職員が、全力を挙げて東日本大震災津波からの復興をはじめとした職務に精励していると認識している。

職員にあっては、県民の公務に寄せる期待と信頼にこたえるよう、引き続き、県民の視点に立って地域の行政に対する要請を的確に把握し、その職責を果たされることを要望する。

議会及び知事におかれては、地方公務員法に定める職員の給与決定の根本基準、給与勧告制度の意義や役割に加え、上記の状況を十分に理解され、別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。

【勧告】

職員の給与について、次の措置を講ずるよう勧告を行った。

1 改定の内容

(1) 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正

ア 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

イ 初任給調整手当

- (7) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を412,200円とすること。
- (1) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を50,300円とすること。

ウ 勤勉手当

- (7) 平成26年12月期の支給割合
 - a 特定幹部職員以外の職員
勤勉手当の支給割合を0.725月分とすること。再任用職員については、勤勉手当の支給割合を0.375月分とすること。
 - b 特定幹部職員
勤勉手当の支給割合を0.925月分とすること。再任用職員については、勤勉手当の支給割合を0.475月分とすること。
- (1) 平成27年6月期以降の支給割合
 - a 特定幹部職員以外の職員
6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.70月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.35月分とすること。
 - b 特定幹部職員
6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.90月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.45月分とすること。

エ 寒冷地手当

寒冷地手当の支給地域を別記第2の表のとおりとすること。

この改正に伴い支給地域に該当しないこととなる地域に係る支給額については、所要の経過措置を講じること。

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

ア 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

イ 期末手当

- (7) 平成26年12月期の支給割合
期末手当の支給割合を1.575月分とすること。
- (1) 平成27年6月期以降の支給割合
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.4月分及び1.55月分とすること。

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

ア 給料表

現行の給料表を別記第4のとおり改定すること。

イ 特定任期付職員の期末手当

- (7) 平成26年12月期の支給割合
期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

(イ) 平成 27 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.4 月分及び 1.55 月分とすること。

- (4) 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年岩手県条例第 29 号）及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年岩手県条例第 30 号）の改正
平成 27 年 4 月 1 日以後、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年岩手県条例第 29 号）附則第 8 項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年岩手県条例第 30 号）附則第 8 項の規定による給料は、支給しないこととすること。

(5) 平成 27 年 4 月 1 日における号給の調整

ア 平成 27 年 4 月 1 日において 39 歳未満である職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員、任期付研究員及び特定任期付職員（以下「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成 19 年 4 月 1 日、平成 20 年 4 月 1 日及び平成 21 年 4 月 1 日の昇給その他の号給の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員の平成 27 年 4 月 1 日における号給は、当該調整がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の最大 3 号給上位の号給とすること。

イ 平成 27 年 4 月 1 日において 39 歳以上 41 歳未満である職員（同日において、除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員の同日における号給は、当該調整がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の最大 2 号給上位の号給とすること。

ウ 平成 27 年 4 月 1 日において 41 歳以上 46 歳未満である職員（同日において、除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員の同日における号給は、当該調整がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の 1 号給上位の号給とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 の(1)のウの(イ)、(2)のイの(イ)及び(3)のイの(イ)については同年 12 月 1 日から、1 の(1)のウの(イ)及びエ、(2)のイの(イ)、(3)のイの(イ)、(4)並びに(5)については平成 27 年 4 月 1 日から実施すること。

【平成 26 年 人事委員会勧告の取扱い】

本県職員の給与については、勧告どおりの改定が行われた。

【まとめ】

平成 26 年の人事委員会報告の概要は上記に記したとおりであり、県内の民間事業所従業員の給与水準を職員給与に的確に反映させる観点から検討を行ったものである。

まず、月例給については、本年 4 月における本県職員の月例給が民間を 0.28% (1,015 円) 下回っていることから、本年の民間給与との較差等を考慮し、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当であると判断した。また、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間における民間の特別給の支給割合 (3.96 月) が職員の年間支給月数 (3.90 月) を上回っており均衡を図るため、支給月数を 0.05 月引き上げ、3.95

月分とすることが適当であると判断したところである。

以上のように、職員と県民双方の納得を得られる報告となるよう腐心したところであるが、今後とも人事委員会としての説明責任を十分に果たしていくよう努める必要がある。

なお、平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月までの間、給料の特別調整額及び管理職手当の減額が実施されることとなったが、本県の財政事情等諸般の情勢に鑑み行う特例的な措置であり、やむを得ないと考えますが、早期に勧告に基づく給与水準が確保されるよう望むものである。

(2) 初任給等規則の規定に基づく承認事務

昇給、昇格及び給料表異動等について、任命権者からの申請に係る承認事務を処理した。

承認事務の処理件数

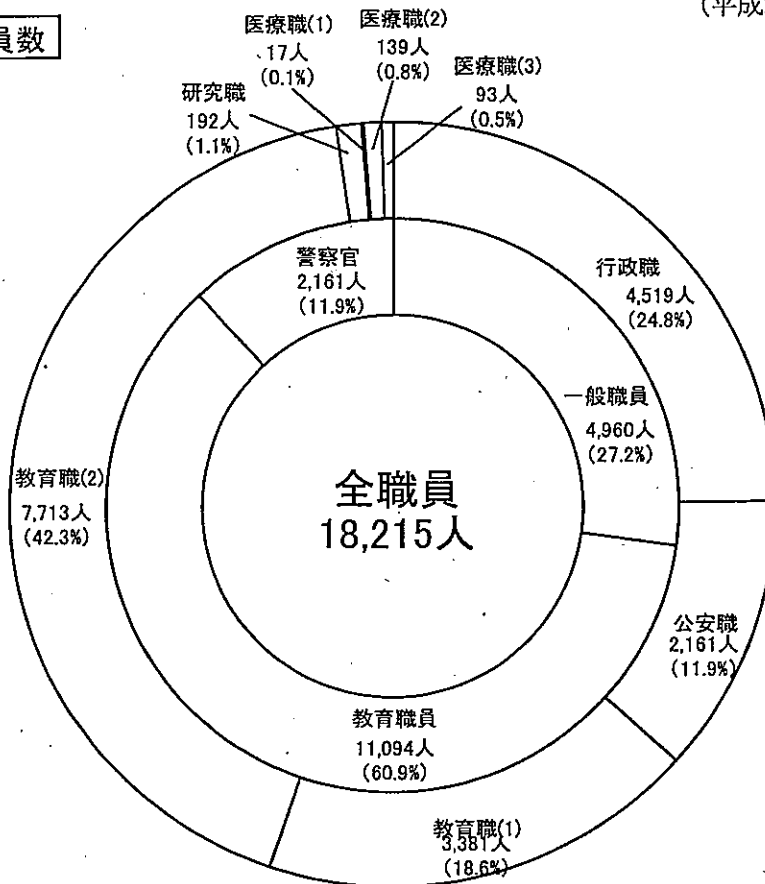
項目	任命権者								
	知事	議長	教育委員会	警察本部長	代表監査委員	人事委員会	選挙管理委員会	海区漁業調整委員会	計
採用者の職務の級等の承認事務			5						5
採用者の号給の承認事務	22		39	20					81
昇格者の職務の級の承認事務	33		3	15					51
昇給の承認事務									
部付・課付等の職員の職務の級の承認事務	1		1	7					9
その他の承認事務	3								3
計	59		51	42					149

(3) 職員の状況

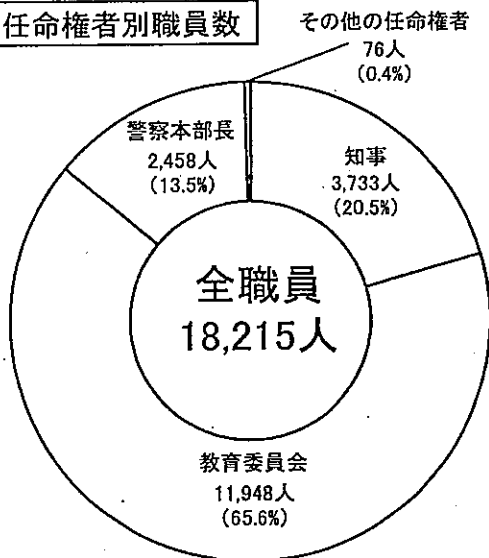
ア 給料表別、任命権者別職員数

(平成26年4月1日現在)

給料表別職員数



任命権者別職員数



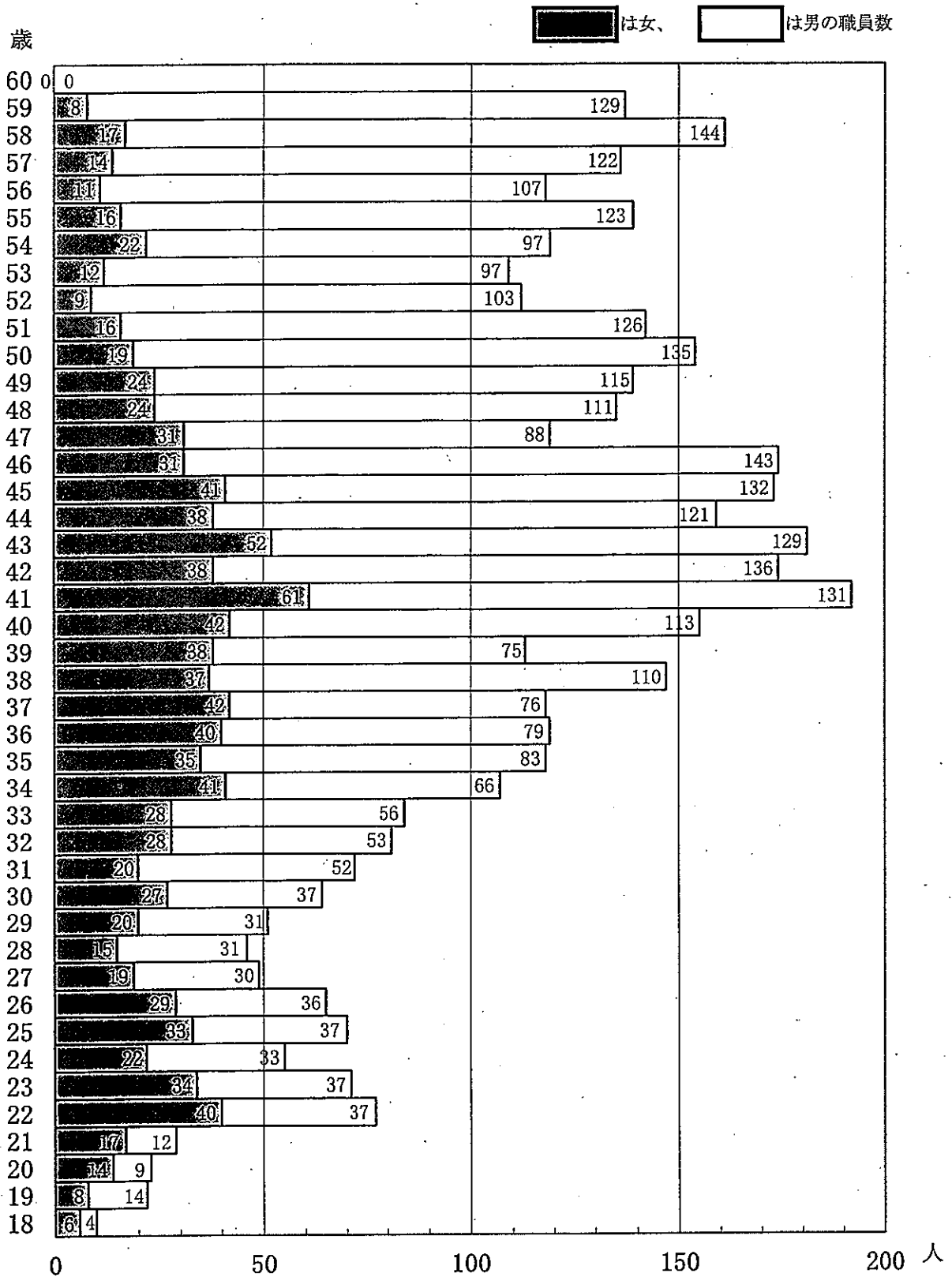
任命権者	人数
議会議長	32
人事委員会	15
代表監査委員	19
選挙管理委員会	6
海区漁業調整委員会	4

注1 本図において「職員」とは、一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例に定める給料表の適用を受ける常勤の職員をいう。(再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は除く。)(以下参考4の表まで同じ。)

注2 端数処理のため、構成比が100%にならない場合がある。

イ 年齢別、性別職員数

(行政職 平成26年4月1日現在)



ウ 給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数、平均扶養親族数、学歴別・性別人員構成及び平均給与月額

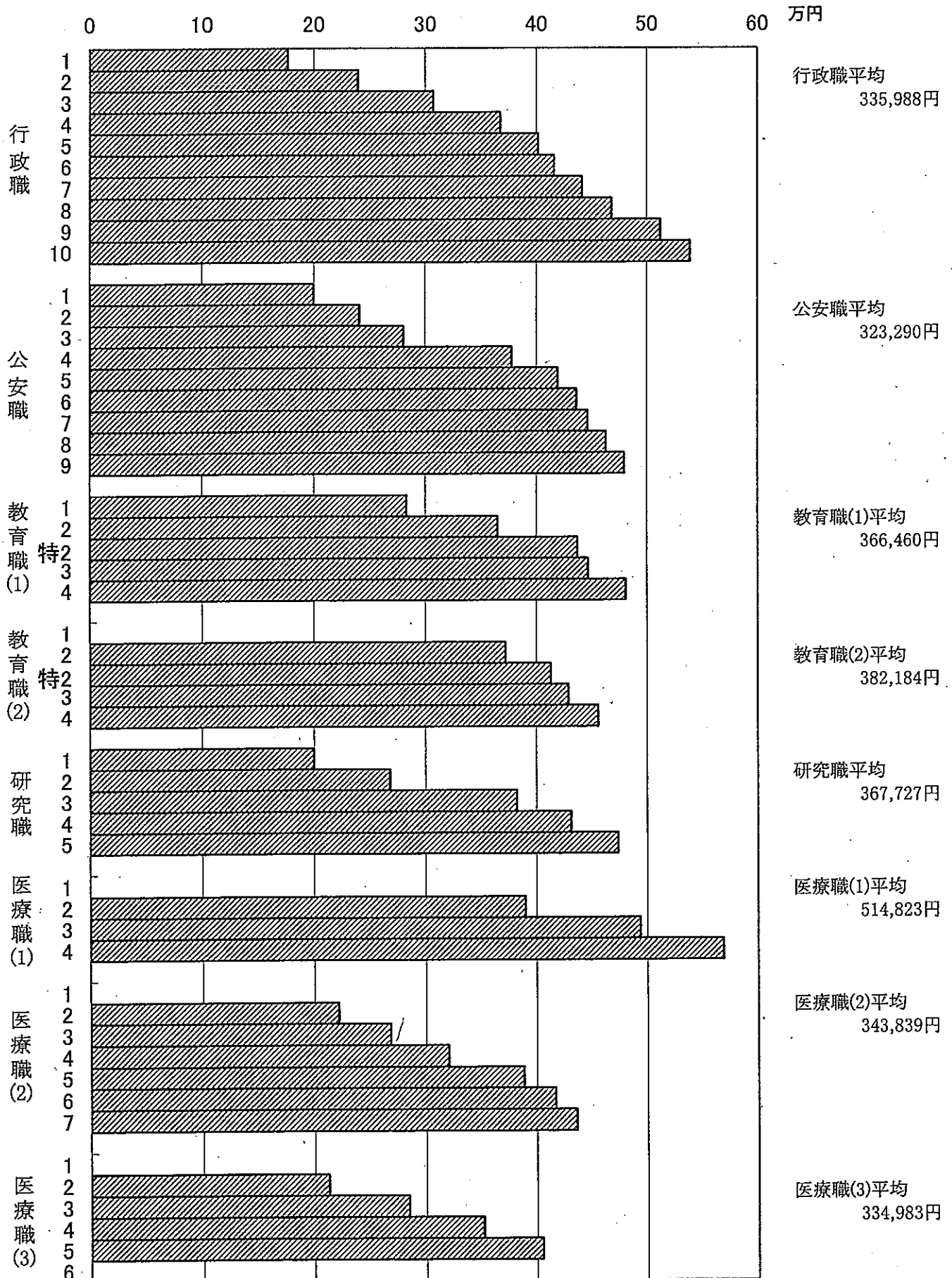
(平成26年4月1日現在)

区分 給料表	職員数	平均 年齢	平均 経験 年数	平均 扶養 親族 数	学歴別人員構成				性別人員構成		平均 給与 月額
					大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女	
	人	歳	年	人	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	円
計	18,215	44.0	22.3	1.07	13,863 (76.1)	928 (5.1)	3,416 (18.8)	8 (0.0)	11,213 (61.6)	7,002 (38.4)	398,711 (399,327)
行政職	4,519	42.7	22.1	1.17	2,224 (49.2)	69 (1.5)	2,218 (49.1)	8 (0.2)	3,400 (75.2)	1,119 (24.8)	365,738 (366,759)
公安職	2,161	39.2	18.7	1.32	997 (46.1)	112 (5.2)	1,052 (48.7)	—	2,017 (93.3)	144 (6.7)	351,232 (351,610)
教育職 (1)	3,381	43.7	21.2	1.07	3,127 (92.5)	112 (3.3)	142 (4.2)	—	2,048 (60.6)	1,333 (39.4)	410,402 (410,676)
教育職 (2)	7,713	46.3	23.9	0.93	7,141 (92.6)	572 (7.4)	—	—	3,500 (45.4)	4,213 (54.6)	426,218 (426,793)
研究職	192	44.5	21.7	1.35	185 (96.3)	4 (2.1)	3 (1.6)	—	158 (82.3)	34 (17.7)	399,447 (400,586)
医療職 (1)	17	49.4	19.6	1.42	17 (100.0)	—	—	—	13 (76.5)	4 (23.5)	854,397 (862,797)
医療職 (2)	139	44.2	21.1	1.13	113 (81.3)	26 (18.7)	—	—	75 (54.0)	64 (46.0)	374,346 (374,870)
医療職 (3)	93	42.1	20.0	0.30	59 (63.4)	33 (35.5)	1 (1.1)	—	2 (2.2)	91 (97.8)	350,119 (350,119)

※ 平均給与月額欄の()内は、条例附則による減額前の額である。

工 給料表別、級別平均給料月額

(平成26年4月1日現在)



(参考1) 給料表別職員数の推移(各年4月1日現在)

給料表	年											
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
計	21,566	20,979	20,545	20,147	19,764	19,418	19,135	18,800	18,695	18,409	18,215	
行政職	5,669	5,528	5,370	5,210	5,053	4,885	4,764	4,631	4,552	4,517	4,519	
公安職	2,039	2,069	2,072	2,097	2,097	2,106	2,107	2,090	2,222	2,159	2,161	
旧教育職(1)	247	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
教育職(1) (旧教育職(2))	4,001	3,920	3,831	3,731	3,660	3,624	3,582	3,530	3,482	3,443	3,381	
教育職(2) (旧教育職(3))	8,798	8,679	8,579	8,459	8,356	8,253	8,177	8,078	7,975	7,842	7,713	
研究職	297	294	232	226	219	210	208	202	197	196	192	
医療職(1)	29	29	24	26	22	20	20	16	17	17	17	
医療職(2)	315	295	286	263	237	214	188	167	159	143	139	
医療職(3)	166	162	151	135	120	106	89	86	91	92	93	
指定職	2											
特定任期付職員	1	1										
2号任期付研究員	2	2										

- (注)1 県立大学の地方独立行政法人化に伴い、平成17年度から従前の教育職給料表(1)が廃止され、教育職給料表(2)が教育職給料表(1)に、教育職給料表(3)が教育職給料表(2)となったものである。
2 平成16年度までの教育職給料表(1)～(3)を、旧教育職(1)～(3)としている。
3 旧教育職給料表(1)は県立大学及び県立大学短期大学部の教育職員に、指定職給料表は県立大学の学長及び副学長に適用されていたものである。
(以下参考3まで同じ。)

(参考2) 給料表別平均年齢の推移(各年4月1日現在)

給料表	年											
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
計	41.1	41.4	41.8	42.2	42.5	42.8	43.2	43.5	43.7	43.9	44.0	
行政職	40.7	41.1	41.5	41.9	42.2	42.4	42.6	42.7	42.9	42.8	42.7	
公安職	41.7	41.6	41.6	41.1	40.5	40.3	40.1	40.2	39.2	39.5	39.2	
旧教育職(1)	45.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
教育職(1) (旧教育職(2))	41.8	41.9	42.2	42.4	42.5	42.8	43.1	43.3	43.4	43.6	43.7	
教育職(2) (旧教育職(3))	40.8	41.3	41.9	42.6	43.1	43.7	44.4	45.0	45.6	45.9	46.3	
研究職	40.1	41.0	41.2	42.0	42.0	42.8	43.4	43.5	43.6	44.2	44.5	
医療職(1)	45.6	43.9	46.0	47.4	48.8	45.1	44.0	46.7	47.6	48.8	49.4	
医療職(2)	40.3	40.2	40.6	40.8	41.3	41.3	41.9	42.9	43.5	43.8	44.2	
医療職(3)	41.2	41.4	40.9	41.5	42.5	43.1	44.6	45.0	44.4	43.0	42.1	
指定職	77.5											
特定任期付職員	43.0	44.0										
2号任期付研究員	37.0	38.0										

(参考3) 給料表別平均給料月額推移(各年4月1日現在)

給料表	年	16		17	18	19	20		21		22		23	24	25	26
		減額前	円				減額前	円	減額前	円	減額前	円				
計		358,718	365,971	368,322	368,984	366,806	356,628	364,535	355,365	363,237	353,120	360,932	362,085	360,503	360,691	360,255
行政職		338,627	345,664	349,926	351,106	349,094	340,035	347,826	337,609	345,355	333,924	341,594	340,953	339,482	337,857	335,988
公安職		362,792	369,752	366,971	363,738	355,286	339,663	346,933	334,574	341,738	328,215	335,247	334,529	325,804	326,418	323,290
旧教育職(1)		445,576	457,981													
教育職(1)		364,200	371,130	373,290	373,360	369,664	358,646	366,220	357,841	365,400	356,366	363,892	364,777	364,422	365,390	366,460
(旧教育職(2))																
教育職(2)		366,684	374,157	379,031	380,591	380,150	370,678	378,963	370,653	378,924	369,549	377,768	380,274	380,519	381,270	382,184
(旧教育職(3))																
研究職		349,446	356,676	365,886	365,903	366,171	355,565	363,693	357,528	365,671	357,088	365,219	364,502	364,405	367,702	367,727
医療職(1)		488,633	503,831	494,458	508,945	510,473	502,236	521,590	473,804	489,825	464,910	480,085	499,293	501,464	511,629	514,823
医療職(2)		329,727	336,016	335,423	336,168	333,415	325,966	333,003	323,417	330,355	325,523	332,495	340,600	341,123	341,997	343,839
医療職(3)		351,506	357,949	359,285	350,878	352,691	347,631	354,725	349,657	356,793	354,132	361,359	361,133	354,209	342,432	334,983
指定職		936,819	994,500													
特定任期付職員		562,770	585,000	585,000												
2号任期付研究員		398,692	406,000	406,000												

(注) 本表における平均給料月額は、いわゆる基本給に相当する給料月額のみ平均値である。「減額前」の欄は、条例附則による減額前の額である。

(参考4) 職員給与と民間給与との較差の推移(各年4月1日現在)

区分	年	22		23		24		25		26	
		減額前	円	減額前	円	減額前	円	減額前	円	減額前	円
職員給与		367,757	376,339	370,817	372,226	368,662	370,060	368,419	369,419	366,868	367,892
民間給与		376,342		-		369,889		369,538		368,907	
較差		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
		2.33	0.00	-	-	0.33	△0.05	0.30	0.03	0.56	0.28

(注) 本表における職員給与は行政職給料表適用者の給与月額(超過勤務手当等以外の諸手当を含む。の、民間給与は民間事業所における事務・技術関係職種(行政職相当)従業者の給与月額(超過勤務手当等以外の諸手当を含む。)の平均値である。「減額前」の欄は、条例附則による減額前の額である。

分 限 及 び 懲 戒

4 分限及び懲戒

職員の分限についての手続及び効果に関する規則（昭和 37 年人事委員会規則第 9 号）第 4 条及び職員の懲戒についての手続き及び効果に関する規則（昭和 37 年人事委員会規則第 10 号）第 4 条に基づき、任命権者から提出された処分説明書（写）による職員の分限及び懲戒の状況は次のとおりである。

平成 26 年度における懲戒処分の報告件数は 25 件、分限処分の報告件数は 1 件である。県民からの信頼を引続き確保するため、法令順守意識の徹底により、いわゆる不祥事が根絶されるよう、各任命権者においてコンプライアンスの確立に引続き積極的に取り組まれることが望まれる。

(1) 分限処分の状況

平成 26 年度における分限処分の報告件数は教育委員会における 1 件であり、刑事事件提訴によるものである。

ア 26 年度の状況

		免職	降任	休職	計
勤務成績不良					0
心身故障					0
職に必要な適格性					0
刑事事件提訴		1			1
計		1	0	0	1
任命権者別	知事部局				0
	教育委員会	1			1
	警察本部				0
	その他権者				0

イ 過去の実績等

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
勤務成績不良		1	1			
心身故障						
刑事事件提訴		1	2			2
計		2	3	0	0	2
処分の種類	免職					
	降任	1	1			
	休職	1	2			2

(2) 懲戒処分の状況

平成 26 年度における懲戒処分の報告件数は 25 件であり、平成 25 年度の 43 件から大幅に減少した。事由別に見ると、一般服務、業務処理、公金等取扱の「欠勤、不適切処理等」が平成 25 年度の 22 件から 7 件に減少したが、交通事故、酒気帯び運転、速度超過の「交通法規違反等」は同 14 件と平成 25 年度と同件数となった。任命権者別に見ると、教育委員会 21 件、知事部局 4 件、警察本部 0 件となった。

ア 26年度の状況

処分事由		処分の種類	免職	停職	減給	戒告	計
一般サービス・業務処理	違法な職員団体活動		0	0	0	0	0
	欠勤、不適切処理等		0	2	3	2	7
	小計		0	2	3	2	7
その他非行	交通法規違反等		1	0	1	12	14
	その他		1	1	0	0	2
	小計		2	1	1	12	16
監督責任関係			0	0	0	2	2
計			2	3	4	16	25
任命権者別	知事部局		0	0	0	4	4
	教育委員会		2	3	4	12	21
	警察本部		0	0	0	0	0
	その他権者		0	0	0	0	0

イ 過去の実績

処分事由		処分の種類	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般サービス・業務処理	違法な職員団体活動		0	0	0	0	0
	欠勤、不適切処理等		18	8	17	3	22
	小計		18	8	17	3	22
その他非行	交通法規違反等		29	25	11	20	14
	その他		6	10	13	2	6
	小計		35	35	24	22	20
監督責任関係			6	2	4	8	1
計			59	45	45	33	43
任命権者別	知事部局		18	8	18	14	4
	教育委員会		36	32	24	15	28
	警察本部		5	5	3	4	11
	その他権者		0	0	0	0	0

審 查 関 係 事 務

5 審査関係事務

(1) 公平審査関係

ア 勤務条件に関する措置の要求

県関係、受託市町村等関係ともに、平成 26 年度係属した事案はなかった。

イ 不利益処分についての不服申立て

(ア) 概要

a 県関係

県関係の不利益処分についての不服申立事案は、平成 26 年度末において、平成 25 年度からの繰越しである県職員関係 49. 4. 11 等事案（2 件）及び県職員関係 55. 4. 16 事案（1 件）の合計 3 件が係属しているほか、平成 26 年度中に受理した 1 件が係属している。

これらの事案の具体的な処理状況は、次のとおりである。

(a) 49. 4. 11 等事案、55. 4. 16 事案

- 平成 25 年度末においては、県職員関係 49. 4. 11 等事案（38 件）、県職員関係 51. 3. 17 等事案（44 件）、県職員関係 55. 4. 16 事案（43 件）、県職員関係 58. 10. 7 事案（2 件）、県職員関係 59. 10. 23 事案（57 件）計 184 件が係属していた。
- 平成 26 年 5 月 22 日付け及び平成 27 年 2 月 17 日付けで不服申立人代理人から 4 事案（49. 4. 11 等事案（17 件）、51. 3. 17 等事案（30 件）、55. 4. 16 事案（33 件）、59. 10. 23 事案（49 件）計 129 件について取下書の提出があり、同日受理した。
- 平成 27 年 3 月 12 日には、5 事案（49. 4. 11 等事案（19 件）、51. 3. 17 等事案（14 件）、55. 4. 16 事案（9 件）、58. 10. 7 事案（2 件）、59. 10. 23 事案（8 件）計 52 件について、不服申立人が死亡しており、死亡した日から起算して 1 年以内に、不利益処分についての不服申立てに関する規則第 13 条の 2 第 2 項の届出がなかったとして、打切りのうえ審査を終了した。

その際、打切りとならなかった事案（49. 4. 11 等事案（2 件）、55. 4. 16 事案（1 件））が係属している状況である。

(b) 辞職承認処分取消請求事案（26 人委（不）第 1 号事案）

平成 26 年 10 月 29 日に受理を決定し、書面審理を行っている。

b 受託市町村等関係

受託市町村等関係は、平成 26 年度係属した事案はなかった。

(イ) 状況

事 案 名		受理 総数	平成 25 年度末ま での取下 げ件数	平成 25 年度末 係属件 数	平成 26 年度中 の申立 件数	平成 26 年度中 の取下 げ件数	平成 26 年度中 の判定 件数	平成 26 年度末 係属件 数
県 関 係	49.4.11等事案	48	10	38	0	17	19	2
	51.3.17等事案	52	8	44	0	30	14	0
	55.4.16事案	50	7	43	0	33	9	1
	58.10.7事案	2	0	2	0	0	2	0
	59.10.23事案	61	4	57	0	49	8	0
	26人委(不)第1号事案	1	-	-	1	0	0	1
(小 計)		214	29	184	0	129	52	4
受託 市町 村等 関係								
(小 計)		0	0	0	0	0	0	0
合 計		214	29	184	1	129	52	4

(2) 職員苦情相談

(ア) 概要

a 職員体制

計 8 名（職員課 審査・給与担当職員 8 名） うち女性 3 名（セクハラ相談の対応等）

b 相談の方法

面談、電話、書面、ファクシミリ、メールにより相談

(イ) 状況

a 件数等

平成 26 年度中に受理した件数は 20 件（実件数）となっており、男女別では、男性 8 件、女性 11 件、不明 1 件で、任命権者別では、知事部局 8 件、教育委員会 7 件、市町村・一部事務組合等 5 件となっている。相談の申出方法は、電話 12 件、面談 4 件、メール 3 件、書面 1 件となっている。

b 内容別・任命権者別処理件数

※（ ）内は平成 25 年度の件数

	知事部局	教育委員会	警察本部	市町村・一部事務組合	その他・不明	計
任用	1 (0)	1 (1)				2 (1)
給与	0 (1)	1 (0)		1 (2)		2 (3)
勤務時間、休暇、服務等	1 (1)					1 (1)
健康安全等	1 (0)			1 (0)		2 (0)
セクハラ	2 (0)					2 (0)
パワーハラ	3 (2)	0 (1)		2 (1)	0 (3)	5 (7)
パワーハラ以外のいじめ等	0 (2)				0 (1)	0 (3)
公平審査						0 (0)
その他	0 (2)	5 (1)		1 (3)	0 (1)	6 (7)
計	8 (8)	7 (3)	0 (0)	5 (6)	0 (5)	20 (22)

c 処理方法

制度説明・助言をしたものが 11 件、相談者の意向等を当局に伝達したものが 9 件となっている。

なお、不服申立てに移行した事例は 1 件あり、措置要求に移行した事例はなかった。

(3) 職員団体関係

ア 管理職員等の指定

(ア) 概要

a 県関係

平成 27 年 4 月からの県の行政組織の変更等に伴い、管理職員等の範囲について規則改正を行った。

b 受託市町村等関係

平成 26 年 4 月の受託市町村等における行政組織の改編に伴い、管理職員等の範囲について規則改正を行った。

イ 職員団体の登録

(ア) 概要

職員団体の登録については、役員改選等に係る届出が 30 件、規約の変更に係る届出が 5 件、主たる事務所の所在地の変更に係る届出が 2 件、職員団体からの申請による登録抹消が 1 件あった。

(イ) 状況

平成 25 年 度末登録 団体総数	新規登録 団体数	解散等団 体数	変更届出			法人と なる旨 の申出	平成 26 年 度末登録 団体総数
			規約	役員	所在地		
33	0	1	5	30	2	0	32

注) 「役員変更届出」には、専従職員の変更に係る届出を含む。

(4) 労働基準監督関係

平成 26 年度における労働基準監督事務の概要は、次のとおりである。

ア 事業場調査について

人事委員会は、地方公務員法第 58 条第 5 項の規定に基づき、地方公共団体の行う労働基準法別表第 1 第 11 号、第 12 号及び同表に掲げる事業以外の事業（官公署等の事業）に従事する職員（企業職員及び単純労務職員を除く）について労働基準監督機関の職権を有している。

このため、人事委員会が労働基準監督機関として職権を行使することとされている事業場について、書面等による調査及び指導（以下「事業場調査」という。）を行い、職員の勤務環境の向上を図っているところである。

なお、従来は対象事業場を十数か所抽出し個別に調査をしていたが、全体状況の把握と効率的な指導を図るため、書面による全数調査と必要に応じた実態確認等に改め、平成 19 年度から実施しているものである。

平成 26 年度は、当委員会所管の調査対象のうち、167 事業場について実施した。（兼務職員のみ 11 事業場は調査対象から除いている。対象事業場の内訳：知事部局 48 事業場、教育委員会 88 事業場、警察 24 事業場、その他任命権者 7 事業場）

イ 労働基準法及び安全衛生法関係

(ア) 労働安全衛生法に基づく認定及び報告状況について (H26 年度受付分)

	衛生管理者 の選任報告 (件)	産業医の選 任報告(件)	定期健康診 断結果報告 (事業場)	特殊健康診 断結果報告 (事業場)	労働者死傷 病報告(件)	有機溶剤中毒予 防規則一部適用 除外認定(件)
知事部局	13	10	14	15	11	0
教育委員会	15	4	52	11	38	0
警察	5	1	17	21	43	0

(イ) 宿日直許可の状況について (H27. 3. 31 現在)

知事部局	5
教育委員会	33
警察	25
その他	1

ウ ボイラー等の安全取締の状況

(ア) ボイラー、第一種圧力容器、ゴンドラ及びクレーン (以下「ボイラー等」という。) の安全取締りに係る状況は、次のとおりである。

総括表 (H27. 3. 31 現在) 設置事業場数 54 (廃止分を除く)

	ボイラー	第一種 圧力容器	ゴンドラ	クレーン
前年度末の設置基数 (A)	58	41	1	3
本年度設置基数 (B)	1	2	0	0
本年度廃止基数 (C)	3	2	0	0
本年度末の総数設置基数 (D) <(A)+(B)-(C)>	56	41	1	3

(イ) ボイラー等の諸検査の状況

区分	事業場数	基 数			
		ボイラー	第一種 圧力容器	ゴンドラ	クレーン
落成検査	3	1	2	0	0
変更検査	0	0	0	0	0
使用再開検査	0	0	0	0	0
性能検査	47	51	38	2	0

(検査結果)

- ボイラー等の性能検査については、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会岩手事務所が実施する検査を受検している。
- 本年度における検査結果は概ね良好であったが、性能検査のうち、ボイラー17基及び第一種圧力容器7基については、附属部品等の取り換え、補修等の指示があった。

(5) 公平事務委託市町村等の事務の受託状況

市町村等公平委員会の事務の受託は、平成 27 年 4 月 1 日現在で 13 市 15 町 4 村 22 一部事務組合 3 広域連合の合計 57 団体となっている。

なお、独自の公平委員会を設置している市町村等は、盛岡市、盛岡地区広域消防組合及び盛岡地区衛生処理組合の 1 市 2 一部事務組合である。

参 考 资 料

6 参考資料

(1) 初任給基準表(平成27年4月1日現在)

行政職給料表

一 般	正規の試験	I種		1-25	174,200
		II種		1-15	154,800
		III種		1-5	142,100
	その他	高等学校卒	1-1	137,600	
無 線 従 事 者		第1級総合無線通信士		1-25	174,200
		第1級海上無線通信士			
		第1級陸上無線技術士			
		第2級総合無線通信士		1-9	146,500
		第2級海上無線通信士			
		第2級陸上無線技術士			
		第1級陸上特殊無線技士		1-5	142,100
		航空無線通信士			
		第3級総合無線通信士		1-1	137,600
		第3級海上無線通信士			
		国内電信級陸上特殊無線技士			
		第4級海上無線通信士			
		第1級海上特殊無線技士			
その他の資格					

公安職給料表

正規の試験	I種	3-2	204,500
	II種	2-3	179,500
	III種	1-3	163,800

教育職給料表(1)

教 諭 養 護 教 諭 栄 養 教 諭 (任用の期限を付さないものに限る。) 講師(任用の期限を付さないものに限る。) 栄 養 教 諭 (任用の期限を付さないものを除く。) 助 教 諭 養 護 助 教 諭 講 師 (任用の期限を付さないものを除く。) 実 習 助 手 寄 宿 舎 指 導 員	博士課程修了	2-31	262,600
	修士課程修了 専門職学位課程修了	2-13	216,100
	大 学 卒	2-1	195,100
	短 大 卒	1-11	168,500
	大 学 卒	1-21	191,500
	短 大 卒	1-11	168,500
	高 校 卒	1-1	150,900

教育職給料表(2)

教 諭 養 護 教 諭 栄 養 教 諭 (任用の期限を付さないものに限る。) 講師(任用の期限を付さないものに限る。) 栄 養 教 諭 (任用の期限を付さないものを除く。) 講 師 (任用の期限を付さないものを除く。) 助 教 諭 養 護 助 教 諭	博士課程修了	2-43	262,600
	修士課程修了 専門職学位課程修了	2-25	216,100
	大 学 卒	2-13	195,100
	短 大 卒	2-3	170,900
	大 学 卒	1-21	191,500
	短 大 卒	1-11	168,500
	高 校 卒	1-1	150,900

研究職給料表

正規の試験	I種		1-25	179,000
	II種		1-15	157,400
	III種		1-5	142,200
その他	博士課程修了 (大学6卒 後のもの に限る。)		1-61	245,800
	博士課程修了		1-57	240,100
	修士課程修了 専門職学位 課程修了 大学6卒		1-37	201,800
	高校卒		1-1	137,700

医療職給料表(1)

医師 歯科医師	博士課程修了	1-33	346,600
	大学6卒	1-9	264,900

医療職給料表(3)

保健師	大学卒	2-11	203,400
	短大3卒	2-5	191,300
看護師	短大3卒	2-5	191,300
	短大2卒	2-1	182,900
准看護師	准看護師養成所卒	1-1	155,600

医療職給料表(2)

薬剤師	大学6卒	2-15	202,700
	大学4卒	2-1	180,300
獣医師	大学6卒	2-15	202,700
	大学4卒	2-1	180,300
栄養士	大学卒	2-1	180,300
	正規の試験	1-11	158,100
診療放射線技師	大学卒	2-1	180,300
	短大3卒	1-17	169,100
診療エックス線技師	短大卒	1-11	158,100
	大学卒	2-1	180,300
臨床検査技師	短大3卒	1-17	169,100
	大学卒	2-1	180,300
衛生検査技師	短大卒	1-11	158,100
	大学卒	2-1	180,300
臨床工学技士	短大3卒	1-17	169,100
	大学卒	2-1	180,300
理学療法士 作業療法士	短大3卒	1-17	169,100
	大学卒	2-1	180,300
視能訓練士	短大3卒	1-17	169,100
	大学卒	2-1	180,300
言語聴覚士	短大3卒	1-17	169,100
	短大3卒	1-17	169,100
歯科衛生士	短大2卒	1-11	158,100
	高校専攻科卒	1-7	151,300
歯科技工士	短大2卒	1-11	158,100
	短大3卒	1-17	169,100
あん摩マッサージ 指圧師	短大2卒	1-11	158,100
	短大3卒	1-17	169,100
はり師 きゅう師 柔道整復師	高校卒	1-1	142,400
	高校卒	1-1	142,400

(2) 級別職務区分表

1 行政職給料表

(平成27年4月1日現在)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
知事 の 事 務 部 局	本庁	2級から 10級まで の欄に掲 げる職以 外の職	3級から 10級まで の欄に掲 げる職以 外の職で 特に高度 の知識又 は経験を 必要とす るもの	主査 主任 建築監視員 主任行政 専門員	主任主査 主査 主査行政 専門員	担当課長 特命課長 主任主査	総括課長 特命参事 調査監 報道監 防災危機 管理監 総務事務 センター 所長 政策監 調整監 ふるさと 振興監 地域連携 推進監 医師支援 推進監 競馬改革 推進監 県産米戦 略監 県産米生 産振興監 県産米販 売推進監 出納指導 監 課長	総括課長 特命参事 調査監 報道監 防災危機 管理監 総務事務 センター 所長 政策監 調整監 ふるさと 振興監 地域連携 推進監 医師支援 推進監 競馬改革 推進監 県産米戦 略監 県産米生 産振興監 県産米販 売推進監 出納指導 監 課長	副部長 副室長 副局長 室長 局長 環境担当 技監 農政担当 技監 農村整備 担当技監 林務担当 技監 水産担当 技監 漁港担当 技監 道路都市 担当技監 河川港湾 担当技監 復興担当 技監 首席調査監 首席ふるさ と振興監 首席ILC 推進監 参事 技術参事	会計管理者 部長 秘書広報 室長 国体・障が い者スポー ツ大会局長 理事 技監	企画理事 復興局長
	広域振興局			主査 出張所長 主任 主任行政 専門員	主任主査 主査 出張所長 主査行政 専門員	課長 特命課長 普及サブ センター 所長 整備事務 所次長 ダム管理 事務所長	部長(盛岡 を除く。) 特命参事 室長 企画推進 課長 産業振興 課長(盛岡 に限る。)	部長(盛岡 を除く。) 特命参事 室長 企画推進 課長 産業振興 課長(盛岡 に限る。)	副局長 部長(盛岡 に限る。) 参事 技術参事	局長	

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
広域振興局以外 の出先機関	東京事務所					ダム建設 事務所次 長 林務出張 所長 主任主査	管理主幹 総務課長 (県南の 総務部(総 務センタ ーを除 く。)に限 る。) 林業振興 課長(盛岡 に限る。) 農政調整 課長 農林調整 課長 水産調整 課長 副部長 用地課長 (盛岡及び 花巻土木セ ンターに限 る。) 調整課長 センター 所長 センター 副所長 整備事務 所長 ダム建設 事務所長	管理主幹 総務課長 (県南の 総務部(総 務センタ ーを除 く。)に限 る。) 林業振興 課長(盛岡 に限る。) 農政調整 課長 農林調整 課長 水産調整 課長 副部長 用地課長 (盛岡及び 花巻土木セ ンターに限 る。) 調整課長 センター 所長 センター 副所長 整備事務 所長 ダム建設 事務所長			
						副部長	部長	部長	所長		
	消防学校			科主任	科主任	副校長	校長	校長			
	先端科学 技術研究 センター					副所長			所長		
	環境保健 研究セン ター					企画情報 部長	副所長	副所長	所長		

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	県民生活センター					次長	所長	所長			
	保健所				課長	副 所 長 (奥州に限る。) 次長	副 所 長 (奥州に限る。) 次長	副所長(県 央に限 る。)			
	福祉総合 相談セン ター					課長	部長	部長	所長		
	児童相談 所					次長 課長	所長	所長			
	高等看 護学院										
	精神保健 福祉セン ター					次長					
	杜陵学園					園長補佐	園長	園長			
	大塚事務所				次長	次長	所長	所長			
	名古屋事 務所					次長	所長	所長			
	福岡事務 所				次長	次長	所長	所長			
	産業技術 短期大学 校			講師	講師	事務局次長 助教授	事務局長 教育部長 教授	事務局長 教育部長 教授	副校長		
	高等技術 専門校			科主任	科主任	校長補佐	校長	校長			
	病虫害防 除所					次長	所長	所長			
	家畜保健 衛生所					次長					
	漁業取締 事務所			機関長 通信長	機関長 通信長	次長 船長	所長	所長			
	生物工学 研究所						所長	所長			

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
農業研究センター					課長	病虫害防除部長 畜産研究所次長	病虫害防除部長 畜産研究所次長			
林業技術センター					企画総務部長 研修部長	副所長	副所長			
水産技術センター			機関長 通信長	機関長 通信長	総務部長 船長					
内水面水産技術センター										
農業大学校			講師	講師	助教授	副校長 事務局長 教育部長 教授	副校長 事務局長 教育部長 教授	校長		
農業改良普及センター					普及課長 普及サブセンター所長	所長 副所長	所長 副所長	所長(中央に限る。)		
北上川上流流域下水道事務所					課長	所長	所長			
花巻空港事務所					次長	所長	所長			
			主査 主任 主任行政専門員	主任主査 主査 主査行政専門員	主任主査					
			主任主事 主任技師	副主任 技術副主任	副主任 技術副主任	主幹 技術主幹				
専門職員				上席特別税務調査員 上席通信技師 上席消防教官	上席特別税務調査員 上席通信技師 上席消防教官	首席特別税務調査員				

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
				主査通信技師 主任通信技師 主査消防教官 主任消防教官	主査通信技師 主査消防教官						
					上席社会福祉主事 上席障がい者福祉司 上席児童福祉司 上席相談調査員 上席児童心理司 上席心理判定員 上席児童指導員 上席職業指導員 上席生活指導員 上席保育士 上席児童自立支援専門員	上席社会福祉主事 上席障がい者福祉司 上席児童福祉司 上席相談調査員 上席児童心理司 上席心理判定員 上席児童指導員 上席職業指導員 上席生活指導員 上席保育士 上席児童自立支援専門員	首席児童福祉司 首席児童指導員				
				主査社会福祉主事 主任社会福祉主事 主査障がい者福祉司 主任障がい者福祉司 主査児童福祉司	主査社会福祉主事 主査障がい者福祉司 主査児童福祉司						

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
				主任児童福祉司							
				主査相談調査員	主査相談調査員						
				主任相談調査員							
				主査児童心理司	主査児童心理司						
				主任児童心理司							
				主査心理判定員	主査心理判定員						
				主任心理判定員							
				主査児童指導員	主査児童指導員						
				主任児童指導員							
				主査職業指導員	主査職業指導員						
				主任職業指導員							
				主査生活指導員	主査生活指導員						
				主任生活指導員							
				主査保育士	主査保育士						
				主任保育士							
				主査児童自立支援専門員	主査児童自立支援専門員						
				主任児童自立支援専門員							
					上席技術指導員	上席技術指導員	首席技術指導員				
				主査技術指導員	主査技術指導員						
				主任技術指導員							

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
				主査農業普及員 主任農業普及員 主査林業普及指導員 主任林業普及指導員 主査水産業普及指導員 主任水産業普及指導員 主査航海士 主任航海士 主査機関士 主任機関士 主査通信士 主任通信士	上席農業普及員 上席林業普及指導員 上席水産業普及指導員 上席航海士 上席機関士 上席通信士 主査農業普及員 主査水産業普及指導員 主査航海士 主査機関士 主査通信士	上席農業普及員 上席林業普及指導員 上席水産業普及指導員 上席航海士 上席機関士 上席通信士 上席建築専門員 主査建築専門員	上席農業普及員 上席林業普及指導員 上席水産業普及指導員 上席航海士 上席機関士 上席通信士 上席建築専門員 主査建築専門員				
議会の事務局				主査主任主査主任主事 副主任主査主査	主任主査副主任主査主査	担当課長主任主査副主任主幹	総括課長課長主幹	総括課長課長	次長 参事	事務局長	

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	
教育委員会の事務局等	本庁				文化財専門員(主任相当、主査相当) スポーツ医・科学専門員(主任相当、主査相当) 保健体育主事 主査 主任	上席文化財専門員 上席スポーツ医・科学専門員 主任保健体育主事 主任主査 副主任 技術副主幹 文化財専門員(主査相当) スポーツ医・科学専門員(主査相当) 主任行政専門員 保健体育主事 主査	担当課長 特命課長 上席文化財専門員 上席スポーツ医・科学専門員 主任保健体育主事 主任主査 副主任 技術副主幹	総括課長 特命参事 課長 主幹 技術主幹	総括課長 特命参事 課長	教育次長 室長 参事			
	出先機関	教育事務所			主査 主任 主任行政専門員	主任主査 副主任 主査	企画総務課長 主任主査 副主任	所長 企画総務課長(盛岡に限る。) 主幹	所長 企画総務課長(盛岡に限る。)	所長(盛岡に限る。)			
	教育機関	総合教育センター			主査 主任 主任行政専門員	主任主査 副主任 主査	主任主査 副主任	総務部長 主幹	総務部長				
		生涯学習推進センター			主査 主任 主任行政専門員	主任主査 副主任 主査	総務部長 主任主査 副主任	主幹					
	図書館			主査 主任 主任行政専門員	主任主査 副主任 主査	主任主査 副主任	副館長 主幹	副館長					

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	
		埋蔵文化財センター			文化財専門員(主任相当、主査相当)	上席文化財専門員 文化財専門員(主査相当)	上席文化財専門員	所長 副所長	所長 副所長				
		県立学校			主査 主任 通信長 主任航海士 主任機関士 主任通信士 主任行政専門員	漁撈長 機関長 主任主査 副主任 主査 通信長 主任航海士 主任機関士 主任通信士	事務長(6級及び7級の欄に掲げられている事務長を除く。) 船長 漁撈長 機関長 主任主査 副主任	高等学校又は特別支援学校の事務長(盛岡第一、不来方、杜陵、盛岡農業、盛岡工業、盛岡商業、黒沢尻工業、水沢、一関第一、大船渡、釜石、宮古、宮古水産、福岡、盛岡視覚支援、盛岡聴覚支援、盛岡となん支援及び花巻清風支援に限る。) 主幹	高等学校又は特別支援学校の事務長(盛岡第一、不来方、杜陵、盛岡農業、盛岡工業、盛岡商業、黒沢尻工業、水沢、一関第一、大船渡、釜石、宮古、宮古水産、福岡、盛岡視覚支援、盛岡聴覚支援、盛岡となん支援及び花巻清風支援に限る。)				
		市町村立小中学校			事務主任 主任行政専門員	事務主査	主任事務主査						
					主任主事 主任技師								
警察	本部等	本部			係長 主査	次長 副所長 課長補佐 隊長補佐 係長	次長 副所長 課長補佐 隊長補佐	課長 科学捜査研究所長 指導監査室長 サイバー犯罪対策室長 自動車運転免許試験場長	課長 科学捜査研究所長 指導監査室長 サイバー犯罪対策室長 自動車運転免許試験場長	参事			

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
								給与調査官 会計調査官 施設調査官 厚生調査官 共済調査官 訟務調査官 情報管理調査官 交通管制官	給与調査官 会計調査官 施設調査官 厚生調査官 共済調査官 訟務調査官 情報管理調査官 交通管制官			
		警察学校			係長 主査	事務長 係長	事務長	術科調査官	術科調査官			
	警察署			係長 主査 船長 機関長	課長 係長 船長 機関長	課長						
				主任主事 主任技師	副主幹	副主幹	主幹					
選挙管理委員会 の事務局			主査 主任	主任主査 副主幹 主査	副書記長 主任主査 副主幹	書記長	書記長					
監査委員 の事務局			主査 主任 主任主事 主任行政 専門員	主任主査 副主幹 主査 主査行政 専門員	主任主査 副主幹	総括課長 主幹	総括課長	事務局長				
人事委員 会の事務局			主査 主任 主任主事 主任行政 専門員	主任主査 副主幹 主査 主査行政 専門員	担当課長 主任主査 副主幹	総括課長 主幹	総括課長	事務局長 参事				
労働委員 会の事務局			主査 主任 主任主事 主任行政 専門員	主任主査 副主幹 主査 主査行政 専門員	主任主査 副主幹	総括課長	総括課長	事務局長 参事				
収用委員 会の			主査	主任主査	主任主査	事務局長	事務局長					

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
事務局				主任 主任行政 専門員	副主幹 主査 主査行政 専門員	副主幹					
海区漁 業調整 委員会 の事務 局				主査 主任	主任主査 技術副主幹 主査	事務局次長 主任主査 技術副主幹	事務局長 技術主幹	事務局長	事務局長		

- 備考1 知事の事務部局に置かれる部付、局付、課付、室付若しくは所付の職、教育委員会の事務局に置かれる局付、課付、所付、総合教育センターに置かれる所付若しくは県立学校に置かれる学校付の職、警察本部に置かれる部付、課付、所付、隊付若しくは警察学校に置かれる学校付若しくは警察署に置かれる署付の職、監査委員の事務局に置かれる局付の職又は人事委員会の事務局に置かれる局付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から10級までのいずれか一の級に決定するものとする。
- 2 9級以下の級に区分されている職で任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職員の職務の級を上位の級に決定することができる。
- 3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。
- 4 この表において3級の欄に掲げる「主任相当」とは、知事の事務部局の款3級の欄に掲げる主任に、「主査相当」とは、知事の事務部局の款3級の欄に掲げる主査に、4級の欄に掲げる「主査相当」とは、知事の事務部局の款4級の欄に掲げる主査にそれぞれ相当するものである。

2 公安職給料表

区分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	
警察	本部	巡査	巡査(巡査長に限る。)	巡査部長 巡査(巡査長に限る。)	警部 警部補 巡査部長 巡査(巡査長に限る。)	警部 警部補	警視 警部(次長、地域調査官、科学捜査研究所副所長、機動捜査隊副隊長、交通機動隊副隊長、高速道路交通警察隊副隊長及び機動隊副隊長に限る。)	警視(課長、監察官、留置管理官、安全・安心まちづくり推進室長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長に限る。)	警視(参事官及び監察課長に限る。)	警視(部長及び首席監察官、警務課長、生活安全企画課長、刑事企画課長、交通企画課長又は公安課長を兼ねる参事官に限る。)	
	警察学校						警視				警視(校長に限る。)
	警察署						警視 警部(次長、警務課長並びに見前及び高田の幹部交番所長に限る。)				警視(署長及び副署長に限る。)

備考1 警察本部に置かれる部付、課付、所付若しくは隊付、警察学校に置かれる学校付又は警察署に置かれる署付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て6級から9級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 6級以下の級に区分されている職で警察本部長が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を上位の級に決定することができる。

3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

3 教育職給料表(1)

区 分		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	
知事の事務 部局	広域振興局以 外の出先機関	産業技術短期大 学校	技術指導員	講師 技術指導員	助教授	助教授	教授
		農業大 学校	技師 行政専門員	講師 技師 行政専門員	助教授	助教授	教授
教育委員会 の事務局等	本庁			指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		主任指導主事 主任経営指導 主事 主任社会教育 主事	首席指導主事 首席経営指 導主事 首席社会教 育主事 特命参事
	出先機関	教育事務所		指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		主任指導主事 主任経営指導 主事 主任社会教育 主事	首席経営指 導主事 首席社会教 育主事
	教育機関	総合教育センター	研修助手	研修指導主事 指導主事		研修部長 支援指導部長 主任研修指導 主事 主任指導主事	所長 研修部長 支援指導部長
		生涯学習推進セ ンター		社会教育主事 社会教育主事補		生涯学習部長 主任社会教育 主事	所長 首席社会教 育主事
		図書館					館長
		博物館		社会教育主事 社会教育主事補			
		美術館		社会教育主事 社会教育主事補			
		埋蔵文化財セン ター		社会教育主事 社会教育主事補			
県立高等学校等	教諭 養護教諭 栄養教諭 講師 助教諭 養護助教諭 実習助手 寄宿舍指導員	教諭 養護教諭 栄養教諭（任 用の期限をふ さないものに 限る。） 講師（任用の期 限を付さない ものに限る。） 実習助手 寄宿舍指導員	指導教諭	副校長 教頭 主任指導教諭	校長		
警察	本部等	警察学校			副校長		

備考1 教育委員会の事務局に置かれる局付若しくは課付の職又は県立高等学校等に置かれる学校付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級又は4級に決定するものとする。

- 2 2級に区分されている職で教育委員会が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を3級に決定することができる。
- 3 一の職が2の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

4 教育職給料表(2)

区 分		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	
教育委員会の 事務局等	本庁		指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		主任指導主事 主任経営指導 主事 主任社会教育 主事	首席指導主事 首席経営指導 主事 首席社会教育 主事 特命参事	
	出先機関	教育事務所	指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		教務課長(盛岡 を除く。) 主任指導主事 主任経営指導 主事 主任社会教育 主事	教務課長(盛岡 に限る。) 首席指導主事 首席経営指導 主事 首席社会教育 主事	
	教育機関	総合教育セン ター		指導主事		主任指導主事	
		生涯学習推進 センター		社会教育主事 社会教育主事補		主任社会教育 主事	首席社会教育 主事
		博物館		社会教育主事 社会教育主事補			
		美術館		社会教育主事 社会教育主事補			
		埋蔵文化財セ ンター		社会教育主事 社会教育主事補			
		中学校	講師(任用の期 限を付さない ものを除く。) 助教諭 養護助教諭	教諭 養護教諭 講師(任用の期 限を付さない ものに限る)	主幹教諭	副校長 教頭	校長
	市町村立小中 学校	栄養教諭(任用 の期限を付さ ないものを除 く。) 講師(任用の期 限を付さない ものを除く。) 助教諭 養護助教諭	教諭 養護教諭 栄養教諭(任用 の期限を付さ ないものに限 る。) 講師(任用の期 限を付さない ものに限る。)	主幹教諭 指導教諭	副校長 教頭	校長	

備考1 教育委員会の事務局に置かれる局付若しくは課付の職又は市町村立小中学校に置かれる学校付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級又は4級に決定するものとする。

2 2級に区分されている職で教育委員会が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものについては、その職務の級を3級に決定することができる。

5 研究職給料表

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
知事の事務 部局	本庁	2級から5級ま での欄に掲げる 職以外の職					
	広域振興局以 外の出先機関		先端科学技術 研究センター				
			環境保健研究 センター		部長	副所長	
			生物工学研究所				
			農業研究センター		室長 県北農業研究 所次長	部長 県北農業研究 所長 畜産研究所次長	所長 副所長 畜産研究所長
			林業技術センター		部長	副所長	所長
			水産技術センター		部長	副所長	所長
			内水面水産技 術センター			所長	所長
	専門職員	主査専門研究員 主任専門研究員 専門研究員	上席専門研究員 主査専門研究員 主任専門研究員	首席専門研究員			
教育委員会 の事務局等	本庁	主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員 専門学芸員 専門学芸調査員	上席専門学芸員 上席専門学芸 調査員 主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員				
	教育機関	博物館	主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員 専門学芸員 専門学芸調査員	上席専門学芸員 上席専門学芸 調査員 主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員	首席専門学芸員 首席専門学芸 調査員		
		美術館	主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員 専門学芸員 専門学芸調査員	上席専門学芸員 上席専門学芸 調査員 主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員	首席専門学芸員 首席専門学芸 調査員		
	警察	本部	刑事部科学捜 査研究所	主査専門研究員 専門研究員	上席専門研究員 主査専門研究員	科学捜査研究官	

備考1 知事の事務部局に置かれる課付若しくは所付の職、教育委員会の事務局に置かれる部付若しくは課付の職又は警察本部に置かれる部付若しくは所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から5級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 4級以下の級に区分される職のうち任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を1級上位に決定することができる。

3 一の職が2の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

6 医療職給料表(1)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級
知事の事務部局	本庁	医師 歯科医師	医務主幹 担当課長	総括課長 課長 医務主幹 担当課長	副部長 医療政策室長 医務担当技監 総括課長 課長
	広域振興局		課長 医務主幹 医師 歯科医師	保健福祉環境技監 部長 課長 医務主幹	保健福祉環境技監 部長
広域振興局以外の 出先機関	環境保健研究センター			首席専門研究員	首席専門研究員
	保健所		課長 医務主幹 医師 歯科医師	所長 副所長 次長 課長 医務主幹	所長 副所長 次長
	福祉総合相談センター		医務主幹 医師	部長 医務主幹	部長
	精神保健福祉センター		医務主幹 医師	所長 医務主幹	所長

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、局付、課付又は所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て2級から4級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 3級以下の級に区分されている職で知事が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を1級上位に決定することができる。

3 一の職が2の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

7 医療職給料表(2)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	
知事の事務部局	本庁	診療放射線技師	薬剤師						
	広域振興局	臨床検査技師	獣医師	主査	主査	課長 主任主査 主査	保健福祉室長	保健福祉室長	
		栄養士 学校栄養職員	診療放射線技師 臨床検査技師						
	広域振興局以外の出先機関	食肉衛生検査所	衛生検査技師	栄養士			課長	所長	所長
		保健所	理学療法士 作業療法士	学校栄養職員 衛生検査技師			課長	次長	次長
		福祉総合相談センター	理療士 言語聴覚士	理学療法士 作業療法士					
		精神保健福祉センター		理療士 言語聴覚士					
		家畜保健衛生所					課長 次長	所長(中央を除く) 次長(中央に限る。)	所長 次長(中央に限る。)
					主査	主査	主任主査 主査		
								主幹	
	専門職員					上席薬剤師 上席獣医師 上席診療放射線技師 上席臨床検査技師 上席栄養士 上席衛生検査技師 上席理学療法士 上席言語聴覚士			
				主査薬剤師 主任薬剤師 主査獣医師 主任獣医師 主査診療放射線技師 主任診療放射線技師 主査臨床検査技師 主任臨床検査技師 主査栄養士 主任栄養士 主査衛生検査技師	主査薬剤師 主任薬剤師 主査獣医師 主任獣医師 主査診療放射線技師 主任診療放射線技師 主査臨床検査技師 主任臨床検査技師 主査栄養士 主任栄養士 主査衛生検査技師	主査薬剤師 主査獣医師 主査診療放射線技師 主査臨床検査技師 主査栄養士 主査衛生検査技師			

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	
					主任衛生検査技師 主査理学療法士 主任理学療法士 主査作業療法士 主任作業療法士 主査理療士 主任理療士 主査言語聴覚士 主任言語聴覚士 薬剤師 獣医師 診療放射線技師 臨床検査技師 栄養士 衛生検査技師 理学療法士 作業療法士 理療士 言語聴覚士	主任衛生検査技師 主査理学療法士 主任理学療法士 主査作業療法士 主任作業療法士 主査理療士 主任理療士 主査言語聴覚士 主任言語聴覚士	主査理学療法士 主査作業療法士 主査理療士 主査言語聴覚士			
教育委員会	教育機関	県立高等学校等			主任栄養士 栄養士	主任栄養士				
		市町村立小中学校			主任学校栄養職員 学校栄養職員	主任学校栄養職員				

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、課付又は所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から7級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 5級以下の級に区分されている職で任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を上位の級に決定することができる。

3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

8 医療職給料表(3)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級		
知事の事務 部局	本庁	准看護師	保健師 看護師 看護教員 准看護師	保健師 看護師					
	広域振興局			主査 保健師 看護師	主査	課長 主任主査 主査	保健福祉室長		
	広域振興局以 外の出先機関			保健所	保健師 看護師			課長	次長
				福祉総合相 談センター					
				児童相談所					
				高等看護学院	科主任 看護教員	科主任	副学院長 科主任		
				精神保健福 祉センター	保健師				
						主査	主査	主任主査 主査	
									主幹
				専門職員		主査保健師 主任保健師 主査看護教員 主任看護教員 主査看護師 主任看護師	主査保健師 主任保健師 主査看護教員 主任看護教員 主査看護師 主任看護師	主査保健師 主任保健師 主査看護教員 主任看護教員 主査看護師 主任看護師	主査保健師 主任保健師 主査看護教員 主任看護教員 主査看護師 主任看護師
						主査保健師 主任保健師 主査看護教員 主任看護教員 主査看護師 主任看護師			
教育委員会 の事務局	本庁		保健師	主査保健師 主任保健師 保健師	主査保健師 主任保健師	主査保健師 主任保健師	主査保健師 主任保健師		
警察	本部		保健師	主査保健師 保健師	主査保健師	主査保健師	主査保健師 主任保健師		

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、課付若しくは所付けの職又は警察本部に置かれる課付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から6級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 5級以下の級に区分されている職で任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を上位の級に決定することができる。

3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

(3) 給料の特別調整額
 給料の特別調整額に関する規則 (昭和 35 年岩手県人事委員会規則第 16 号)
 別表第 1 (第 2 条関係)

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

組 織	区 分						
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種	
知事事務局	本庁	企 画 理 事 復 興 局 長 会 計 管 理 者 部 長 秘 書 広 報 室 長 国 体・障 が い 者 ス ポ ー ツ 大 会 局 長	副 部 長 副 室 長 副 局 長 室 長 首 席 調 査 監 首 席 ふ る さ と 振 興 監 首 席 I L C 推 進 監 局 長 環 境 担 当 技 監 医 務 担 当 技 監 農 政 担 当 技 監 農 村 整 備 担 当 技 監 林 務 担 当 技 監 水 産 担 当 技 監 道 路 都 市 担 当 技 監 河 川 港 湾 担 当 技 監 復 興 担 当 技 監 理 事 技 監	参 事 技 術 参 事 総 括 課 長 (人 事 課 及 び 財 政 課 に 限 る。)	総 括 課 長 調 査 監 総 務 事 務 セ ン タ ー 所 長 政 策 監 調 整 監 医 師 支 援 推 進 監 競 馬 改 革 推 進 監 県 産 米 戦 略 監 出 納 指 導 監 特 命 参 事	報 道 監 防 災 危 機 管 理 監 ふ る さ と 振 興 監 地 域 連 携 推 進 監 県 産 米 生 産 振 興 監 県 産 米 販 売 推 進 監 課 長	担 当 課 長
	広域振興局	局 長	副 局 長 部 長 (盛 岡 に 限 る。) 保 健 福 祉 環 境 技 監 (盛 岡 に 限 る。)	保 健 福 祉 環 境 技 監 参 事 技 術 参 事 経 営 企 画 部 長 総 務 部 長 保 健 福 祉 環 境 部 長 (県 南 に 限 る。) 農 政 部 長 水 産 部 長 (沿 岸 に 限 る。) 土 木 部 長	県 税 部 長 保 健 福 祉 環 境 部 長 (県 南 を 除 く。) 農 林 部 長 林 務 部 長 水 産 部 長 (県 北 に 限 る。) 特 命 参 事 納 税 室 長 課 税 室 長 保 健 福 祉 室 長 (盛 岡 に 限 る。) 農 業 振 興 室 長 農 業 改 良 普 及 室 長 農 村 整 備 室 長 (盛 岡 及 び 県 南 に 限 る。) 管 理 用 地 室 長 道 路 河 川 室 長	県 税 室 長 保 健 福 祉 室 長 (盛 岡 を 除 く。) 農 村 整 備 室 長 (沿 岸 及 び 県 北 に 限 る。) 企 画 推 進 課 長 産 業 振 興 課 長 (盛 岡 に 限 る。) 管 理 主 幹 総 務 課 長 (総 務 部 (総 務 セ ン タ ー を 除 く。)) に 限 る。) 農 政 調 整 課 長 農 林 調 整 課 長 林 業 振 興 課 長 (盛 岡 に 限 る。) 水 産 調 整 課 長 副 部 長 用 地 課 長 (盛 岡 及 び 花 巻 土 木 セ	

組 織	区 分					
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
				建築住宅室長 センター所長 (千厩土木センターを除く。)	(センターに限る。) 調整課長 センター所長 (千厩土木センターに限る。) センター副所長 林務室長 整備事務所長 ダム建設事務所長 普及サブセンター所長 林務出張所長	
広域振興局以外の出先機関	東京事務所長 先端科学技術研究センター所長 環境保健研究センター所長 保健所長(県央に限る。) 保健所副所長(県央に限る。) 福祉総合相談センター所長 産業技術短期大学校副校長 農業研究センター所長 林業技術センター所長 水産技術センター所長 農業大学校長 農業改良普及センター所長(中央に限る。)	保健所長(奥州に限る。) 保健所副所長(奥州に限る。) 家畜保健衛生所所長(中央に限る。) 農業研究センター副所長 農業研究センター畜産研究所長	東京事務所の部長 消防学校長 食肉衛生検査所長 環境保健研究センター副所長 県民生活センター所長 保健所長(県央及び奥州を除く。) 保健所次長(奥州を除く。) 福祉総合相談センターの部長 児童相談所長 精神保健福祉センター所長 杜陵学園長 大阪事務所長 名古屋事務所長 福岡事務所長 産業技術短期大学校事務局長 産業技術短期大学校教育部長 高等技術専門校長 病虫害防除所長 家畜保健衛生所長 家畜保健衛生所次長(中央に限る。) 漁業取締事務所長 生物工学研究所長	保健所次長(奥州に限る。) 農業研究センター畜産研究所外山畜産研究室長 農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室長 農業改良普及センター普及サブセンター所長		

組 織	区 分					
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
				農業研究センターの部長 農業研究センター畜産研究所次長 農業研究センター県北農業研究所長 林業技術センター副所長 水産技術センター副所長 内水面水産技術センター所長 農業大学校副校長 農業大学校事務局長 農業大学校教育部長 農業改良普及センター所長 農業改良普及センター副所長 北上川上流流域下水道事務所長 花巻空港事務所長		
議会の事務局	事務局長	次長	参事	総括課長	課長	担当課長
教育委員の事務局等	本庁	教育次長 室長	参事 総括課長(教職員課に限る。)	総括課長 特命参事	課長	担当課長
	出先機関	教育事務所長 (盛岡に限る。)		教育事務所長 教育事務所企画総務課長(盛岡に限る。)	教育事務所教務課長(盛岡に限る。)	
	教育機関	総合教育センター所長 図書館長		生涯学習推進センター所長 図書館副館長 埋蔵文化財センター所長	総合教育センターの部長 埋蔵文化財センター副所長	
	県立学校				校長 高等学校又は特別支援学校の事務長(盛岡第一、盛岡農業、盛岡工業、盛岡商業及び盛岡となん支援に限る。)	副校長 教頭 高等学校又は特別支援学校の事務長(不来方、杜陵、黒沢尻工業、水沢、一関

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
							第一、大船渡、釜石、宮古、宮古水産、福岡、盛岡視覚支援、盛岡聴覚支援及び花巻清風支援に限る。） 船長
警察	本部等		部長 警察学校長 参事官（首席監察官、警務課長、生活安全企画課長、刑事企画課長、交通企画課長又は公安課長を兼ねる参事官に限る。）	参事官 参事 課長（監察課長に限る。）	課長 監察官 留置管理官 科学捜査研究所長 機動捜査隊長 交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 機動隊長 検視官室長（警視である検視官室長に限る。）	公安委員会補佐室長 取調べ監督業務推進室長 警務調査官 人事調査官 企画室長 給与調査官 広報官 被害者支援室長 会計調査官 施設調査官 指導監査室長 災害復興推進室長 厚生調査官 共済調査官 訟務調査官 情報管理調査官 安全・安心まちづくり推進室長 生活安全調査官 人身安全対策室長 地域実務指導室長 地域調査官 少年事件指導官 生活環境調査官 サイバー犯罪対策室長 刑事指導官 検視官室長 性犯罪捜査指導官 知能犯捜査指導官 意見聴取官 交通調査官 交通管制官 交通事故事件捜査統括官	

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
						交通聴聞官 自動車運転免許 試験場長 高速道路交通調 査官 警備指導官 情報分析官 外事・国際テロ 対策室長 警備管理官 災害対策室長 警衛対策監 術科調査官 警察学校副校長	
	警察署		署長（盛岡東、 盛岡西、紫波及 び花巻に限る。）	署長（岩手、北 上、水沢、一関、 大船渡、釜石、 宮古、久慈及び 二戸に限る。）	署長 副署長	地域官 刑事官	
選挙 管理 委員 会					書記長		
監査 委員 の 事務 局			事務局長		総括課長		
人事 委員 会 の 事務 局			事務局長	参事	総括課長		担当課長
労働 委員 会 の 事務 局			事務局長	参事	総括課長		
収用 委員 会 の 事務 局					事務局長		
海漁 区 業 調 整 委 員 会 の 事務 局					事務局長		

備考1 2種から6種までの欄に掲げる職（第2条第2項ただし書の規定に基づき、別表第1に掲げる職のうち当該職に対応する同表の区分欄に定める区分より1種上位の区分とすることとして人事委員会が別に定める職を除く。）のうち人事委員会の承認を得たものにあつては、当該職を占める職員の区分より1種上位の区分とすることができる。

2 1種から5種までの欄に掲げる職（以下「指定職」という。）を占める職員が欠けた場合は、当該指定職の職務を代理することとなる職が、その指定職の属する区分の1種下位の区分欄に掲げられているものとする。指定職が事務取扱い又は兼務を命ぜられた者をもって充てられている場合（別に定める場合を除く。）においても、同様とする。

ア 行政職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
10 級	1 種	133,600 円
9 級	1 種	128,900 円
	2 種	103,100 円
8 級	2 種	94,300 円
	3 種	84,900 円
	4 種	75,400 円
7 級	3 種	80,100 円
	4 種	71,200 円
	5 種	53,400 円。ただし、総合教育センターの部長にあつては、62,300 円
	6 種	44,500 円
6 級	3 種	75,700 円
	4 種	67,300 円
	5 種	50,500 円。ただし、総合教育センターの部長にあつては、58,900 円
	6 種	42,100 円
5 級	5 種	48,400 円
	6 種	40,400 円
4 級	5 種	44,900 円
	6 種	37,400 円

イ 公安職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
9 級	2 種	96,000 円
8 級	3 種	82,200 円
7 級	4 種	72,300 円
	5 種	54,200 円
6 級	4 種	69,900 円
	5 種	52,400 円
5 級	5 種	49,300 円

ウ 教育職給料表(1)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4 級	2 種	91,800 円
	4 種	73,400 円
	5 種	55,100 円。ただし、高等学校又は特別支援学校(以下「高等学校等」という。)の校長の職で人事委員会が別に定めるもの及び総合教育センターの部長にあつては、64,200 円
3 級	5 種	53,500 円。ただし、総合教育センターの部長にあつては、62,400 円
	6 種	44,600 円。ただし、高等学校等の教頭の職にあつては 35,700 円、高等学校等の副校長の職で、人事委員会が別に定めるものにあつては 53,500 円

エ 教育職給料表(2)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4 級	4 種	70,100 円
	5 種	52,600 円
3 級	6 種	43,100 円

オ 研究職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
5 級	2 種	102,100 円
	3 種	91,900 円
	4 種	81,700 円
4 級	4 種	72,200 円
3 級	5 種	49,100 円

カ 医療職給料表(1)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4 級	2 種	109,000 円
	3 種	98,100 円
	4 種	87,200 円
	5 種	65,400 円
3 級	2 種	103,100 円
	3 種	92,800 円。ただし、条例別表第5のア医療職給料表(1)の職務の級3級の適用を受ける保健福祉環境技監にあつては、82,500 円
	4 種	82,500 円
	5 種	61,900 円
	6 種	51,600 円
2 級	6 種	48,200 円

キ 医療職給料表(2)

職務の級	区分	給料の特別調整額
7 級	3 種	79,600 円
	4 種	70,700 円
	5 種	53,000 円
6 級	4 種	67,300 円
	5 種	50,500 円
5 級	5 種	47,900 円

ク 医療職給料表(3)

職務の級	区分	給料の特別調整額
6 級	4 種	70,800 円
	5 種	53,100 円
5 級	5 種	48,100 円

備考 別表第1に掲げる職のうち、この表に掲げられていない給料の特別調整額を定める特別の事情があると人事委員会
が認める職を占める職員に支給する給料の特別調整額については、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員
の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が別に定める額とする。

1. 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1種上位の区分があるときは、当該区分に係る給料の特別調整額未満の額
2. 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1種下位の区分があるときは、当該区分に係る給料の特別調整額を超える額
3. 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る給料の特別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額未満の額
4. 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る給料の特別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額を超える額

(4) 職員の昇格実施基準

(平成27年4月1日現在)

給料表	職務	昇格前	昇格後	要件
行政職	総括課長	6～	7～	在職2年以上
	主任主査・専門職員	4～	5～	在職2年以上
	副主幹・技術副主幹	4～	5～	在職3年以上
	主査	3～ 3-45(12)	4～ 4～	役職5年以上 役職2年以上
	主事・技師 (任命権者通知)	1-45(12) 1～	2～ 2～	大学卒 経験5年以上 短大卒 経験8年以上 高校卒 経験10年以上
公安職	警部	4-49(12)	5～	在職3年以上
	警部補	4-69(12)	5～	在職7年以上
	巡査部長	3-73(12)	4～	在職6年以上
	巡査長	3-85(12) 2-57(12)	4～ 3～	在職6年以上 在職2年以上
研究職	主査専門研究員・主任専門研究員	2～ 2-49(12)	3～ 3～	役職2年以上 役職1年以上
	技師 (任命権者通知)	1～	2～(専門研究員)	大学卒 経験4年以上
医療職 (1)	所長・副所長	3～	4～	経験25年以上 かつ 在級10年以上 (人事委員会承認事項)
	課長・主幹	2～	3～	経験13年以上 かつ 在級6年以上
医療職 (2)	所長・保健所次長	6～	7～	在職2年以上 (人事委員会承認事項)
	主査・主査薬剤師等	4～	5～	役職4年以上 又は 在級3年以上
		4-33(12) 5～	5～	役職1年以上
		3～ 3-37(12) 4～	4～ 4～	役職1年以上
	主任薬剤師等	3～ 3-37(12)	4～ 4～	役職1年以上
	薬剤師・獣医師	2-25(12) 2～	3～ 3～	大学6卒 経験3年以上 大学卒 経験6年以上
診療放射線技師等	2-29(12) 2～	3～ 3～	大学卒 経験7年以上 短大3卒 経験8年以上 短大卒 経験9年6月以上 高校専攻科卒 経験11年以上 高校卒 経験12年以上 中学卒 経験16年以上	
医療職 (3)	主査・科主任・主査保健師等	4～	5～	在級1年以上
		3～ 3-49(12)	4～ 4～	役職2年以上
		主任保健師等	3～ 3-49(12)	4～ 4～
	保健師・看護師	2-33(12) 2～	3～ 3～	大学卒 経験6年以上 短大3卒 経験7年以上 短大2卒 経験8年以上
准看護師	1-29(12) 1～	2～ 2～	准看護師養成所卒 経験7年以上	

(5) 管理職員等の範囲

a 県分に係る管理職員等の範囲(昭和41年岩手県人事委員会規則第21号(平成27年4月1日現在))

組	織	職 員
議会事務局		事務局長 次長 総括課長 総務課の主任主査及び主査(人事、給与、服務又は秘書の事務を担当する者に限る。)
知事の 事務部 局	本庁	企画理事 復興局長 会計管理者 部長 秘書広報室長 国体・障がい者スポーツ大会局長 技監 副部長 副室長 副局長 出納局長 担当技監 企画室の室長 首席調査監 総務室長 総合防災室長 政策推進室長 首席ふるさと振興監 地域振興室長 科学I L C推進室長 廃棄物特別対策室長 若者女性協働推進室長 医療政策室長 医師支援推進室長 雇用対策・労働室長 競馬改革推進室長 県産米戦略室長 総括課長 調査監 報道監 総務事務センター所長 政策監 調整監 ふるさと振興監 地域連携推進監 医師支援推進監 県産米戦略監 県産米生産振興監 県産米販売推進監 出納指導監 課長及び担当課長(部局等若しくは出納局又は室課等の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。) 給与人事担当課長 行政経営担当課長 調査担当課長 予算担当課長 法務学事課の特命課長 管財課の管理担当課長 職員福祉担当課長 指導審査課長 主任主査及び主査(部局等又は出納局の主管室課等において人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。) 秘書広報室の主任主査及び主査(調査に関する事務を担当する者に限る。) 秘書課の主任主査及び主査(秘書の事務を担当する者に限る。) 人事課の給与人事又は行政経営に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 財政課の主任主査及び主査(財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。) 法務学事課の主任主査及び主査(法務に関する事務を担当する者に限る。) 管財課の主任主査及び主査(庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。) 並びに守衛長
出先機 関	広域振興局	局長 副局長 保健福祉環境技監 部長 部の室長 管理主幹 センター所長 整備事務所長 ダム建設事務所長 総務課長 林務出張所長
	東京事務所	所長 部長
	消防学校	校長
	先端科学技術研究センター	所長 副所長
	食肉衛生検査所	所長
	環境保健研究センター	所長 副所長 企画情報部長
	県民生活センター	所長
	保健所	所長 副所長 次長
	福祉総合相談センター	所長 部長 総務課長
	児童相談所	所長 総務課長
	高等看護学院	学院長 事務長
	精神保健福祉センター	所長
	杜陵学園	園長
	大阪事務所	所長
	名古屋事務所	所長
	福岡事務所	所長
	産業技術短期大学校	副校長 事務局長 教育部長
	高等技術専門校	校長
	病虫害防除所	所長
	家畜保健衛生所	所長
	漁業取締事務所	所長 はやちね及び岩鷲の船長

組	職	員
	生物工学研究所	所長
	農業研究センター	所長 副所長 畜産研究所長 部長 県北農業研究所長 企画管理部総務課長 畜産研究所の外山畜産研究室長及び種山畜産研究室長
	林業技術センター	所長 副所長 企画総務部長
	水産技術センター	所長 副所長 総務部長 岩手丸及び北上丸の船長
	内水面水産技術センター	所長
	農業大学校	校長 副校長 事務局長 教育部長
	農業改良普及センター	所長 副所長 普及サブセンター所長
	北上川上流流域下水道事務所	所長 総務課長
	花巻空港事務所	所長
教育委員会事務局等	事務局 本庁	教育次長 教育企画室長 学校教育室長 総括課長 課長及び担当課長（室及び課内の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） 高校改革課長 人事給与担当課長 厚生福利担当課長 小中学校人事課長 県立学校人事課長 教育企画室の主任主査及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 教職員課の人事、給与又は服務に関する事務を担当する主任主査、主査及び主任並びに当該事務の企画を担当する主事 首席経営指導主事 主任経営指導主事 経営指導主事
	教育事務所	所長 課長 首席経営指導主事 主任経営指導主事 経営指導主事
教育機関	総合教育センター	所長 総務部長
	生涯学習推進センター	所長
	図書館	館長 副館長
	中学校	校長 副校長 教頭 事務長
	高等学校	校長 副校長 事務長 りあす丸及び翔洋の船長
	特別支援学校	校長 副校長 事務長
	幼稚園	園長 教頭
選挙管理委員会事務局	書記長	
監査委員事務局	事務局長 総括課長 監査第一課の主任主査及び主査（人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。）	
人事委員会事務局	事務局長 総括課長 担当課長 主任主査 主査 主任 主事（公平審査を担当する者に限る。）	
労働委員会事務局	事務局長 総括課長 主任主査及び主査（人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。）	
収用委員会事務局	事務局長	
海区漁業調整委員会事務局	事務局長	

附則（平成27年3月31日人事委員会規則第12号）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する場合において、当該教育長が在職する間、この規則による改正後の管理職員等の範囲を定める規則別表の規定の適用については、同表中「教育次長」とあるのは、「教育長 教育次長」とする。

b 市町村分に係る管理職員等の範囲(昭和41年岩手県人事委員会規則第22号(平成26年5月2日現在))

別表第1 市町村 (第2条関係)

1 宮古市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務部局	本庁	部長 危機管理監 会計管理者 次長 課長 産業支援センター所長 室長 (秘書室、きれいなまち推進室及び子育て支援室の室長に限る。) 総務課の主査 (人事、給与、服務、職員団体及び法規審査の事務を担当する者に限る。) 企画課の副主幹 (秘書の事務を担当する者に限る。) 財政課の副主幹及び主査 (予算及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。)
	福祉事務所	所長
	総合事務所	所長 課長
	保育所	所長
	診療所	所長 事務長
	歯科診療所	所長 事務長
	保健センター	所長 (宮古保健センターの所長に限る。)
教育委員会の事務局等	事務局	教育長 教育部長 課長 総務課の副主幹
	小学校及び中学校	校長 副校長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

2 大船渡市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務部局	本庁	会計管理者 局長 部長 室長 課長 所長 次長 (大船渡魚市場建設推進室の次長に限る。) 秘書広聴課の課長補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐 (人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。) 及び人事係長 財政課の課長補佐 (予算の事務を担当する者に限る。) 及び財政係長
	市民文化会館	館長
	福祉事務所	所長
	三陸支所	支所長
	診療所	所長
	歯科診療所	所長
教育委員会の事務局等	本庁	教育長 教育次長 課長 生涯学習課の課長補佐 (人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。)
	小学校及び中学校	校長 副校長
	博物館	館長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

3 花巻市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 事務局次長
市長の事務部局	本庁	部長 会計管理者 課長 室長 (国際交流室の室長に限る。) 所長 (市民生活総合相談センターの所長に限る。) 総務課の課長補佐、法規文書係長及び人事係長 契約管財課の課長補佐 (庁舎管理の事務を担当する者に限る。) 秘書政策課の課長補佐及び秘書係長 財政課の課長補佐及び財政係長
	総合支所	支所長 課長
	清掃センター	所長
	保健センター	所長
教育委員会の事務局等	事務局	教育長 部長 課長 教育企画課の課長補佐
	博物館	副館長
	保育園	園長 (日居城野保育園、西公園保育園、南城保育園、湯本保育園、宮野日保育園、大迫保育園及び成島保育園の園長に限る。)
	小学校及び中学校	校長 副校長
学校給食センター		所長 (花巻学校給食センター、南城学校給食センター、石鳥谷学校給食センター及び東和学校給食センターの所長に限る。)

組 織	職 員
監査委員の事務局	事務局長
農業委員会の事務局	事務局長

4 北上市

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長 課長	
市長の事務部局	本庁 部長 会計管理者 課長 政策企画課の課長補佐及び行政経営係長 総務課の課長補佐、法規文書係長及び人事厚生係長 財政課の課長補佐、財政係長及び管財係長	
教育委員会の事務局等	事務局	教育長 教育部長 課長 総務課の課長補佐
	小学校及び中学校	校長 副校長
	幼稚園	園長
	保育園	園長
	学校給食センター	所長。(中央学校給食センター及び北部学校給食センターの所長に限る。)
	中央図書館	館長
埋蔵文化財センター	所長	
監査委員の事務局	事務局長	
農業委員会の事務局	事務局長	

5 久慈市

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長 次長	
市長の事務部局	本庁	部長 担当部長 会計管理者 課長 室長 総務課の総括主査 財政課の総括主査 政策推進課の総括主査 (秘書の事務を担当する者に限る。)
	総合支所	支所長 課長
	福祉事務所	所長
	診療所	事務長
	保育園	園長 (小久慈保育園の園長に限る。)
	保健センター	所長
教育委員会の事務局等	事務局	教育長 教育次長 課長 室長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局	事務局長	
監査委員の事務局	事務局長	
農業委員会の事務局	事務局長	

6 遠野市

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長	
市長の事務部局	本庁	部長 特命部長 担当部長 会計管理者 課長 担当課長 室長 所長 (地域包括支援センターの所長に限る。) 経営企画部の副主幹及び主査 (予算及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。) 総務課の課長補佐、行政文書係長及び職員係長
	市民センター	所長 課長
	支所	支所長 課長
	清養園クリーンセンター	所長
	子育て総合支援センター	所長
	診療所	所長
	歯科診療所	所長
	教育委員会の事務局等	事務局
小学校及び中学校	校長 副校長	
選挙管理委員会の事務局	事務局長	
監査委員の事務局	事務局長	
農業委員会の事務局	事務局長	

7 一関市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 次長
市長の事務部 局	本庁	部長 参事 技監 会計管理者 部次長 副参事 課長 室長 監 秘書室の室長補佐及び秘書主任主査 職員課の課長補佐（人事給与の事務を担当する者に限る。）及び人事給与係長 総務課の課長補佐及び法規文書係長 財政課の課長補佐、財政係長、行革推進係長及び管財係長
	支所	支所長 支所次長 課長 室長
	保健センター	所長（一関保健センターの所長に限る。）
	診療所	所長 歯科部長 事務長
	歯科診療所	所長
	保育園	園長（一関あおば保育園、大原保育園、興田保育園、猿沢保育園、千厩保育園、奥玉保育園、長坂保育園及び川崎保育園の園長に限る。）
こども園	園長（藤沢こども園の園長に限る。）	
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 部長 部次長 課長 監 教育総務課の庶務係長 学校教育課の課長補佐（人事の事務を担当する者に限る。）
	小学校及び中学校	校長 副校長
	博物館	次長
	学校給食センター	所長（一関西部学校給食センターの所長に限る。）
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

8 陸前高田市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務部 局	本庁	理事 部長 局長 会計管理者 課長 企画政策課の課長補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐及び職員係長 財政課の課長補佐及び財政係長
	福祉事務所	所長
	診療所	診療所長
	保育所	所長（矢作保育所の所長を除く。）
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 教育次長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

9 釜石市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務部 局	本庁	部長 副室長 危機管理監 技監 会計管理者 部次長 副本部長 課長 事務局次長 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） 室長（世界遺産登録推進室、国土調査推進室、高規格幹線道路対策室、都市整備推進室、用地調整室、復興住宅整備室及びリーディング事業推進室の室長に限る。） 総務課の課長補佐、秘書係長、行政係長及び職員係長 財政課の課長補佐及び財政係長
	福祉事務所	所長
	保育所	所長
	事務局	教育長 教育次長 課長
教育委員会の 事務局等	小学校及び中学校	校長 副校長
	幼稚園	園長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

10 二戸市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 事務局次長
市長の事務部 局	本庁	部長 会計管理者 副部長 課長 室長（財政課財産管理室の室長に限る。） 政策推進課の副主幹及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 総務課の副主幹（人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。） 財政課の副主幹及び財政課財産管理室の副主幹
	総合支所	支所長 課長
	福祉事務所	所長
	診療所	所長 事務長
	保育所	所長
	保育園	園長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 部長 課長 副主幹（人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。）
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		書記長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

11 八幡平市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務部 局	本庁	部長 会計管理者 課長 室長 市長公室の室長補佐、秘書広報係長及び財政係長 総務課の課長補佐、行政係長及び契約管財係長
	総合支所	総合支所長 課長
	福祉事務所	所長
	病院	病院長 副院長 科長 事務局長 看護師長
	診療所	所長 事務長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 教育次長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

12 奥州市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 事務局次長
市長の事務部 局	本庁	部長 室長（行財政改革推進室及び国体推進室の室長に限る。） 会計管理者 課長 総務課の課長補佐、秘書係長、行政係長及び職員係長 財政課の課長補佐及び財政係長 財産運用課の課長補佐
	総合支所	総合支所長 課長
	福祉事務所	所長
	病院（まごころ病院に限る。）	院長 副院長 科長 事務長
	診療所	所長 事務長
	歯科診療所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 教育部長 課長 教育総務課の課長補佐
	支所	支所長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	保育所	所長（前沢保育所の所長に限る。）
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

13 滝沢市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務部 局	本庁	会計管理者 部長 課長 室長 人事課の主査（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。） 財務課の主査（予算の事務を担当する者に限る。）
	事務局	教育長 部長 課長（担当課長を除く。） 室長
教育委員会の 事務局等	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

14 雫石町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 保健師長 総務課の主査（人事、給与、サービス、法規審査又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 企画財政課の主査（予算の事務を担当する者に限る。）
	診療所	所長 副所長 事務長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

15 葛巻町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	課長 会計管理者 総務企画課の室長（給与、予算、法規審査及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 政策秘書課の室長
	病院	病院長 理事 副院長 科長 事務局長 総看護師長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	保育園	園長（葛巻保育園の園長に限る。）
農業委員会の事務局		事務局長

16 岩手町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	課長 会計管理者 総務課の主幹（人事、給与、サービス又は予算の事務を担当する者に限る。） 所長
	事務局	教育長 教育次長
教育委員会の 事務局等	小学校及び中学校	校長 副校長
	中央公民館	館長
農業委員会の事務局		事務局長

17 紫波町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 部長 課長 室長（総務文書室、職員管財室及び政策調整室の室長に限る。）
	情報交流館	事務局長
	保育所	所長（佐比内保育所の所長を除く。）
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 教育部長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

18 矢巾町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 総務課の課長補佐及び職員係長
	保育園	園長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食共同調理場	所長 次長
農業委員会の事務局		事務局長

19 西和賀町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	課長 会計管理者 室長 総務課の庶務・財政グループリーダー
	病院	病院長 副院長 外科医長 歯科医長 総括看護師長 事務長
	保育所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

20 金ケ崎町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 参事 課長 総合政策課の課長補佐（人事、給与又は服務の事務を担当する者に限る。）
	保健福祉センター	所長 副所長 科長 事務長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 教育次長
	中央生涯教育センター	所長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
農業委員会の事務局		事務局長

21 平泉町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	課長 室長 会計管理者
	保健センター	所長
	保育所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育長 教育次長 世界遺産推進室長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

22 住田町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 室長 総務課の課長補佐
	事務局	教育長 教育次長
教育委員会の 事務局等	保育園	園長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

23 大槌町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 部長 局長 課長 室長（出納室及び被災者支援室の室長に限る。） 総務課の主幹及び主任主査
	事務局	教育長 部長 教育次長 課長
教育委員会の 事務局等	小学校及び中学校	校長 副校長

組 織	職 員
監査委員の事務局	室長
農業委員会の事務局	事務局長

24 山田町

組 織	職 員
議会の事務局	事務局長
町長の事務部局	本庁 会計管理者 課長 総務課の課長補佐（人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。）
教育委員会の事務局等	事務局 小学校及び中学校 教育長 教育次長 課長 校長 副校長

25 岩泉町

組 織	職 員
議会の事務局	事務局長
町長の事務部局	本庁 保育園 歯科診療所 会計管理者 課長 総務課の総括室長 園長（いわいずみこども園の園長に限る。） 所長
教育委員会の事務局等	事務局 小学校及び中学校 教育長 教育次長 校長 副校長
農業委員会の事務局	事務局長

26 田野畑村

組 織	職 員
議会の事務局	事務局長
村長の事務部局	本庁 診療所 歯科診療所 会計管理者 課長 所長 事務長 所長 事務長
教育委員会の事務局等	事務局 小学校及び中学校 教育長 教育次長 校長 副校長
農業委員会の事務局	事務局長

27 普代村

組 織	職 員
議会の事務局	事務局長
村長の事務部局	本庁 診療所 歯科診療所 会計管理者 課長 所長 事務長 所長
教育委員会の事務局等	事務局 小学校及び中学校 教育長 教育次長 校長 副校長
農業委員会の事務局	事務局長

28 軽米町

組 織	職 員
議会の事務局	事務局長
町長の事務部局	本庁 保育園 健康ふれあいセンター 会計管理者 課長 園長（軽米保育園及び小軽米保育園の園長に限る。） 所長
教育委員会の事務局等	事務局 小学校及び中学校 幼稚園 教育長 教育次長 担当主幹 校長 副校長 園長
選挙管理委員会の事務局	事務局長
農業委員会の事務局	事務局長

29 野田村

組 織	職 員
議会の事務局	事務局長
村長の事務部局	会計管理者 課長 室長
教育委員会の事務局等	事務局 小学校及び中学校 教育長 教育次長 校長 副校長

30 九戸村

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
村長の事務部局	本庁	会計管理者 課長 室長
教育委員会の事務局等	事務局	教育長 教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長

31 洋野町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部局	本庁	会計管理者 参事 課長 室長 総務課の課長補佐及び人事係長
	病院	院長 副院長 外科医長 内科医長 事務長 看護師長
	診療所	所長
	歯科診療所	所長
教育委員会の事務局等	事務局	教育長 課長
	事務所	所長
	小学校及び中学校	校長 副校長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

32 一戸町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部局	本庁	部長 会計管理者 課長 総務課の課長補佐
教育委員会の事務局等	事務局	教育長 教育次長 課長 室長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	食育センター	所長
農業委員会の事務局		事務局長

別表第2 一部事務組合（第2条関係）

1 岩手県市町村総合事務組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 会計管理者

2 北上地区広域行政組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長（人事、給与、服務又は予算に関する事務を総括する者に限る。）

3 二戸地区広域行政事務組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 事務局長補佐 会計管理者 室長 所長

4 盛岡北部行政事務組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長

5 紫波、稗貫衛生処理組合

組織	職員
管理者の事務部局	会計管理者 事務局長 場長 場長心得

6 岩手・玉山環境組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長

7 盛岡・紫波地区環境施設組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 所長

8 岩手県競馬組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 部長

9 岩手県沿岸知的障害児施設組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 次長

10 大船渡地区環境衛生組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長

11 釜石大槌地区行政事務組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 課長

12 宮古地区広域行政組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 課長

13 岩手県自治会館管理組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 会計管理者

14 盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 事業所長

15 岩手中部広域行政組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 主幹

16 一関地区広域行政組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 課長 清掃センター所長

17 岩手沿岸南部広域環境組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長

18 奥州金ヶ崎行政事務組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 会計管理者 課長 企画総務課の課長補佐（人事、給与又はサービスの事務を担当する者に限る。）

19 岩手北部広域環境組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	会計管理者 事務局長

20 滝沢・雫石環境組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	会計管理者 事務局長 所長

別表第3 広域連合（第2条関係）

1 気仙広域連合

組 織	職 員
広域連合の長の事務部局	課長

2 久慈広域連合

組 織	職 員
広域連合の長の事務部局	事務局長 課長

3 岩手県後期高齢者医療広域連合

組 織	職 員
広域連合の長の事務部局	会計管理者 事務局長 事務局次長 総務課長

(6) 登録職員団体一覧

平成27年4月1日現在

登録番号	登録年月日	職員団体名	法人格の有無	代表者	組合員数
1	S41. 10. 12	岩手県教職員組合	有	砂金良昭	3,804
2	S41. 10. 11	岩手県高等学校教職員組合	有	澤瀬清巳	3,075
3	S41. 10. 11	岩手県教育委員会事務局職員組合	有	菅野啓	163
4	S41. 10. 11	岩手県立学校事務職員組合	有	金澤信行	128
11	S41. 10. 29	矢巾町職員労働組合	有	川村清一	165
14	S41. 12. 14	滝沢市職員組合	有	丹野宗浩	204
15	S41. 12. 15	岩手県職員労働組合	有	平中清人	2,015
16	S41. 12. 15	紫波町職員労働組合	有	橋本豊	147
19	S42. 1. 24	大船渡市役所職員組合		佐藤克敏	362
20	S42. 2. 10	陸前高田市職員労働組合	有	千葉達	99
23	S41. 10. 8	金ヶ崎町職員労働組合		相澤啓	127
35	S45. 2. 24	田野畑村職員組合		久保豊	61
36	S45. 5. 6	軽米町役場職員労働組合	有	杉浦直行	167
41	S46. 2. 9	普代村職員組合		長根真奈子	45
42	S48. 5. 8	住田町職員組合		紺野勝利	87
44	S54. 7. 4	岩手県競馬組合職員組合		遠藤悟	11
45	S55. 7. 23	宮古地区広域行政職員労働組合		坂下雄一	32
48	H3. 12. 19	北上市職員労働組合		平野明紀	541
51	H12. 9. 22	奥州金ヶ崎行政事務組合職員労働組合		高橋一義	27
54	H17. 8. 8	宮古市職員労働組合		伊藤裕一	484
55	H17. 11. 25	遠野市職員労働組合		佐藤浩彦	202
56	H17. 12. 22	一関市職員労働組合	有	三浦順一	961
57	H18. 3. 3	自治労奥州市職員労働組合		及川政典	231
58	H18. 3. 3	自治労西和賀町職員労働組合		菊池輝昌	52
59	H18. 5. 9	自治労連西和賀町職員組合		泉川道浩	112
60	H18. 6. 20	奥州市職員労働組合	有	岩崎郁郎	581
61	H19. 3. 14	久慈市職員労働組合		勝田 光	299
62	H19. 3. 27	二戸市職員労働組合		石村 力	216
63	H20. 8. 28	八幡平市職員組合	有	多田和雄	221
64	H21. 3. 12	平泉町職員組合		阿部純	102
65	H23. 3. 16	自治労八幡平市職員労働組合		東本茂樹	84
66	H24. 3. 19	花巻市職員労働組合	有	佐藤秀作	689
計		32団体			

(7) 号別区分表

(平成27年3月31日付人委職第258号岩手県人事委員会委員長通知(平成27年4月1日施行))

1 人事委員会が労働基準監督機関としての職権を行使する事業又は事務所

労基法別表第一号別	事業内容	事業又は事務所の名称	事務所数
第12号	教育・研究・調査	消防学校 先端科学技術研究センター 環境保健研究センター 高等看護学院[3] 産業技術短期大学校本校 産業技術短期大学校水沢校 高等技術専門学校[3] 生物工学研究所 農業研究センター(畜産研究所及び県北農業研究所を除き、研究室を含む。) 農業研究センター畜産研究所(畜産研究室を含む。) 農業研究センター県北農業研究所 林業技術センター 水産技術センター 内水面水産技術センター 農業大学校 中学校 高等学校(分校は本校を含む。)[64] 特別支援学校(分校は本校を含む。)[13] 総合教育センター 生涯学習推進センター 図書館 警察学校	101
官公署の事業(労基法別表第一に掲げる事業を除く。)		知事部局本庁 広域振興局(行政センター、保健福祉環境部、保健福祉環境センター、県南広域振興局農政部農村整備室、整備事務所及びダム建設事務所を除く。)[4] 行政センター[10] 県南広域振興局農政部農村整備室 整備事務所 東京事務所 県民生活センター 福祉総合相談センター(障がい保健福祉部を除く。) 児童相談所[2] 大阪事務所 名古屋事務所 福岡事務所 病害虫防除所 家畜保健衛生所[3] 漁業取締事務所 農業改良普及センター(普及サブセンターを含む。)[9] 県議会事務局 教育委員会事務局本庁 教育事務所[6] 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 警察本部(鉄道警察隊及び警察航空隊を含む。) 機動捜査隊(分駐隊を含む。) 運転免許課(自動車運転免許試験場及び運転免許センターを含む。) 交通機動隊(分駐隊を含む。) 高速道路交通警察隊(分駐隊及び分遣班を含む。) 機動隊 警察署(交番その他の派出所及び駐在所を含む。)[17] 労働委員会事務局 収用委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会	77
			178

2 労働基準監督署が労働基準監督機関としての職権を行使する事業又は事務所

労基法別表第一号別	事業内容	事業又は事務所の名称	事務所数
第1号	製造・加工	施設総合管理所 県南施設管理所	2
第3号	土木・建築	ダム建設事務所 流域下水道事務所	2
第4号	運送	空港事務所	1
第12号	教育・研究・調査	○福祉の里センター ○視聴覚障がい者情報センター ○いわて子どもの森 ○青少年の家[3] ○博物館 ○美術館 ○埋蔵文化財センター ○野外活動センター	10
第13号	保健衛生	広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境センター[9] 食肉衛生検査所 保健所[9] 福祉総合相談センター障がい保健福祉部 精神保健福祉センター 杜陵学園 県立病院[20] 附属診療所[8] 特別支援学校寄宿舎[8] ○リハビリテーションセンター ○療育センター	60
第14号	旅館・接客業	議員会館 ○県民活動交流センター ○ふれあいランド岩手 ○産業文化センター ○公会堂 ○花巻広域公園 ○御所湖広域公園 ○県民会館 ○体育館 ○野球場 ○スケート場 ○武道館 ○運動公園	13
官公署の事業(労基法別表第一に掲げる事業を除く。)		医療局本庁 企業局本庁	2
			90

注1 [.]内の数は事業又は事務所数を示すものである。

注2 ○を付した事業又は事務所は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき管理を委託しているものである。

(8) 市町村等公平事務委託状況一覧

(平成27年4月1日現在)

区分	受託市町村等	公平委員会
市	宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 滝沢市	盛岡市 13
町	雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町 西和賀町 金ヶ崎町 平泉町 住田町 大槌町 山田町 岩泉町 軽米町 洋野町 一戸町	15
村	田野畑村 普代村 野田村 九戸村	4
一部事務組合	岩手県市町村総合事務組合 大船渡地区消防組合 北上地区広域行政組合 二戸地区広域行政事務組合 盛岡北部行政事務組合 紫波・稗貫衛生処理組合 岩手・玉山環境組合 盛岡・紫波地区環境施設組合 岩手県競馬組合 岩手県沿岸知的障害児施設組合 大船渡地区環境衛生組合 釜石大槌地区行政事務組合 宮古地区広域行政組合 北上地区消防組合 岩手県自治会館管理組合 盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合 岩手中部広域行政組合 一関地区広域行政組合 岩手沿岸南部広域環境組合 奥州金ヶ崎行政事務組合 岩手北部広域環境組合 滝沢・雫石環境組合	盛岡地区衛生処理組合 盛岡地区広域消防組合 22
広域連合	気仙広域連合 久慈広域連合 岩手県後期高齢者医療広域連合	3
計	13市 15町 4村 22一部事務組合 3広域連合	57 1市 2組合 3

注1) 平成26年度の公平事務委託経常費（一般経常費）の総額は、2,401千円である。

注2) 平成20年度から経常費負担額の見直しを行い、公平審査分人件費（審査負担金）を除く経常費（一般経常費）負担総額を2,400千円とし、この額を団体規模に関係なく請求する均等割（一律10,000円）及び委託市町村の職員規模に応じて按分される職員数割により算出し、請求する方式とした。また、公平審査事案が発生した団体においては、審査負担金として1件当たり200,000円を経常費に加算して請求することとした。